

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、
包括外部監査人高野伊久男から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同
法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月8日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

令和2年度 包括外部監査報告書

「子ども・子育て支援事業に関する
財務事務の執行について」

相模原市包括外部監査人
公認会計士 高野 伊久男

(本報告書における記載内容の注意事項)

・監査の「結果」

今後、相模原市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

・監査の「意見」

監査の「結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、相模原市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として相模原市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、相模原市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・本報告書で用いている主な用語

用語	内容
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。 「期間合計特殊出生率」と「コーホート合計特殊出生率」の2つの種類があるが、国民生活白書をはじめとして一般には「期間合計特殊出生率」が使われている。
丙午(ひのえうま)	干支(えと)のひとつで、60年に1回まわってくる。 昭和41年の合計特殊出生率が低いのは、ひのえうまに関する迷信が影響を与えたものと考えられている。
少子化	出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子ども数の低下傾向をいう。 人口学では一般的に、合計特殊出生率が人口置き換え水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。日本では、1970年代半ば以降、この「少子化現象」が続いている。
人口置き換え水準	人口を維持するのに必要な水準。合計特殊出生率がこの水準以下になると人口が減少することになる。わが国では、2.08前後の数値が該当する。
高齢化	人口全体の中で高齢者の割合が高まっていくこと。
少子化社会対策白書	少子化社会対策基本法第9条に規定する「少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書」。政府が毎年国会に提出しなければならないとされている。
労働力人口	15歳以上の就業者及び就業したいと希望し、求職活動をしているが仕事についていない者(完全失業者)の総数をいう。
社会保障給付費	年金や医療保険等の社会保障制度を通じて国民に提供される年間の給付総額。
推計人口	直近の国勢調査確定人口を基に、住民基本台帳からその後の人口増減(出生・死亡・転入・転出)を得て、毎月1日現在の人口として算出したもの。
年少人口	15歳未満人口

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ).....	1
3. 外部監査の対象期間.....	2
4. 外部監査の実施期間.....	2
5. 監査の視点.....	2
6. 監査対象部署.....	2
7. 外部監査の補助者.....	2
8. 利害関係.....	2
第2 選定した特定の事件の概要	3
1. 少子化について.....	3
2. 国の施策について.....	6
3. 相模原市の状況について.....	11
第3 実施した外部監査の概要	15
1. 監査対象とした事業と実施した監査手続.....	15
2. 監査の結果及び意見の要約.....	24
第4 外部監査の結果及び意見	31
・ 総論	31
1. 相模原市の人口推移.....	31
2. 年少人口の状況.....	36
3. 保育所等利用待機児童の状況.....	49
4. 児童相談所等の状況.....	54
5. 幼稚園等の状況.....	62
・ こども・若者政策課	70
1. 子ども・若者未来基金積立金.....	70
・ こども家庭課	72
1. 子育て広場事業.....	72
2. こども家庭相談経費.....	75
3. ファミリー・サポート・センター事業.....	78
4. 社会的養護自立支援事業.....	80
5. 小児慢性特定疾病医療事業.....	82
・ 子育て給付課	86
1. ひとり親家庭等自立支援事業.....	86
2. 母子福祉資金貸付金.....	91
・ こども・若者支援課	95
1. 子どもの権利推進事業.....	95
2. 放課後子ども教室事業.....	98
3. 放課後児童健全育成事業.....	102
4. こどもセンター運営費.....	105
5. 子どもの広場助成事業.....	107
・ 保育課	111
1. 子育て広場事業.....	111

2 . 認定保育室補助金	118
3 . 児童福祉事務運営費	120
4 . 幼児教育・保育無償化事業	127
5 . 教育・保育施設等助成費	130
6 . 施設維持管理費	135
7 . 施設維持補修費	137
. 児童相談所	139
1 . 児童相談所運営費	139
. 青少年学習センター	141
1 . 青少年学習センター維持管理費	141
. 陽光園	145
1 . 陽光園運営費	145
参考情報	151

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

「平成 4 年度国民生活白書」は、「出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子供の低下傾向」を「少子化」と表現し、以後、「少子化」という言葉が日常的に使われるようになったといわれている。

少子化は、高齢化(人口全体の中で高齢者の割合が高まっていくこと)とあいまって、労働力人口の減少による経済成長の低下(需要と生産力の低下)を招くなどの可能性があり、少子化の速度をできるだけ緩やかにする努力が必要とされている。

「未婚化の進展」、「晩婚化の進展」、「夫婦の出生力の低下」などが少子化の原因として一般的に挙げられているが、このような状況を招いている背景として、「子育てに対する負担感の増大」、「経済的不安定の増大」、「仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ」などが考えられる。子育てに対する負担感の軽減や経済的不安定の改善を図り、仕事と子育てを両立できる環境整備を進めることは我が国の喫緊の課題と考える。

相模原市も年少人口(15 歳未満人口)は減少傾向が続いている。平成 31 年 1 月 1 日現在(推計人口)の年少人口は 85,095 人、年少人口割合は 11.9%であるが、年少人口は平成 24 年から 7,804 人が減少し、年少人口割合は 1.1 ポイント低下している。

相模原市は、平成 17 年に「さがみはら いきいき親子応援プラン～相模原市次世代育成支援行動計画～」を策定し、平成 27 年に、同年 4 月から施行されている子ども・子育て支援法に基づき「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」(以下「第一次計画」という。)を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進している。そして、第一次計画策定から 5 年が経過した令和 2 年 3 月に「さがみはら 子ども応援プラン～第 2 次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、さらなる施策の充実を図るとしている。

また、相模原市は、待機児童が生じていることや、児童虐待に関する相談が増加しているなどの課題を解決するため、平成 29 年度に、子ども・若者に関する多様な施策の総合調整機能を有する「こども・若者未来局」を設置し、加えて、妊娠期から子育て期、その先を見据えた「切れ目のない支援」を実施するために、「子育て支援センター」を各区に設置している。さらに、相模原市子どもの権利条例(平成 27 年相模原市条例第 19 号)の制定、児童相談所の機能・体制の強化、相模原市幼児教育・保育ガイドラインの策定、子どもの貧困対策の充実などを推進している。

第1 外部監査の概要

以上のとおり、相模原市は、子ども・子育て支援に関して様々な取組を推進している。これら取組は市民の関心も高いと考えられ、包括外部監査において、財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考える。よって、子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象期間

令和元年度の執行分

必要に応じて平成30年度以前または令和2年度の執行分を含む。

4. 外部監査の実施期間

令和2年7月2日から令和3年1月31日まで

5. 監査の視点

(1) 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の合规性に問題はないか

子ども・子育て支援事業に関する財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

(2) 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

子ども・子育て支援事業に関する財務事務は、経済性、効率性及び有効性に充分配慮して行われているか。

6. 監査対象部署

こども・若者未来局

7. 外部監査の補助者

加藤 聡	公認会計士	柳原 匠巳	公認会計士
鈴木 亮子	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
谷川 淳	公認会計士	山崎 愛子	公認会計士
宮本 和之	公認会計士		

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要

1. 少子化について

(1) 1.57 ショック

平成元年の合計特殊出生率が 1.57 であったことが平成 2 年に発表された。丙午¹の年（昭和 41 年）の 1.58 よりも低い戦後最低の数値で、このことは、出生率の低下に対する社会の驚きを示した言葉として「1.57 ショック」といわれている。

内閣府ホームページによると、「1.57 ショック」を契機として出生率の低下が社会的な関心を集め、以後、政策課題として取り上げられるようになった。

(2) 「平成 4 年度国民生活白書」

「平成 4 年国民生活白書」（以下「4 年白書」という。）は、「出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子供数の低下傾向」を「少子化」、「子供や若者が少ない社会」を「少子社会」と表現している。そして、「少子社会の到来、その影響と対応」という副題の下に、「少子化」を巡る結婚、家族、教育など国民生活上の諸問題を取り上げ、考察を行っている。

4 年白書は、少子社会の現状や課題について、政府の公的文書として初めて解説・分析をしたものとされており、以後、「少子化」という言葉が日常的に使われるようになったといわれている。

4 年白書は、少子化の影響は現在すぐに生ずる問題ではないが、将来の我が国の生活のあり方に重大なかかわりを持つものであり、少子化の将来の影響について、今後多角的な検討が深められる必要があるとしている。そして、少子化に影響を与えるものとして、非婚化・晩婚化および有配偶女子²の出生率低下が考えられるとして、その要因、背景を次表に示したように説明している。

表 1 少子化に影響を与えるもの

少子化に影響を与えるもの	要因	背景
非婚化	男女人口のアンバランス	都市化、サービス化の流れ
晩婚化	多様な楽しみの増大 単身生活の便利さの増大	
有配偶女子の出生率低下	老後の子供依存の低下 育児への精神的負担感の増大 子供の将来への不安 教育費の増大 仕事と家事・育児の両立の難しさ	女性の実質賃金の高まり 不十分な夫の家事分担 長い労働時間などにみられる職場中心社会 不十分な居住環境 子供を育てる経済社会的な背景

（「平成 4 年度国民生活白書」より抜粋）

¹ 干支（えと）のひとつで、60 年に 1 回まわってくる。

昭和 41 年の合計特殊出生率が低いのは、丙午（ひのえうま）に関する迷信が影響を与えたものと考えられている。

² 結婚している女性

(3) 少子化の影響(「平成 16 年版少子化社会白書」より)

少子化の影響について、「平成 16 年版少子化社会白書」(以下「16 年白書」という。)は、社会的影響と経済的影響の 2 つに区別して考えている。

社会的影響は、子どもの自立や社会性の減退、地域社会の活力の低下などをいい、経済的影響は、社会保障負担の増加や、労働力減少による経済活力の減退などをいう。

少子化の社会的影響

16 年白書は、少子化の社会的影響として、子どもをめぐる家族形態の変容、教育や児童の発達に関する影響及び地域における影響を挙げている。

1) 子どもをめぐる家族形態の変容

少子化は、子どものいる世帯の減少となって現れ、今後も核家族化が進展することが予測される。

これまで「夫婦に子ども 2 人」という世帯が、わが国の標準的な世帯の姿とされてきた。社会保障をはじめとした今日の経済社会システムは、この標準世帯を前提に各種の制度設計がなされてきたが、子どものいる世帯の減少が進み、多様な世帯類型の増加が進むと、そのことを視野に各種制度設計を検討していく必要がある。

2) 教育や児童の発達に関する影響

少子化により、学校等に通う児童数は減少する。児童・生徒数が減少していることにより、都市、地方を問わず小・中学校等の教育機関の統廃合が行われている。

小・中学校の統廃合は、廃止される学校がある地域では、地域社会のシンボルの喪失感の問題や、廃校となった施設・土地の再利用の課題が生じ、地方圏では、学校の統廃合に伴い、遠距離通学を余儀なくされるケースなど、児童への負担が大きくなることも考えられる。また、大学等においては、学生数が大幅に減少して経営が困難となる機関が生ずることが予想される。

子どものいる世帯や兄弟、子ども自体の減少は、子ども同士が、切磋琢磨し社会性を育みながら成長していくという機会を減少させ、自立した、たくましい若者へと育てていくことをより困難にする可能性がある。子ども同士がふれあう機会の減少や、子どもたちが赤ちゃんと接する機会が減少していることも、親となってからの子育てに対して様々な面でマイナスの影響を及ぼしているのではないかと考えられる。

3) 地域における影響

地域から子どもの数が少なくなり、子どもの集まる祭やイベントが姿を消したり、町内会で夏祭りをやっても高齢者の姿の多さに目を奪われたりするなど少子化が地域社会の生活に影響を及ぼしている。また、過疎地の人口減少は、防犯、消防等に関する自主的な住民活動をはじめ、保健・福祉活動においても障害となる。このように少子化、高齢化の進行と人口減少は、地域社会の活力の低下につながっている。

少子化の経済的影響

16 年白書は、少子化の経済的影響として、経済社会の活力への影響と社会保障負担等の増加を挙げている。

1) 経済社会の活力への影響

第2次ベビーブーム以後の出生数の減少による若年労働力の減少と、就労期を終えた高齢者の増加によって労働力人口が減少していくとしている。また、若年層の労働力が減少して、60歳以上の労働力が増加していく労働力人口の高齢化が進むとしている。

経済成長率は、労働者数の増減率と労働生産性の上昇率によって決まるので、労働力人口の減少は経済成長率に対するマイナスの影響を及ぼす。そのため、一定の経済成長率を維持していくためには、技術革新や規制改革、若年者の労働能力の開発、中高年者の労働能力の再開等により、労働生産性を高めていく取組がこれまで以上に必要となる。

経済的な需給面から見ると、需要面では、人口の減少に伴って食糧、衣料、住宅などを中心に商品への需要が数量ベースでみて減少することが予想される。また、財政再建や社会保障制度の維持のために税や社会保険料の負担が増加すれば、現役世代の可処分所得の減につながり、消費需要の拡大に影響を与えることになる。

一方、高齢者人口の増大は、高齢期において貯蓄を取り崩して消費にあてる人々が増大することから、マクロ経済における家計部門の貯蓄率は低下する可能性がある。マクロ経済で見れば、企業部門に資金を供給していた家計部門の貯蓄が減ることになるので、企業の投資が制約される可能性も考えられる。

2) 社会保障負担等の増加

社会保障給付費³は年々増加しているが、現在の社会保障負担は、現役世代の保険料負担が高齢者の給付にまわる構造となっている。年金制度や医療保険制度、介護保険制度が現在の仕組みのままでは、これらに基づく社会保障給付費の増大は、現役世代の負担の増に直結する。

3) 少子化への対応

少子化は、現在の経済社会システムの見直しを余儀なくされることや、高齢化とあいまって、労働力人口の減少による経済成長の低下(需要と生産力の低下)を招く可能性があるなど、経済社会に大きな影響を及ぼすと考えられる。

16年白書では、人口減少社会に対応して活力ある豊かな社会を維持、形成していくためには、少子化の流れを変えていくことが重要であり、総人口や生産年齢人口の急激な低下を招かないためにも、出生率の低下を反転させていくような取組が必要であるとしている。

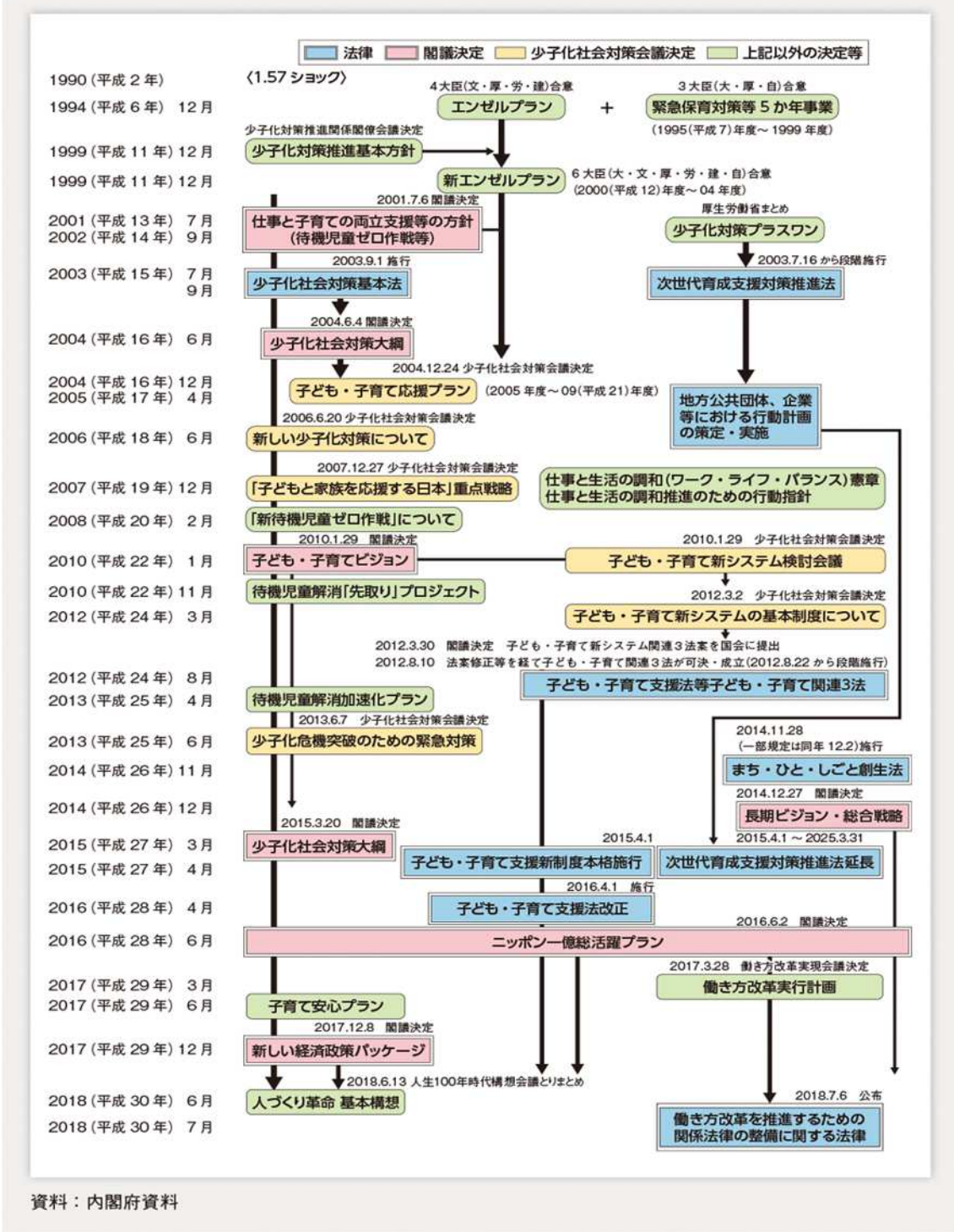
³ 年金や医療保険等の社会保障制度を通じて国民に提供される年間の給付総額。

2. 国の施策について

(1) 少子化対策

国が行っている少子化対策の経緯は次図のとおりである。

図 1 少子化対策についてのこれまでの取組(令和元年版 少子化社会対策白書より)



次世代育成支援対策推進法(平成 15 年 7 月～)

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び事業主が次世代育成支援のための取組を促進していくために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしている。

同法では、国に対して、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するにあたって拠るべき指針(行動計画策定指針)を策定することを求めている。また、市町村及び都道府県に対して、国の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標及び目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画(市町村行動計画)を策定することを求めている。

少子化社会対策基本法(平成 15 年 9 月～)

国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の進展への対策を目的としており、少子化社会において講じ、行える施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的としている。

同法に基づき、内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。また第 7 条では、少子化社会対策大綱を策定し、概ね 5 年後を目処に見直しを行っていくことが規定されている。

少子化社会対策大綱(平成 16 年 6 月～)

少子化社会対策基本法の施行に伴い、少子化社会対策大綱(以下「大綱」という。)が策定されている。

大綱は、少子化社会対策基本法第 7 条に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として定められたものである。平成 16 年 6 月に最初の大綱が策定され、以後、平成 22 年 1 月、平成 27 年 3 月、令和 2 年 5 月に策定されている。

平成 27 年 3 月に策定された大綱では、従来の少子化対策の枠組みを越え、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の 5 つの重点課題を設け、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとした。

令和 2 年 5 月に策定された大綱(以下「第 4 次大綱」という。)は、「希望出生率 1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくることを基本的な目標に掲げ、次の基本的な考え方を示している。

第2 選定した特定の事件の概要

表 2 第4次大綱の基本的な考え方

内容	
1) 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備 ・結婚を希望する者への支援 ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備 ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援 ・男性の家事・育児参画の促進・働き方改革と暮らし方改革
2) 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等) ・在宅子育て家庭に対する支援 ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い
3) 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援 ・地方創生と連携した取組の推進
4) 結婚、妊娠、出産、子供・子育てに温かい社会をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成 ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備 ・結婚、妊娠、出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信
5) 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚支援・子育て分野における ICT や AI 等の科学技術の成果の活用促進

(内閣府資料より監査人作成)

子ども・子育て支援新制度の施行 (平成 27 年 4 月 ~)

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月 1 日から本格施行されている。

子ども・子育て関連 3 法は次のとおりである。

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

平成 28 年通常国会(第 190 回国会)において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるなどの子ども・子育て支援法の改正を行い、同年 4 月に施行されている。

表3 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

<p>◆3法の趣旨</p> <p>自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進</p> <p>◆主なポイント</p> <p>○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設</p> <p>※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応</p> <p>○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進 ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化 <p>○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実</p>

(内閣府資料より)

待機児童の解消に向けた取組(平成25年4月～)

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消の取組を加速化させるため、政府は、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保する目標を掲げている。同プランに基づき、平成25年度から平成29年度末までの5年間で、企業主導型保育事業とあわせて、合計約53.5万人分の保育の受け皿拡大を達成し、政府目標である50万人分を達成している。

政府は、今後も25歳から44歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、令和2年度末までに待機児童の解消を図るとともに、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿整備を行うこととしている。

実際の保育の受け皿整備を行うに当たっては、保育の実施主体である市区町村が潜在的ニーズも含めた保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映していくことが重要であるとして、「子育て安心プラン」に基づき整備計画を作成する際には、潜在的な保育ニーズの把握に積極的に取組むよう、市区町村に対し平成29年12月に通知している。

また、平成30年より、各地方公共団体の「子育て安心プラン実施計画」を厚生労働省ホームページに公表し、各地方公共団体の市区町村全域・保育提供区域ごとの整備量の見込み等の「見える化」を行っている。

(2) 幼児教育の段階的無償化

平成 30 年度までの流れ

国は、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進している。段階的無償化の流れは次表のとおりである。

表 4 幼児教育の段階的無償化の流れ

年度	負担軽減の内容
平成 26 年度	幼稚園の保育料について <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯の保育料 6,600 円を無償化 第 2 子は半額、第 3 子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約 680 万円まで)を撤廃
平成 27 年度	幼稚園の保育料について <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯(年収約 270 万円まで)の保育料を 9,100 円から 3,000 円に引下げ
平成 28 年度	年収 360 万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> 兄弟の年齢にかかわらず、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償 ひとり親世帯においては、第 1 子は半額、第 2 子以降は無償
平成 29 年度	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> 第 2 子完全無償化 年収 360 万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について 1) ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 2) 1) 以外の世帯において、1 号認定子どもの負担軽減
平成 30 年度	幼稚園等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> 1 号認定子どものうち、年収約 360 万円未満相当世帯の第 1 子及び第 2 子の負担軽減

(内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」より)

幼児教育・保育の無償化

令和元年 5 月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されている。

幼稚園、保育所及び認定こども園を利用する児童は、原則、満 3 歳になった後の 4 月 1 日(幼稚園は入園できる時期に合わせて満 3 歳)から、小学校入学前までの 3 年間の利用料が無償化の対象となる。認可外保育施設を利用する児童は、「保育の必要性の認定」を受けている場合に無償化の対象となる。また、4 月 1 日時点の年齢が 0 歳から 2 歳で住民税非課税世帯の児童も無償化の対象となる。

3. 相模原市の状況について

(1) 相模原市の概況

相模原市は、神奈川県北西部、東京都心からおおむね 30～60km に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接している。市の真ん中を相模川が横断し、東側には相模原台地、西側には丹沢山地・秩父山地が広がっている。

昭和 29 年に神奈川県内 10 番目の市としてスタートし、平成 18 年 3 月に津久井町及び相模湖町と、平成 19 年 3 月に城山町及び藤野町と合併し、平成 22 年 4 月に全国 19 番目の政令指定都市となっている。その際に、緑区、中央区、南区の 3 つの行政区を設置している。

相模原市は、戦後は東京の近郊都市として急速に都市化が進み、東京や横浜のベッドタウン、また、内陸工業都市として発展してきた。これに伴い、特に昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて人口が急増している。市内には JR 東日本、京王電鉄、小田急電鉄合わせて 6 つの鉄道路線が通り、近年は、圏央道相模原 IC と相模原愛川 IC が開業している。

図 2 相模原市の概況(相模原市ホームページより)



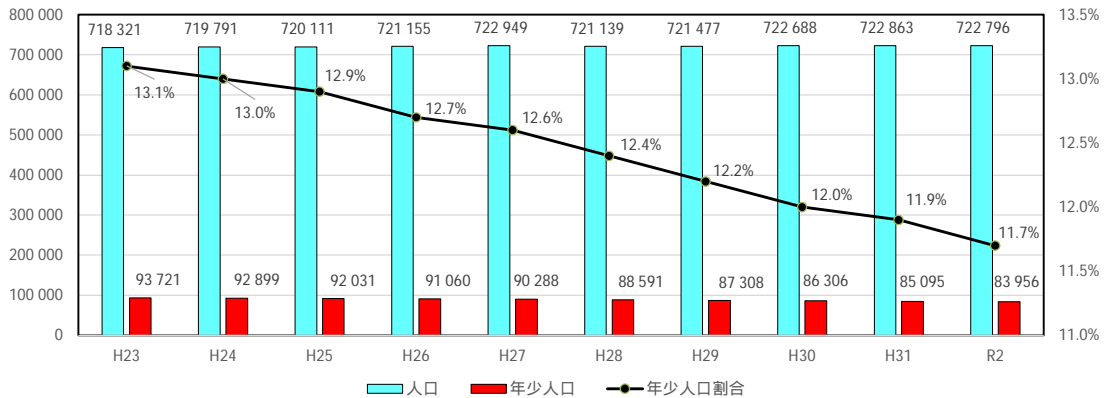
(2) 相模原市の人口推移

次図は、相模原市が政令指定都市となった後の平成23年1月1日から令和2年1月1日までの、各年1月1日現在の推計人口の推移を示したものである。グラフの推計人口は、総人口とそのうちの15歳未満の年少人口の推移及び年少人口割合(総人口に占める年少人口の割合)の推移を示している。

相模原市の令和2年1月1日現在の推計人口は722,796人で、このうち年少人口は83,956人、年少人口割合は11.7%である。これを平成23年1月1日現在の推計人口と比較すると、総人口は平成23年1月1日の718,321人から4,475人増加しているが、年少人口は93,721人から9,765人減少している。その結果、年少人口割合は平成23年1月1日の13.0%から1.3ポイント低下している。平成23年1月1日と比較すると、総人口は増加しているが年少人口は減少しており、少子化が進行している状況にある。

なお、年少人口割合は、総人口から年齢不詳者数を控除して算出している。

図3 相模原市の総人口と年少人口の推移



(3) 「さがみはら いきいき親子応援プラン～相模原市次世代育成支援行動計画～」

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法は、市町村及び都道府県に行動計画の策定を要請している。

行動計画(市町村行動計画)は、国の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標及び目標達成のために講ずる措置の内容を記載した計画である。

相模原市は、この行動計画として平成17年に「さがみはら いきいき親子応援プラン～相模原市次世代育成支援行動計画～」を策定している。同計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間としている。

平成21年度には、次世代育成支援対策に関する取組がより一層充実するよう、平成22年度から平成26年度までの5年間を期間とする後期行動計画を策定している。この計画は、相模原市が進めていく子育て・子育て支援施策の方向性や目標を定めたものである。

(4)「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」

平成 27 年 4 月から本格施行された子ども・子育て支援法は、市町村に対し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を要請している。「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、国の指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施などを記載した計画である。

相模原市は、「相模原市次世代育成支援行動計画」を継承し、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に計画期間とする「さがみはら 子ども応援プラン相模原市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第一次計画」という。)を策定している。そして、第一次計画策定から 5 年が経過した令和 2 年 3 月に、「さがみはら 子ども応援プラン～第 2 次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、さらなる施策の充実を図るとしている。

(5)こども・若者未来局の設置

相模原市は、平成 29 年度に行った組織改編で新たに「こども・若者未来局」を設置している。こども・若者未来局の設置の目的と機能について相模原市は、平成 29 年 2 月議会で次のように述べている。

子どもや若者を取り巻く環境は、核家族化の進行や就労環境の多様化などにより大きく変化している。こうした状況においても、全ての子どもや若者が将来に夢や希望を持ちながら健やかに成長し、持てる能力を生かして自立・活躍ができる社会の実現に向け、多様な施策を総合的に推進するため、こども・若者未来局を設置するものである。設置後の具体的な取り組みは妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援を図るための拠点を各区に設置するほか、少子化対策の推進、子どもや若者の自立支援の充実などを行っていききたい。

(6)子育て支援センターの設置

相模原市は、平成 29 年 4 月に緑区、中央区、南区の行政区ごとに「子育て支援センター」を設置している。

子育て支援センターは、妊娠期から産後、子育て・保育までの総合的な支援を行うもので、市民の相談窓口の一元化を図り、妊婦や子育て家庭など個々のニーズを把握しやすくし、きめ細やかな支援を図るほか、必要なサービスを円滑に利用できる体制を提供することで市民の利便性向上に繋がることを目的としている。

国は、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」、「ワンストップ相談窓口としての細やかな支援」、「地域の関係機関とのネットワークの構築」の基本 3 要件を満たす「子育て世代包括支援センター」の整備を推進しており、相模原市もその流れに沿って「子育て支援センター」を設置している。

(7) 相模原市子どもの権利条例の制定

相模原市は、平成 27 年 3 月 23 日に相模原市子どもの権利条例を制定し、同年 4 月 1 日から施行している。

相模原市子どもの権利条例は、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的としている。

同条例の規定に基づき相模原市は、子どもの権利に関する相談・救済に対応するため、子どもの権利救済委員、子どもの権利相談員による相談・救済の窓口を開設している。

(8) 児童相談所の機能・体制の強化

増え続ける児童虐待への対応を強化するため、国において平成 30 年 12 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、児童相談所の機能・体制の強化に向けて強力に推進していくこととされた。

相模原市においては、同プランを踏まえ、専門職を毎年増員配置するとともに専門性を強化するための研修の充実に努めている。また、一時保護の体制を強化するために、令和 2 年度から社会福祉法人への委託により、6 名定員の一時保護専用施設を設置し、体制の強化を図っている。

(9) 相模原市幼児教育・保育ガイドラインの策定

相模原市は、平成 31 年 3 月に相模原市幼児教育・保育ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定、公表している。

家族形態の変化や共働き世帯の増加等により、全国的に保育需要は増加傾向にあり、相模原市においても保育所等の利用申請者数は増加し続けている。また、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行や、平成 30 年の幼稚園教育要領、保育所保育指針等の改訂など、すべての子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育、子育て支援の提供が制度として位置づけられた。こうした状況の中でガイドラインを策定している。

ガイドラインは、相模原市の審議会である「子ども・子育て会議」において議論を重ね、保護者・保育者(園)・地域・行政の四者が果たすべき役割を確認するとともに、目標に向かってそれぞれの立場ごとに協力して、幼児教育・保育のより一層の充実に繋げていくことを願い、まとめた内容となっている。

(10) 子どもの貧困対策の充実

平成 25 年 6 月に制定された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、令和元年に改正され、市町村は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされた。

相模原市は、当該計画を令和 2 年 3 月に策定した「さがみはら 子ども応援プラン～第 2 次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」に包含し位置付けている。

この計画では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、居場所づくり、学習支援、生活支援、経済的支援等を推進することとしている。

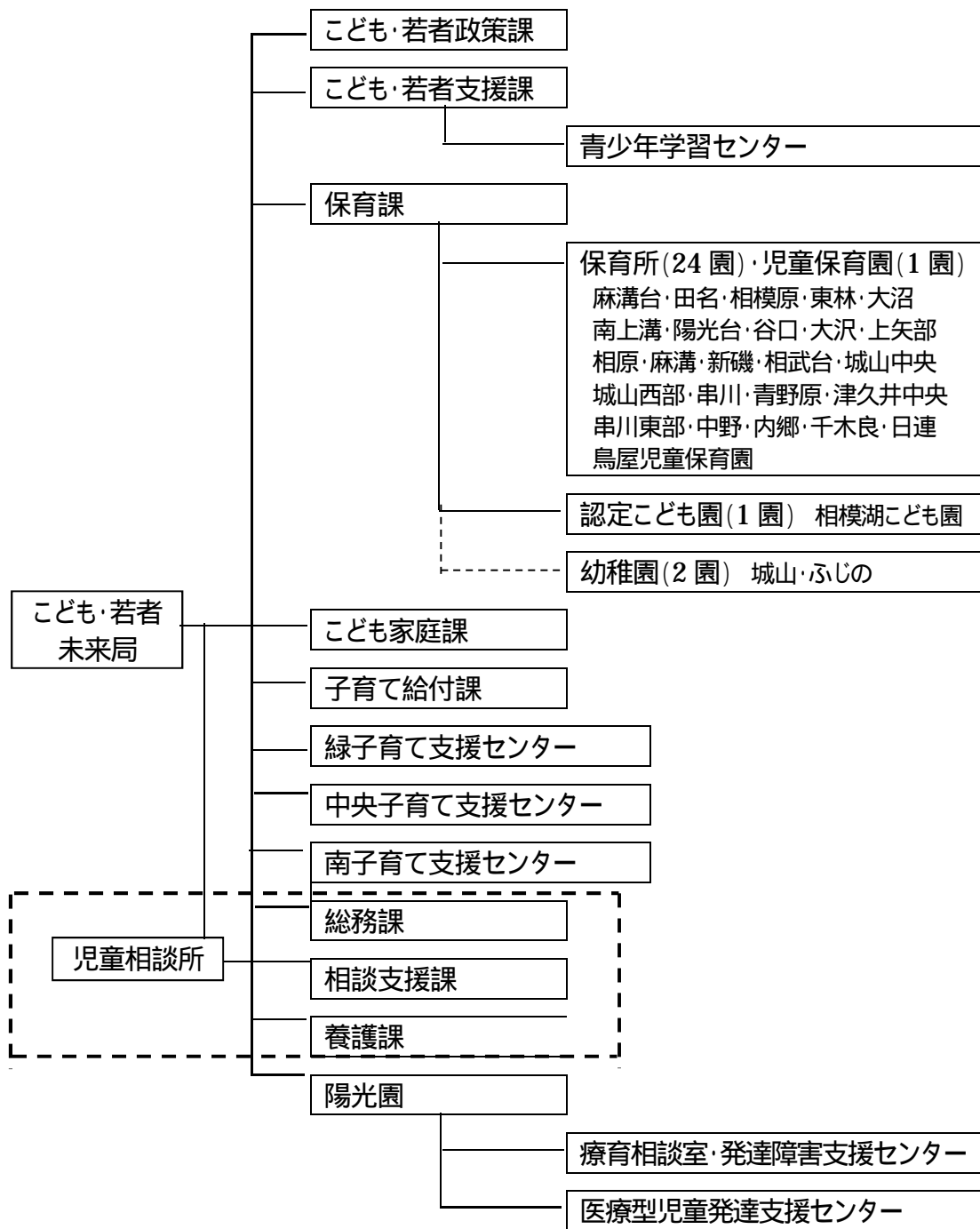
第3 実施した外部監査の概要

1. 監査対象とした事業と実施した監査手続

(1) 監査対象部署と監査対象とした事業

監査対象部署としたこども・若者未来局の組織図

図4 こども・若者未来局の組織図(令和2年10月1日)



第3 実施した外部監査の概要

監査対象事業

こども・若者未来局が令和元年度に実施している次表の事業を監査対象とした。

表 5 監査対象とした事業 (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額
1	子ども・若者未来基金積立金	こども・若者政策課	15,954
2	子育て広場事業	こども家庭課	35,782
3	こども家庭相談経費	こども家庭課	49,274
4	助産施設母子生活支援施設入所委託	こども家庭課	125,522
5	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課	20,481
6	児童福祉事務運営費	こども家庭課	30,828
7	児童養護施設等運営費補助金	こども家庭課	15,464
8	児童養護施設建設費借入償還金補助金	こども家庭課	19,668
9	児童保護措置費	こども家庭課	1,310,042
10	社会的養護自立支援事業	こども家庭課	14,421
11	ひとり親家庭等自立支援事業	こども家庭課	60,795
12	ひとり親家庭等生活向上事業	こども家庭課	33,663
13	母子保健事業	こども家庭課	12,733
14	特定不妊治療費助成事業	こども家庭課	132,714
15	未熟児養育事業	こども家庭課	52,035
16	小児慢性特定疾病医療事業	こども家庭課	116,850
17	先天性代謝異常等検査事業	こども家庭課	14,830
18	地域児童精神科医療寄附講座開設事業 (債務負担行為)	こども家庭課	25,000
19	母子福祉資金貸付金	こども家庭課	130,782
20	陽光園運営費	緑子育て支援センター	4,695
21	こんにちは赤ちゃん事業	緑子育て支援センター	4,775
22	母子保健事業	緑子育て支援センター	6,022
23	陽光園運営費	中央子育て支援センター	4,241
24	こんにちは赤ちゃん事業	中央子育て支援センター	7,787
25	母子保健事業	中央子育て支援センター	7,971
26	陽光園運営費	南子育て支援センター	4,666
27	こんにちは赤ちゃん事業	南子育て支援センター	7,612
28	母子保健事業	南子育て支援センター	8,956
29	子育て広場事業	こども・若者支援課	17,238
30	子どもの権利推進事業	こども・若者支援課	12,319
31	子どもの広場助成事業	こども・若者支援課	348,655
32	児童館管理運営費	こども・若者支援課	193,886
33	放課後子ども教室事業	こども・若者支援課	22,942
34	放課後児童健全育成事業	こども・若者支援課	907,546
35	児童厚生施設維持補修費	こども・若者支援課	88,618

No	事業名	所管	決算額
36	こどもセンター運営費	こども・若者支援課	663,498
37	こどもセンター維持管理費	こども・若者支援課	130,457
38	一般事務費	こども・若者支援課	12,423
39	青少年指導員活動推進費	こども・若者支援課	13,522
40	はたちのつどい開催費	こども・若者支援課	17,177
41	青少年学習センター維持管理費	青少年学習センター	27,357
42	子育て広場事業	保育課	91,299
43	認定保育室補助金	保育課	268,922
44	児童福祉事務運営費	保育課	83,018
45	幼児教育・保育無償化事業	保育課	719,895
46	教育・保育施設等給付費	保育課	16,526,266
47	教育・保育施設等助成費	保育課	3,837,610
48	臨時的任用職員等経費	保育課	498,212
49	施設運営費	保育課	249,441
50	施設維持管理費	保育課	187,775
51	施設維持補修費	保育課	83,898
52	保育所園舎改修等事業	保育課	55,995
53	幼稚園就園奨励補助金	保育課	259,047
54	私立幼稚園教育振興補助金	保育課	23,859
55	私立幼稚園運営助成事業	保育課	191,773
56	私立幼稚園支援保育事業補助金	保育課	46,940
57	幼稚園運営費	保育課	29,831
58	児童相談所運営費	児童相談所	166,694
59	児童相談所機能強化事業	児童相談所	48,548
60	陽光園運営費	陽光園	75,573
61	陽光園維持管理費	陽光園	31,285

令和2年度の組織改編について

相模原市は、令和2年4月1日に一部組織の改編を行っている。

こども・若者未来局については子育て給付課を新設し、こども家庭課が所掌していた事務の一部を移管しており、健康福祉局地域医療課から「小児医療費助成」及び「ひとり親家庭等医療費助成」に関する事務を移管している。

包括外部監査の実施にあたっては、地域医療課から移管された事業は監査の対象外としている。また、監査対象とした事業のうち、こども家庭課から子育て給付課に移管された事業は、表5ではこども家庭課の事業として表記しているが、本報告書の「第4 外部監査の結果及び意見」では、「子育て給付課」に記載している。

本年度包括外部監査で監査対象とした事業のうち、令和2年度にこども家庭課から子育て給付課に移管された事業は次表のとおりである。

表 6 こども家庭課から子育て給付課に移管された事業 (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額
11	ひとり親家庭等自立支援事業	こども家庭課	60,795
12	ひとり親家庭等生活向上事業	こども家庭課	33,663
19	母子福祉資金貸付金	こども家庭課	130,782

(2) 監査対象とした事業の抽出方法と実施した監査手続

相模原市よりこども・若者未来局の令和元年度の財務データを入力し、次の条件で監査対象事業を抽出した。

令和元年度にこども・若者未来局が実施する事業のうち、令和元年度の決算額が10百万円以上の事業(細目ベース)を抽出した。

で抽出した事業の中から監査を実施する必要性が高いと判断した61の事業を抽出して監査対象とした。

について、令和元年度の包括外部監査で監査対象とした委託事業は監査対象外とした。

(3) 実施した監査手続

所管部署等へのヒアリングと資料の閲覧

監査対象として抽出した事業について、所管部署等に対して、事業概要等のヒアリングを実施し、関連資料を閲覧し、必要事項等について質問等を実施した。

実地監査

次の施設について実地監査を実施した。

表 7 実地監査を行った施設

名称	位置
相模原市児童相談所	相模原市中央区淵野辺2丁目7番2号
相模原市立青少年学習センター	相模原市中央区矢部新町3番15号
相模原市立療育センター (名称:相模原市立陽光園)	相模原市中央区陽光台3丁目19番2号

(4) 監査対象部署の分掌事務

相模原市行政組織及び事務分掌規則では、こども・若者未来局における課及びセンター等の事務分掌は、おおむね次のとおりである。

課等	事務分掌
こども・若者政策課	<p>子ども・若者の健全育成に係る総合的な施策の企画及び調整に関する事 少子化対策の総合調整に関する事 子ども・子育て支援事業計画の立案及び調整に関する事 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(他の部課の主管に属するものを除く。)に関する事 相模原市子ども・子育て会議に関する事 子ども・若者未来基金の運用管理に関する事 児童福祉法に規定する児童福祉施設及び小規模保育事業に対する指導監査に関する事(健康福祉局の主管に属するものを除く。) 特定教育・保育施設等に対する監査に関する事 認可外保育施設に対する指導監督に関する事 局の重要事務事業の進行管理に関する事 局の組織及び職員定数の調整に関する事 局の行政評価の総括に関する事 局の事務改善及び提案制度に関する事 局の予算及び決算に関する事 局職員の人事に関する事 局の内部統制に関する事 局の主管に属する処分等に係る審査請求に関する事 局内の総合調整に関する事</p>
こども・若者支援課	<p>子ども・若者の育成支援に係る調査研究及び実施に関する事 子どもの権利擁護に関する事 子どもの貧困対策に関する事 児童厚生施設の整備に関する事 放課後児童健全育成事業に関する事 放課後子ども教室事業に関する事 こどもセンター、児童館及び市立児童クラブの管理運営に関する事 子育て広場事業に関する事 民間児童クラブへの助成に関する事 児童遊園の管理運営に関する事 子どもの広場の設置及び助成に関する事 青少年に係る社会環境健全化活動に関する事 青少年健全育成組織に関する事 青少年指導員に関する事 相模原市青少年問題協議会に関する事</p>

第3 実施した外部監査の概要

課等	事務分掌
保育課	<p>小学校就学前の児童の教育・保育施策の調査研究及び調整に関すること。 認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関すること。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認、指導等に関すること。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付の認定及び給付に関すること(保育認定に関するものを除く。) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定に関すること(保育認定に関するものを除く。) 保育所及び市立認定こども園並びに児童保育園の利用者負担額等の徴収に関すること。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する助成及び指導育成に関すること。 市立保育所、市立認定こども園及び児童保育園の設置及び管理並びに運営指導に関すること。 認可外保育施設に関すること(指導監督を除く。) 指定保育士養成施設に関すること。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに児童保育園における児童の災害補償、保健衛生、栄養管理等に関すること。 私立幼稚園(特定教育・保育施設であるものを除く。)に関すること。</p>
子ども家庭課	<p>子ども及び子育て家庭に関する保健・福祉施策の調査研究及び調整に関すること。 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(児童部会、児童相談所措置部会及び児童虐待検証部会に限る。)に関すること。 要保護児童等の対策に関すること。 児童福祉法に基づく措置等に係る支弁等に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。) 児童福祉施設等の整備、設置認可及び助成(他の部課の主管に属するものを除く。)並びに里親の認定、登録等に関すること。 前号に掲げるもののほか、児童の養護に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。) 子ども・子育て支援事業に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。) 児童福祉法に規定する社会福祉事業の届出に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。) 子育て支援センターの総合調整に関すること。 妊婦、産婦及び乳幼児の健康診査その他母子保健事業に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。) 母子保健法に規定する養育医療に関すること。 児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療に関すること。 相模原市小児慢性特定疾病審査会に関すること。 障害者総合支援法に規定する自立支援医療(育成医療に限る。)に関すること。 特定不妊治療費助成事業に関すること。 歯科保健事業(母子保健に係るものに限る。)の調査研究及び企画に関すること。</p>

課等	事務分掌
子育て給付課	<p>子ども及び子育て家庭に関する医療・福祉支援施策の調査研究及び調整に関すること。</p> <p>相模原市医療費助成条例に規定する医療費助成事業に関すること(小児医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に関することに限る。)</p> <p>児童手当の認定及び支給に関すること。</p> <p>児童扶養手当の認定及び支給に関すること。</p> <p>ひとり親家庭等生活支援及びひとり親家庭等自立支援に関すること。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金に関すること。</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する社会福祉事業の届出に関すること。</p>
中央子育て支援センター	<p>児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)の入所者費用の決定に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付の認定に関すること(保育認定に関するものに限る。)</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定に関すること(保育認定に関するものに限る。)</p> <p>母子・父子相談及び女性相談に関すること。</p> <p>児童と家庭に係る各種申請受付に関すること。</p> <p>児童と家庭に係る総合的な相談に関すること。</p> <p>心身障害に関する相談、判定、機能訓練等及び児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援の実施並びに療育に必要な指導及び助言に関すること。</p> <p>地域保健事業(母子保健に係るものに限る。)の調査研究及び企画に関すること。</p> <p>母子保健法に規定する母子健康包括支援センターの事業その他の母子保健事業に関すること。</p> <p>栄養改善事業(母子保健に係るものに限る。)に関すること。</p>

行政機関	事務分掌
児童相談所	<p>相模原市児童相談所設置条例第1条の規定により設置された児童相談所に次の課を置く。</p> <p>総務課・相談支援課・養護課</p> <p>児童相談所は、こども・若者未来局に属する。</p> <p>総務課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1) 児童相談所内の総合調整に関すること。</p> <p>2) 里親、親子再統合、保健師指導等の専門支援に関すること。</p> <p>相談支援課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1) 児童福祉法に規定する福祉の措置等に関すること。</p> <p>2) 児童虐待の防止等に関する法律に規定する福祉の措置等に関すること。</p> <p>3) 療育手帳(児童に係るものに限る。)に係る判定に関すること。</p> <p>養護課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1) 一時保護児童の支援に関すること。</p> <p>2) 一時保護所の運営に関すること。</p>

第3 実施した外部監査の概要

出先機関	事務分掌
青少年学習センター	<p>相模原市立青少年学習センター条例第 2 条の規定により設置された青少年学習センターは、こども・若者支援課に属する。 青少年学習センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 青少年学習センター運営の調査研究に関する事。 2) 青少年学習センターの利用承認等に関する事。 3) 青少年学習センターの使用料の減免及び還付の決定に関する事。 4) 青少年学習センターの各種事業の実施に関する事。 5) 青少年及び青少年団体の指導及び育成に関する事。 6) 青少年指導者の養成に関する事。 7) 青少年学習センターの維持管理及び秩序維持に関する事。
保育所及び児童保育園	<p>相模原市立保育所設置条例第 1 条の規定により設置された保育所及び相模原市立児童保育園条例第 1 条の規定により設置された児童保育園は、保育課に属する。 保育所の事務分掌は、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る乳児又は幼児を保育することとする。 児童保育園の事務分掌は、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することとする。</p>
認定こども園	<p>相模原市立認定こども園条例第 2 条の規定により設置された認定こども園は、保育課に属する。 認定こども園の事務分掌は、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る乳児又は幼児に対し、教育及び保育を行うこととする</p>
子育て支援センター	<p>児童福祉及び母子保健に係る事務の一部を所掌させるため、次の各号に掲げるセンターを当該各号に定める位置に置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑子育て支援センター 相模原市緑区西橋本 5 丁目 3 番 21 号 2) 南子育て支援センター 相模原市南区相模大野 6 丁目 22 番 1 号 <p>緑子育て支援センター及び南子育て支援センターは、こども・若者未来局に属する。 緑子育て支援センター及び南子育て支援センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)の入所者費用の決定に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。) 2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付の認定に関する事(保育認定に関するものに限る。) 3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定に関する事(保育認定に関するものに限る。) 4) 母子・父子相談及び女性相談に関する事。 5) 児童と家庭に係る各種申請受付に関する事。 6) 児童と家庭に係る総合的な相談に関する事。 7) 心身障害に関する相談、判定、機能訓練等及び児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援の実施並びに療育に必要な指導及

出先機関	事務分掌
	<p>び助言に関すること。</p> <p>8) 地域保健事業(母子保健に係るものに限る。)の調査研究及び企画に関すること。</p> <p>9) 母子保健法に規定する母子健康包括支援センターの事業その他の母子保健事業に関すること。</p> <p>10) 栄養改善事業(母子保健に係るものに限る。)に関すること。</p>
<p>陽光園 (療育センター)</p>	<p>発達及び障害に関する相談、判定及び機能訓練等の実施並びに療育に必要な指導及び助言に関すること。</p> <p>児童福祉法第 43 条第 2 号に規定する日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療をすること。</p> <p>発達障害者支援法第 14 条第 1 項各号に規定する発達障害に関する専門的な支援及び医療等の業務を行う関係機関及び民間団体等に対し発達障害についての情報提供等を実施すること。</p> <p>相模原市立療育センター再整備基本計画に関すること。</p> <p>療育センターの維持管理及び秩序保持に関すること。</p>

2. 監査の結果及び意見の要約

「第4 外部監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を以下に記載する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

項目	結果	意見
. 総論		
1. 相模原市の人口推移	-	-
2. 年少人口の状況	-	-
3. 保育所等利用待機児童の状況	-	-
4. 児童相談所等の状況	-	-
5. 幼稚園等の状況	-	-
. こども・若者政策課		
1. 子ども・若者未来基金積立金		
基金の使用状況の開示について【意見-1】 基金への寄附者などに対する市の説明責任を果たす意味からも、基金がどの充当事業にどの程度使われているのか、具体的な内容をホームページなどでわかりやすく説明することが望ましい。	-	
. こども家庭課		
1. 子育て広場事業		
事業委託先の法人格について【意見-2】 委託先のうち、ふぁみりいさぽあと Casa di Bambino と子育て親育ち応援団 With.cfc は法人格を有しない任意団体である。 事業開始から 5 年以上経過し、今後も事業を継続するという前提のもとでは、スタッフの交代等に伴う事業ノウハウの蓄積・継承や組織的な運営の面で法人格を取得するほうが望ましい。 2 つの任意団体に対して法人格取得に向け、さらなる協議を行うことが望ましい。	-	
2. こども家庭相談経費		
こども家庭相談員の属性について【意見-3】 こども家庭相談員の委嘱にあたっては総合的に判断しているとのことであるが、こども家庭相談員の属性の多様化についても留意することが望ましい。	-	
利用者アンケートについて【意見-4】 こども家庭相談について、機会をとらえて利用者に対するアンケート調査や現状調査を行うことが望ましい。	-	
3. ファミリー・サポート・センター事業		
再委託の取扱いについて【結果-1】 ファミリー・サポート・センターの運営を市社協に委託している。 再委託が必要な場合は市の承諾を得て行うべき旨を、委託契約書に追記する必要がある。		-

項目	結果	意見
4. 社会的養護自立支援事業		
年次報告書の未徴取について【結果-2】 受託者から年次報告書が提出されていない。今後、年次報告書の記載内容を仕様書に明記するなどした上で、確実に徴取する必要がある。		-
5. 小児慢性特定疾病医療事業		
小児慢性特定疾病医療費助成制度の啓発について【意見-5】 本制度の趣旨とメリットを医療機関等に理解してもらうよう努めることは非常に重要であるが、加えて、養育者にも子ども向けの医療費助成制度の内容を周知し、自分たちを選択肢があることを知ってもらうよう対応を進めることが望ましい。	-	
. 子育て給付課		
1. ひとり親家庭等自立支援事業		
給付金の支給申請期間について【意見-6】 申請期限を受講終了後1ヶ月とすることについて見直す余地はないか、事情があることが想定される申請者のために対応を図る余地はないかを検討することが望ましい。	-	
高等職業訓練促進資金貸付事業の利用促進について【意見-7】 本事業は高等職業訓練促進給付金の利用が前提となっているため、まずは同給付金の利用促進を図り、もって本事業による貸付金の利用者を増やしていくよう努めていく必要がある。	-	
2. 母子福祉資金貸付金		
借用証書の写し等を交付することについて【意見-8】 借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対しては、借用証書の写し等は申し立てをすることで交付することができる旨を積極的に周知し、できる限り多くの関係者に借用証書が交付されるように努めていくことが望ましい。	-	
違約金の免除について【意見-9】 違約金の免除申請期限を年度内としているが、免除申請方法のより弾力的な運用が可能かどうかを調査し、借受人が申請しやすい環境を検討することが望ましい。	-	
. こども・若者支援課		
1. 子どもの権利推進事業		
子どもの権利相談室の周知と活用について【意見-10】 今後も本事業の周知を充分に図っていく必要がある。 また、たとえば青少年相談センターで実施している相談事業など、他の相談事業との連携を深めることで、相談機会の増加が図られるかどうか検討することが望ましい。	-	
2. 放課後子ども教室事業		
放課後子ども教室の開設場所の増設の検討について【意見-11】 放課後子ども教室の実施率の高い自治体の状況について情報を収集すること、また、必要に応じて相模原市立小学校の空き教室の状況把握を行う等、情報の把握に努めることが望ましい。	-	
3. 放課後児童健全育成事業		
児童クラブ育成料の収入未済について【意見-12】 収納率の低下傾向を改善することについては、口座引落率の向上を図ることも一つの方法と考える。収納率の低下傾向を改善するための対応を図っていくことが望ましい。	-	

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
4. こどもセンター運営費		
<p>こどもセンター運営委託契約に係る支出命令書について【意見-13】</p> <p>こどもセンター運営委託に関しては、年度当初に規定額を支出し、年度末の委託期間終了後に、精算報告書の提出と精算手続が行われることになるが、上溝南こどもセンターの精算状況を確認したところ、精算報告書及び決算書が市の管理簿冊にファイリングされていない。</p> <p>支出命令書作成時に、支出区分は「概算」を選択すべきところ、上溝南こどもセンターのみ「通常」を選択して作成したことにより、その後の事務フローが異なることもあり、精算報告書及び決算書については、別の簿冊にファイリングしていたとのことであった。</p> <p>支出命令書作成時に「概算」を選択するよう課の内規で定められており、内規に従い事務を行う必要がある。</p>	-	
5. 子どもの広場作成事業		
<p>購入土地について【意見-14】</p> <p>令和2年3月24日に341,719千円で土地開発公社から土地を買戻している。</p> <p>当該土地については、平成13年度包括外部監査及び平成29年度包括外部監査で検討の対象となっており、平成31年度には指摘事項に対する措置を講じている。</p> <p>当該土地は使用しているものの、必ずしも必要な財産ではない。</p> <p>現状では、取れる対策は多くはないが、周辺公共施設等の再編に合わせて、有効な利用計画を再検討し、早期に保有するか売却するかの結論を得る必要がある。</p>	-	
. 保育課		
1. 子育て広場事業		
<p>収支決算書の検証について【結果-3】</p> <p>事業運営出納帳の作成を義務付け、この事業運営出納帳に記載された数値をもとに収支決算書を作成させる必要がある。その上で、必要に応じて事業運営出納帳を査閲し、支出内容についての質問や領収書との突合を行い、収支決算書との整合性をチェックする必要がある。さらに翌年度の収支予算書は、前年度収支決算をベースに予算建てが行われているかどうかを確認することも必要である。</p>		-
<p>実施状況報告に対するモニタリング及び是正措置について【結果-4】</p> <p>実施状況報告書の提出を受けて、開催回数が基準に満たない場合や参加者人数が極めて少ない報告であった場合には、事業者への意見聴取や関連書類の閲覧などによりその原因を究明し、改善措置を採ることを指示する必要がある。</p>		-
<p>実施状況報告書の記載項目について【結果-5】</p> <p>現在の「子育て広場事業報告」では、園庭開放が補助金の支給基準である最低週1回の開催を満たしているかどうかの検証を行うことができない。事業者が提出する実施状況報告書の様式を見直し、園庭開放の開催日数の記載を加える必要がある。</p>		-
<p>専任職員の就労状況について【結果-6】</p> <p>専任職員の業務日報には勤怠状況も記入するものとし、子育て広場事業の従事内容の記載が不十分である場合には、事業者に質問するようなモニタリングが必要である。</p> <p>また、補助金の公益性の観点から、提出を受けた給与明細等に関してはチェックを行い支出内容の検証を実施する必要がある。</p>		-

項目	結果	意見
2. 認定保育室補助金		
<p>消費税仕入控除税額報告書の提出について【結果-7】</p> <p>補助金により認定保育室運営経費を支出し、消費税仕入控除税額が確定した場合には、市長に対して速やかに報告し、当該消費税仕入控除税額の全額又は一部を返還するものと定められている。しかしながら、補助事業者からは近年、この消費税仕入控除税額報告書の提出を受けていない。</p> <p>消費税仕入控除税額報告書の提出を補助事業者に通知し、提出の徹底を図る必要がある。</p>		-
<p>支援保育対象児童保育費に係る支援保育児童調書について【意見-15】</p> <p>補助事業者より提出を受ける「補助金等交付申請書」に、支援対象児童が在籍する場合は「支援保育児童調書」を添付することになっているが、一瞥したところ、未記入の点が多く不完全な調書であると誤認される可能性がある。</p> <p>選択形式に記載するような様式に変更する必要がある。</p>		-
<p>収支決算報告について【意見-16】</p> <p>年1回実施している「助成金調査」の際には、収支決算報告と出納帳との整合性をチェックし、必要に応じて領収証の査閲や内容についての質問を実施することにより、収支決算報告の妥当性を検証し、事業の健全性や適正性を確保する必要がある。</p>		-
3. 児童福祉事務運営費		
<p>業務完了報告書の添付書類の漏れについて【結果-8】</p> <p>保育士人材確保等推進事業委託においては、受注者は毎月、業務完了報告書に各事業実施に係る資料を添付して市に提出しなければならない。しかしながら、8月の業務完了報告書に事業実施に係る資料が添付されていなかった。</p> <p>業務完了報告書の添付書類を漏れなく提出させる必要がある。</p>		-
<p>事業状況報告書の未提出について【結果-9】</p> <p>保育士・保育所支援センター事業委託費においては、受注者は、実施状況報告書及び実績報告書を市に提出しなければならない。しかしながら、仕様書に示されている実施状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>受注者に対して、業務完了後速やかに実施状況報告書を提出させる必要がある。</p>		-
<p>補助事業等実績調書の記載について【結果-10】</p> <p>保育センター運営費補助金について、平成31年度補助事業等実績調書が提出されている。</p> <p>補助事業等実績調書には所管課が記入する欄が設けられているが、所管課は、補助金等に対する評価として、十分な事業実績と事業成果(公益性、社会貢献度)が確認されると記入している。また、このように評価した理由を記載する欄が設けられているが、この欄への記入がない。</p> <p>補助金を交付することの妥当性の根拠を明らかにしておくためにも、評価した理由を適切に記載する必要がある。</p>		-
<p>就職促進研修の実施状況の記載明確化について【意見-17】</p> <p>保育士人材確保等推進事業委託においては、研修等の企画・開催をしなければならない。</p> <p>潜在保育士及び新卒保育士等の就職促進研修については、講習2回、実習1回を実施することとなっているが、実習を実施した日、実習場所、実習内容等を確認することができなかった。</p> <p>仕様書に示した業務内容を確実に履行したことを明らかにするために、その実施状況について適切な報告を求める必要がある。</p>		-

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>補助金負担割合の明確化について【意見-18】 学校法人白峰学園横浜女子短期大学保育センターに補助金を交付するものである。 補助金負担割合は、神奈川県 35%、横浜市 30%、川崎市 20%、相模原市 10%、横須賀市 5%となっており、この負担割合は 5 県市による調整により、平成 15 年当時の保育士数の割合で決定したとのことである。 平成 15 年当時の保育士数の割合と現在の保育士数の割合が整合しているとも限らないため、改めて、保育士数の割合を確認するなどして、補助金負担割合の妥当性を確認することが望ましい。</p>	-	
<p>支出命令書添付の作業報告書について【意見-19】 各四半期の支出命令書を確認したところ、支出命令書には、請求書、作業報告書、契約書が添付されていた。 支出命令書には作業報告書ではなく、業務完了報告書を添付するよう事務を改善する必要がある。</p>	-	
<p>収支精算書の提出について【意見-20】 保育士・保育所支援センター事業委託費において、事業実施報告書と収支精算書が提出されている。しかしながら、契約書に収支精算書の提出は規定されていない。 収支精算書の提出が必要なことを契約書に明確に規定する必要がある。</p>	-	
<p>使用貸借に係る書面の作成について【意見-21】 けやき会館 4 階事務室を「子ども・子育て支援制度事務センター」として、市が公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「みどり公社」という。)より賃借している。子ども・子育て支援制度事務センターでは、保育所・こども園等の支給認定申請の受付などの保育事務全般を株式会社パソナへ委託しており、賃借物件を同社に使用貸借させている。 賃借物件を株式会社パソナに使用貸借させることについて、みどり公社より書面による承諾を得ておくことが望ましい。</p>	-	
<p>4. 幼児教育・保育無償化事業</p>		
<p>代理受領の明確化について【結果-11】 施設等利用費請求書には、請求者名(保護者)のほか、振込先口座を記入することとなっている。令和元年度(10 月～12 月分)の施設等利用費請求書を閲覧したところ、請求者名と振込先口座の口座名義人が異なるものが相当数あった。 施設等利用費請求書の振込先口座の口座名義人が請求者名(保護者)と異なる場合は、委任状を徴取するなどして、代理受領について明確にする必要がある。</p>		-
<p>5. 教育・保育施設等助成費</p>		
<p>児童処遇・管理費等加算(教材費加算)について【結果-12】 教材の購入等に要する経費について、教材費加算分として、3 歳クラス以上の子ども一人あたり月額 1,000 円を加算している。しかしながら、民間保育所運営委託料交付要綱(以下「交付要綱」という。)第 3 条別表第 2 は教材費加算について規定していない。 交付要綱別表第 2 に教材の購入を追加するなどして、教材費加算の根拠を明確にする必要がある。</p>		-
<p>消費税仕入控除税額報告書に係る規定の見直しについて【結果-13】 相模原市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱(以下「借上げ支援事業補助金交付要綱」という。)第 11 条は、消費税仕入控除税額報告書(第 1 号様式)を提出しなければならないと規定している。 しかしながら、補助の対象となる経費は消費税法上、非課税取引で、消費税仕入控除税額が該当することはないため、借上げ支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定は不要であるといえる。 借上げ支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定を見直す必要がある。</p>		-

項目	結果	意見
<p>消費税仕入控除税額報告書の未提出について【結果-14】</p> <p>相模原市保育教諭確保のための資格取得支援事業補助金交付要綱で、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を提出しなければならないこととなっている。しかしながら、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)が提出されていない。</p> <p>なお、監査での指摘を受けて当該書類の提出を受けており、補助金返還相当額がないことを確認している。</p> <p>当該交付要綱に従い、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を遅滞なく提出させる必要がある。</p>	-	-
<p>乳児保育対応加算について【意見-22】</p> <p>乳児保育対応加算については、交付要綱別表第5(1)の算式欄に請求・支払時期が規定されていない。</p> <p>乳児保育対応加算についても、連携園加算、アレルギー児対応加算、保育士等キャリアアップ研修代替職員雇用費加算と同様に、請求・支払時期を交付要綱上、明確にしておく必要がある。</p>	-	-
<p>6. 施設維持管理費</p>		
<p>業者選定過程の記録について【意見-23】</p> <p>園舎清掃業務委託及び防犯カメラ設置委託は指名競争入札によっている。</p> <p>業者選定にあたっては、契約システムに登録している業種でコード分けを行い、市内業者を優先に実績等を勘案するとともに、毎年度同じ業者に偏らないように考慮するなどして業者を絞り込んでいるとのことであった。</p> <p>このような選定過程を経て業者を決定していることに問題はないと考えるが、入札経過表等の文書からは選定過程が不明である。</p> <p>業者選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程を記録、保管しておくことが望ましい。</p>	-	-
<p>7. 施設維持補修費</p>		
<p>業者選定過程の記録について【意見-24】</p> <p>大沢保育園屋上塗装等修繕15,290千円は指名競争入札によっている。</p> <p>業者選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程を記録、保管しておくことが望ましい。</p>	-	-
<p>. 児童相談所</p>		
<p>1. 児童相談所運営費</p>		
<p>タクシー利用に係る契約書について【意見-25】</p> <p>要保護児童の施設への移送や受診のためにタクシーを利用することがある。</p> <p>タクシーの利用にあたっては、平成22年4月1日付で、18のタクシー事業者とそれぞれ別個に相模原市児童相談所におけるタクシーの利用に係る契約(以下「タクシー利用契約」という。)を締結している。</p> <p>平成22年4月1日付の契約書がそのまま引き継がれていることから、タクシー利用契約書には、「暴力団等排除に係る発注者の解除権」や「暴力団等からの不当介入の排除」など、近年契約書に盛り込むべきとされている項目が盛り込まれていない。</p> <p>タクシー利用契約書については一度、内容の見直しを行うことが望ましい。</p>	-	-

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
・青少年学習センター		
1. 青少年学習センター維持管理費		
指名業者の選定について【意見-26】 相模原市立青少年学習センター樹木剪定伐採業務を委託している。 本委託業務については、指名者数を増やすことや、見積書を複数者から徴取する、指名業者の所在地条件を広げるなど、競争性をより働かせるための対応を図っていく必要がある。	-	
総合管理委託等の検討について【意見-27】 青少年学習センターでは、施設等管理運営委託として18件の委託契約を締結しており、うち12件は施設設備関連の契約である。 青少年学習センターを最小のコストで最大の効果を得て維持管理するために、12件の委託契約のうち同一の契約にまとめられるものはないか、あるいは総合管理委託を導入する余地はないかなどを検討することが望ましい。また、検討にあたっては、単年度契約から長期契約への変更のように、どのような対応を図ればスケールメリットが発揮できるか、さらに、変更の時期はいつにすべきか等を慎重に検討することが望ましい。	-	
・陽光園		
1. 陽光園運営費		
通園バスの委託契約の見直しについて【意見-28】 陽光園は肢体不自由のある児童が通所しているため通園バスを運行している。 肢体不自由のある児童が通所することを踏まえても、現在の乗車率をみる限り、現在のサービス水準を維持したうえでコストを削減する余地がないかを検討する必要性はあると考える。 コストの削減を図るためには、2台で運行している状況を1台で運行することの可否や、現状の運行ルートや運行時間帯を見直す余地があるかについて検討すること求められる。 より少ないコストで最大の成果を得られるよう、検討する必要がある。	-	
委託料の精算について【意見-29】 発達障害支援センター就労支援事業を外部に委託している。 受注者の努力により業務の効率化が図られ、その結果として残金が生じた場合にも委託者である市への返還が生じることとなる。一方、相談対象者数が予定より多く、予算内では業務が終了しなかった場合は、予算を上回った額を受注者が受領する仕組みはないため、その場合、受注者の負担は増加することになる。 精算についてはこのような問題を含んでいるため、委託費精算の可否や精算方法、チェック方法等を再検討する必要がある。	-	
合計	14	29

第4 外部監査の結果及び意見

総論

1. 相模原市の人口推移

(1) 概要

総人口の推移

相模原市は、平成22年4月1日に政令指定都市に移行しており、その際に市域を緑区、中央区及び南区の3つの行政区に区分している。

図5は、相模原市が政令指定都市に移行した後の平成23年1月1日から令和2年1月1日までの、毎年1月1日現在の緑区の総人口⁴の推移を示したものである。また、図6は中央区、図7は南区の総人口の推移を示したものである。

令和2年1月1日の状況を見ると、人口が最も多いのは南区で、中央区がわずかな差で続いている。緑区は南区、中央区と比較すると人口規模は小さい。また、中央区、南区は人口が増加傾向にあるが、緑区は平成24年1月1日をピークに年々人口が減少している。

図5 緑区の総人口の推移

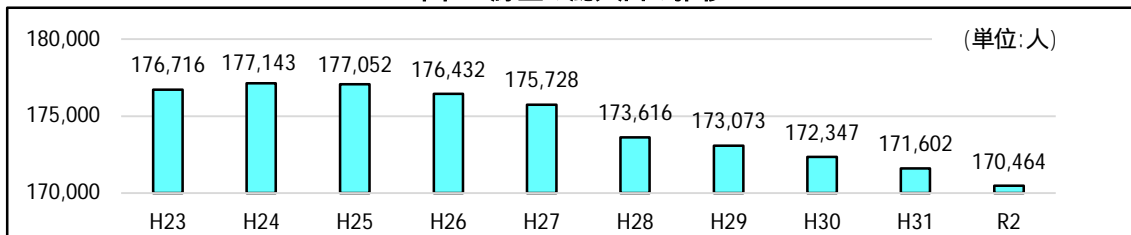


図6 中央区の総人口の推移

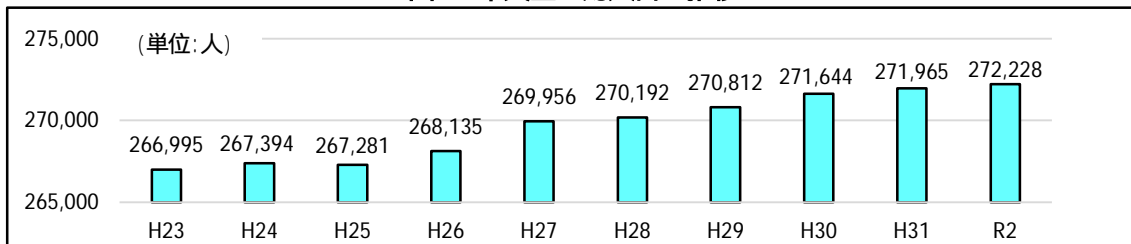
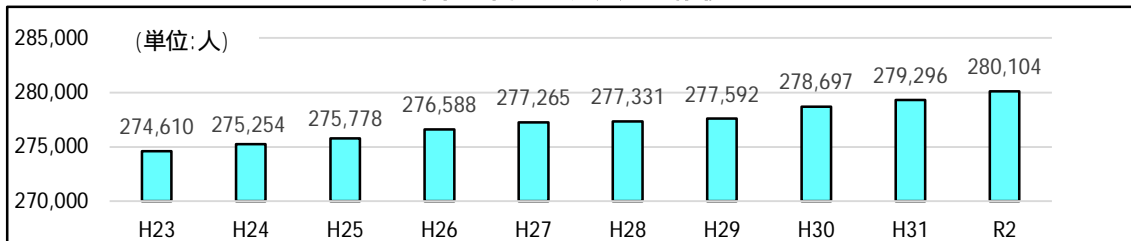


図7 南区の総人口の推移



(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

⁴ 人口は推計人口を用いている。(以下も同様)

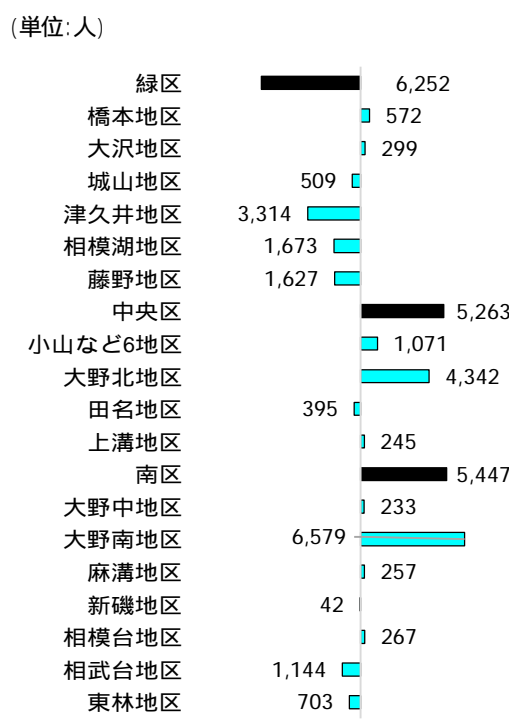
地区別の総人口比較

次表及び次図は、相模原市が公表している相模原統計書より作成した、地区別の総人口の比較である。平成23年1月1日と令和2年1月1日の総人口を比較している。

相模原市は、平成18年3月に旧津久井町及び旧相模湖町と、平成19年3月に旧城山町及び旧藤野町と合併しているが、現在緑区域となっている旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町地域の人口減少が顕著となっている。

表8・図8 地区別総人口比較(令和2年1月1日現在と平成23年1月1日現在)

地区名	総人口(人)		
	H23.1.1	R2.1.1	増減
緑区	176,716	170,464	▲ 6,252
橋本地区	73,079	73,651	572
大沢地区	32,691	32,990	299
城山地区	23,720	23,211	▲ 509
津久井地区	27,507	24,193	▲ 3,314
相模湖地区	9,565	7,892	▲ 1,673
藤野地区	10,154	8,527	▲ 1,627
中央区	266,965	272,228	5,263
小山など6地区	144,481	145,552	1,071
大野北地区	58,749	63,091	4,342
田名地区	30,589	30,194	▲ 395
上溝地区	33,146	33,391	245
南区	274,657	280,104	5,447
大野中地区	63,011	63,244	233
大野南地区	72,796	79,375	6,579
麻溝地区	18,021	18,278	257
新磯地区	13,321	13,279	▲ 42
相模台地区	44,991	45,258	267
相武台地区	20,328	19,184	▲ 1,144
東林地区	42,189	41,486	▲ 703



(注)平成23年1月1日の南区の総人口は「神奈川県年齢別人口統計調査」の人数と一致していない。
 (「相模原市統計書」より監査人作成)

図9 相模原市全図(相模原市ホームページより)



年少人口と年少人口割合の推移

図10は、緑区の年少人口と、総人口に対する年少人口割合⁵の推移を示したもので、図11は同様に中央区、図12は同様に南区の推移を示したものである。

総人口が減少している緑区は年少人口も減少しているが、総人口が増加している中央区と南区も年少人口は減少しており、緑区、中央区及び南区(以下「相模原市3行政区」という。)はいずれも年少人口割合が低下傾向にある。令和2年1月1日の年少人口割合をみると、中央区が最も高く、緑区と南区が同値となっている。

図10 緑区の年少人口と年少人口割合の推移

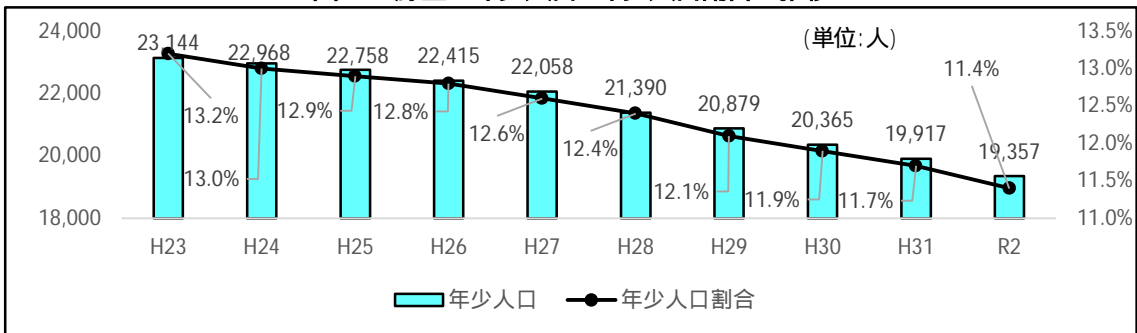


図11 中央区の年少人口と年少人口割合の推移

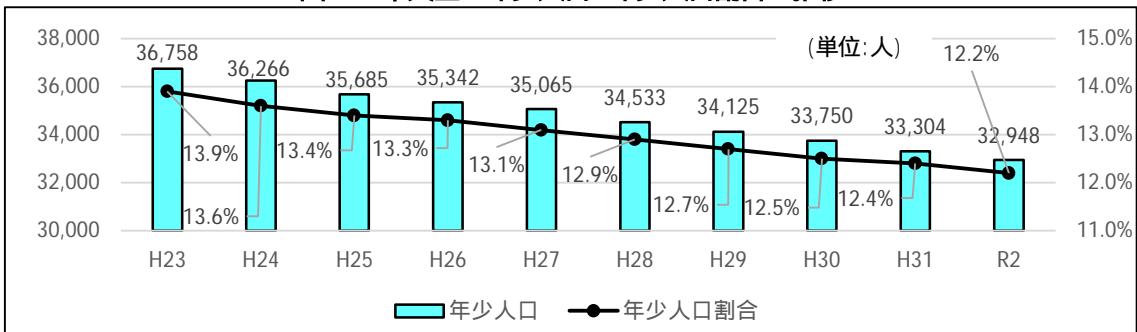
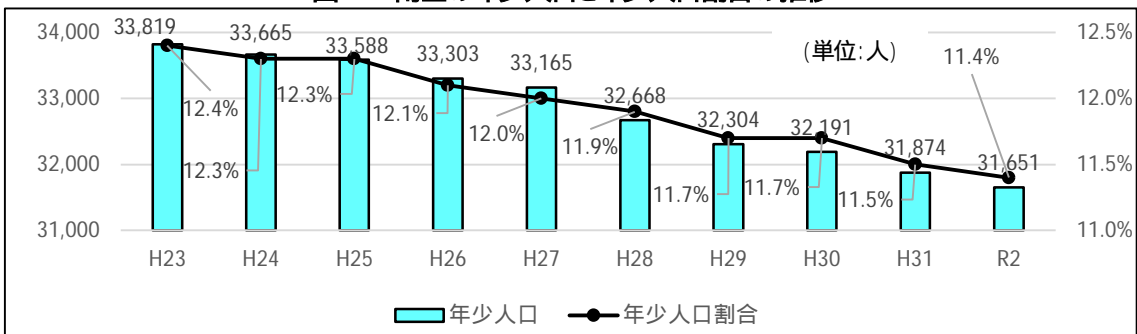


図12 南区の年少人口と年少人口割合の推移



(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成。ただし年少人口割合は監査人が試算)

⁵ 年少人口割合は、総人口から年齢不詳者数を控除して算出している。

就学前児童人口の将来推計

相模原市は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたって見込量の算出を行っている。その算出にあたっては、就学前児童人口の将来推計(以下「将来推計人口」という。)を使用している。

表9は、将来推計人口と実際の就学前児童人口(以下「実際人口」という。)を比較したものである。将来推計人口は、「相模原市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)」(以下「平成27年度計画」という。)の42ページに記載されている就学前児童人口の将来推計の人数を記載している。また、実際人口は、「神奈川県年齢別人口統計調査」より各年1月1日現在の人数を記載している。よって、平成27年度の将来推計人口は、平成27年1月1日現在の実際人口と比較している。

表9 就学前児童人口の将来推計と実際の推計人口の比較 (単位:人)

相模原市合計	項目	H27	H28	H29	H30	R01
	実際人口		35,199	33,762	33,147	32,631
将来推計人口		34,857	34,189	33,538	32,876	32,308
差異	= -	342	▲ 427	▲ 391	▲ 245	▲ 318
差異率	× 100/	1.0%	▲1.2%	▲1.2%	▲0.7%	▲1.0%
緑区	項目	H27	H28	H29	H30	R01
	実際人口	8,439	7,959	7,726	7,453	7,216
将来推計人口		8,458	8,257	8,063	7,855	7,666
差異	= -	▲ 19	▲ 298	▲ 337	▲ 402	▲ 450
差異率	× 100/	▲0.2%	▲3.6%	▲4.2%	▲5.1%	▲5.9%
中央区	項目	H27	H28	H29	H30	R01
	実際人口	13,459	13,064	12,945	12,742	12,510
将来推計人口		12,820	12,424	12,171	11,931	11,720
差異	= -	639	640	774	811	790
差異率	× 100/	5.0%	5.2%	6.4%	6.8%	6.7%
南区	項目	H27	H28	H29	H30	R01
	実際人口	13,301	12,739	12,476	12,436	12,264
将来推計人口		13,579	13,508	13,304	13,090	12,922
差異	= -	▲ 278	▲ 769	▲ 828	▲ 654	▲ 658
差異率	× 100/	▲2.0%	▲5.7%	▲6.2%	▲5.0%	▲5.1%

(実際人口は、「神奈川県年齢別人口統計調査」を使用している。将来推計人口は、平成27年度計画に記載されている人数を記載している。差異と差異率は監査人が試算している。)

将来推計人口と実際人口の差異

将来推計人口と実際人口を比較して差異を算出し、その差異を将来推計人口で除した率(以下「差異率」という。)をみると、市全体では1.2%から1.0%の範囲で推移しており、将来推計人口と実際人口に大きな開きは生じていないが、行政区単位では差異率に違いがみられる。

緑区と南区は、実際人口が将来推計人口を下回っている状態が継続しているのに対して、中央区は実際人口が将来推計人口を上回っている状態が継続している。緑区と南区の就学前児童数は想定を下回っているが、中央区の就学前児童数は想定を上回って推

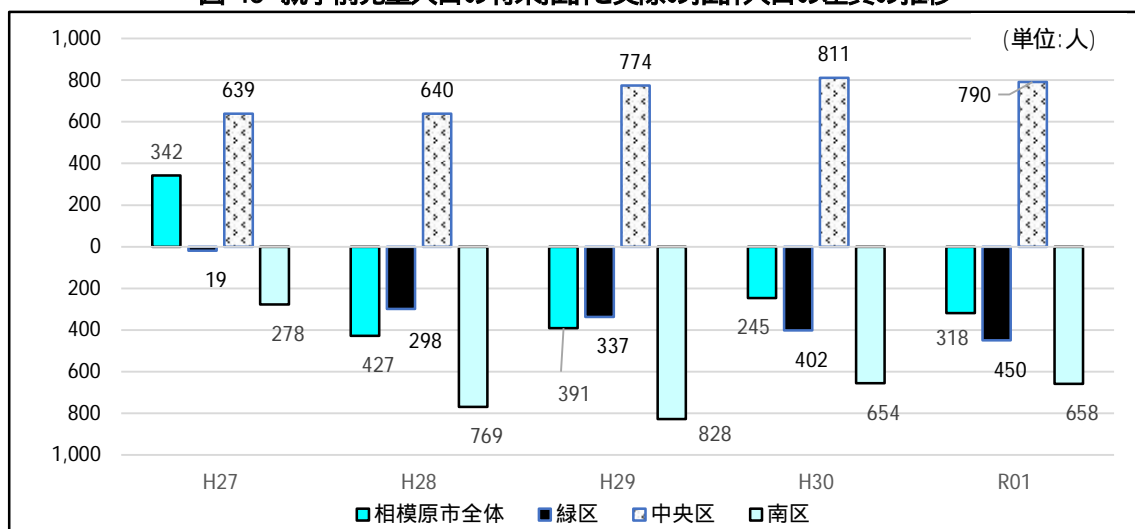
移している。

市においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたって、緑区と南区は需要に対して供給が過剰とならないように、中央区については、需要に対して十分な供給が行えるか、各行政区の状況に十分に留意して行く必要がある。

表 10 就学前児童人口の将来推計と実際の推計人口の差異の推移 (単位:人)

相模原市全体	H27	H28	H29	H30	R01
緑区	▲ 19	▲ 298	▲ 337	▲ 402	▲ 450
中央区	639	640	774	811	790
南区	▲ 278	▲ 769	▲ 828	▲ 654	▲ 658
相模原市全体	342	▲ 427	▲ 391	▲ 245	▲ 318

図 13 就学前児童人口の将来推計と実際の推計人口の差異の推移



(実際人口は、「神奈川県年齢別人口統計調査」を使用している。将来推計人口は、平成 27 年度計画に記載されている人数を記載している。差異と差異率は監査人が試算している。)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 年少人口の状況

(1) 概要

神奈川県市部について

相模原市が位置する神奈川県には19市13町1村がある。以下では、神奈川県各市部についての比較を行っている。

相模原市には3つの行政区があるが、「1. 相模原市の人口推移」でみたように、総人口や年少人口等の状況は行政区によって違いがみられ、特に緑区は中央区や南区との違いが顕著である。

神奈川県には、相模原市のほかに横浜市と川崎市の2つの政令指定都市がある。横浜市と川崎市についても行政区単位で比較を行うことが合理的と判断したため、両市も行政区単位での比較としている。横浜市は18区、川崎市は7区の行政区にわかれており、以下では、相模原市3行政区と合わせて44団体での比較となっている。

図14 神奈川県全域



(「神奈川県衛生統計年報」より監査人作成)

神奈川県市部の総人口

次図は、神奈川県市部 44 団体について、相模原市が政令指定都市となった後の平成 23 年 1 月 1 日と令和 2 年 1 月 1 日の総人口を記載したものである。

令和 2 年 1 月 1 日の相模原市の総人口は、南区が 44 団体中 7 番目、中央区が 8 番目、緑区が 30 番目である。中央区、南区の総人口は 44 団体のなかでは比較的に多く、緑区は比較的に少ない。

図 15 総人口(H23.1.1) (単位:人)

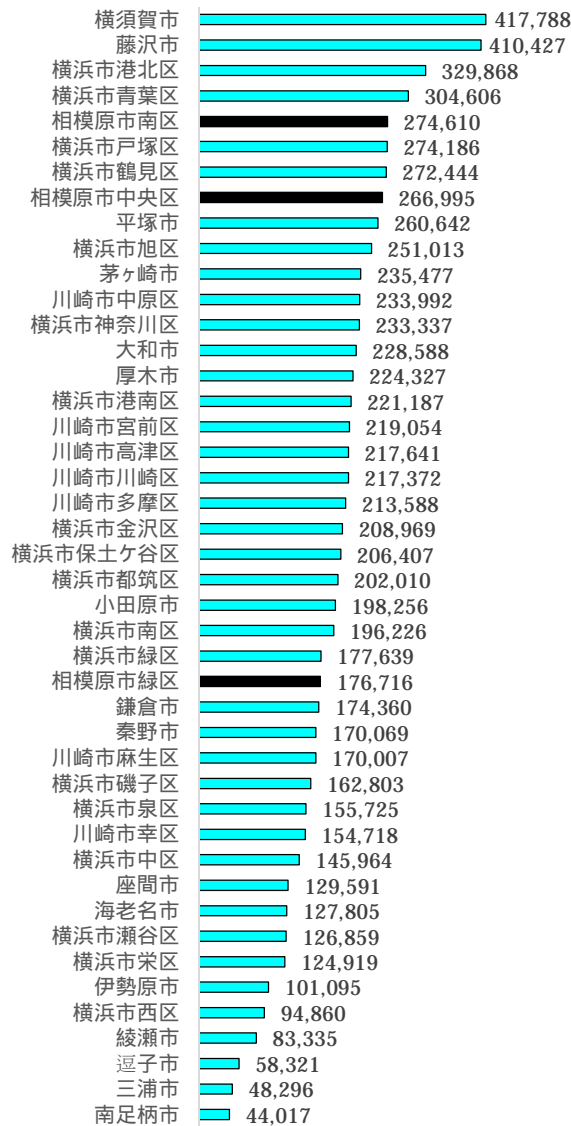
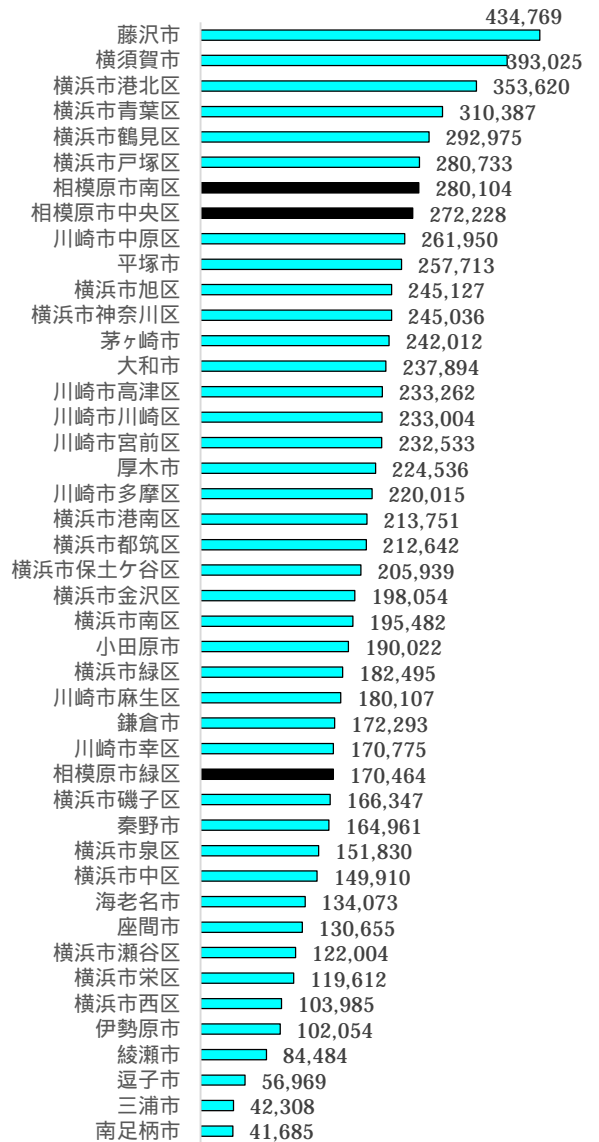


図 16 総人口(R2.1.1) (単位:人)



(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

第4 外部監査の結果及び意見

神奈川県市部の年少人口

次図は、神奈川県市部 44 団体の平成 23 年 1 月 1 日と令和 2 年 1 月 1 日の年少人口を記載したものである。

令和 2 年 1 月 1 日の相模原市の年少人口は、中央区が 44 団体中 8 番目、南区が 10 番目、緑区が 31 番目である。中央区、南区の年少人口は 44 団体のなかでは比較的に多く、緑区は比較的に少ない。

図 17 年少人口(H23.1.1) (単位:人)

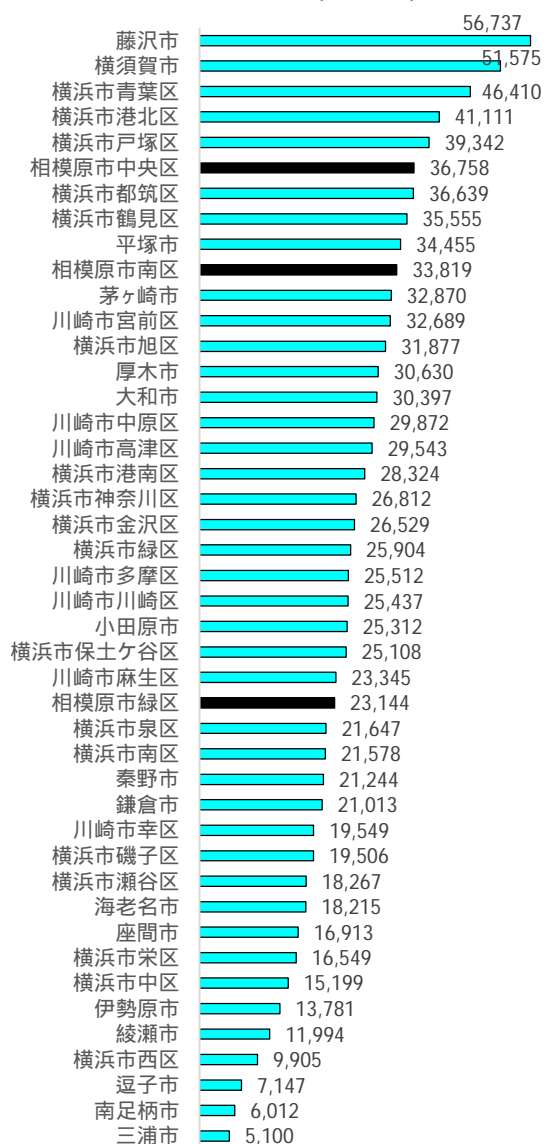
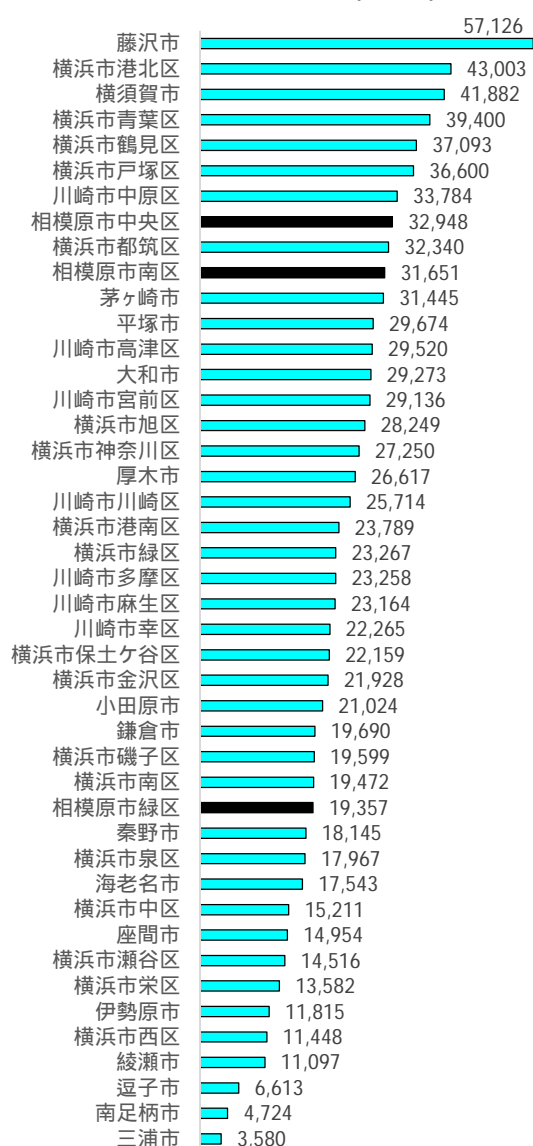


図 18 年少人口(R2.1.1) (単位:人)



(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

神奈川県市部の年少人口割合

次図は、神奈川県市部 44 団体の平成 23 年 1 月 1 日と令和 2 年 1 月 1 日の年少人口割合を比較したものである。

相模原市 3 行政区はいずれも年少人口割合が低下している。中央区は相模原市 3 行政区のなかで年少人口割合が高いが、その数値は低下しており、44 団体中の順位も下がっている。緑区も数値が低下し順位も下がっており、南区は、年少人口割合は低下しているが 44 団体中の順位は上がっている。

相模原市 3 行政区のなかでは、緑区の年少人口割合の低下が大きい。

図 19 年少人口割合(H23.1.1)

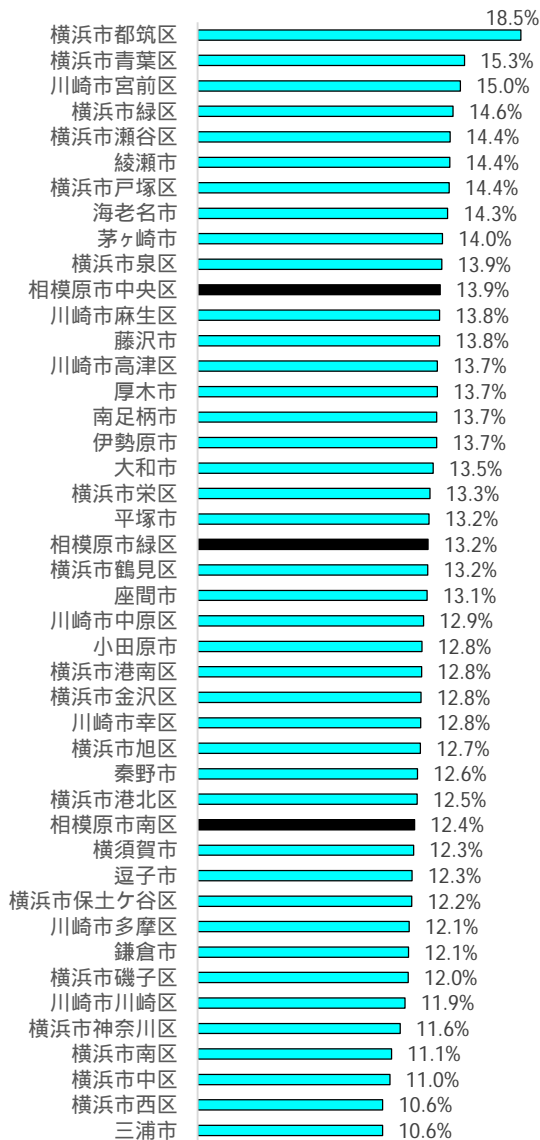
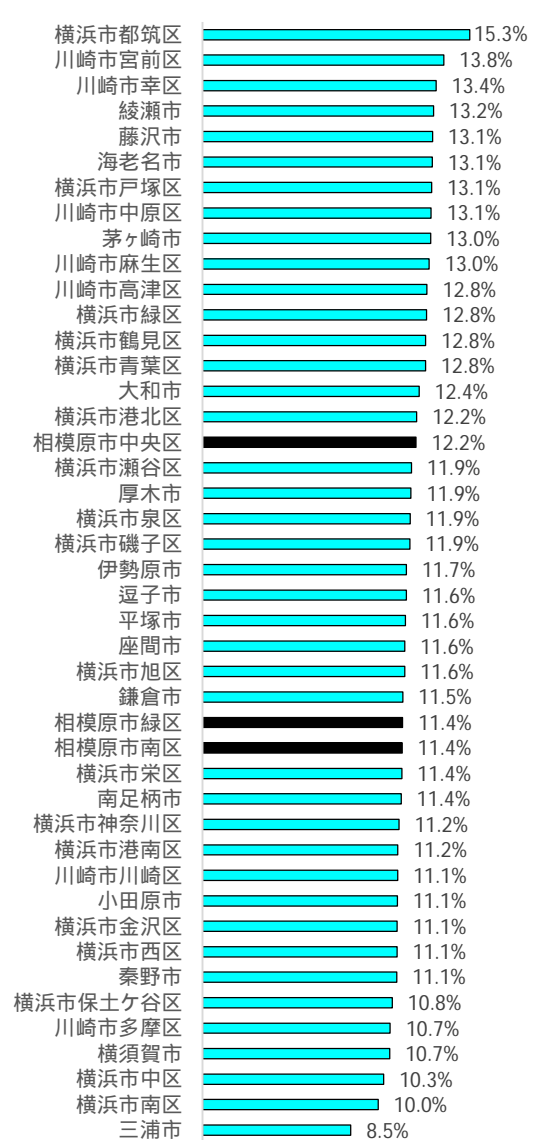


図 20 年少人口割合(R2.1.1)



(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

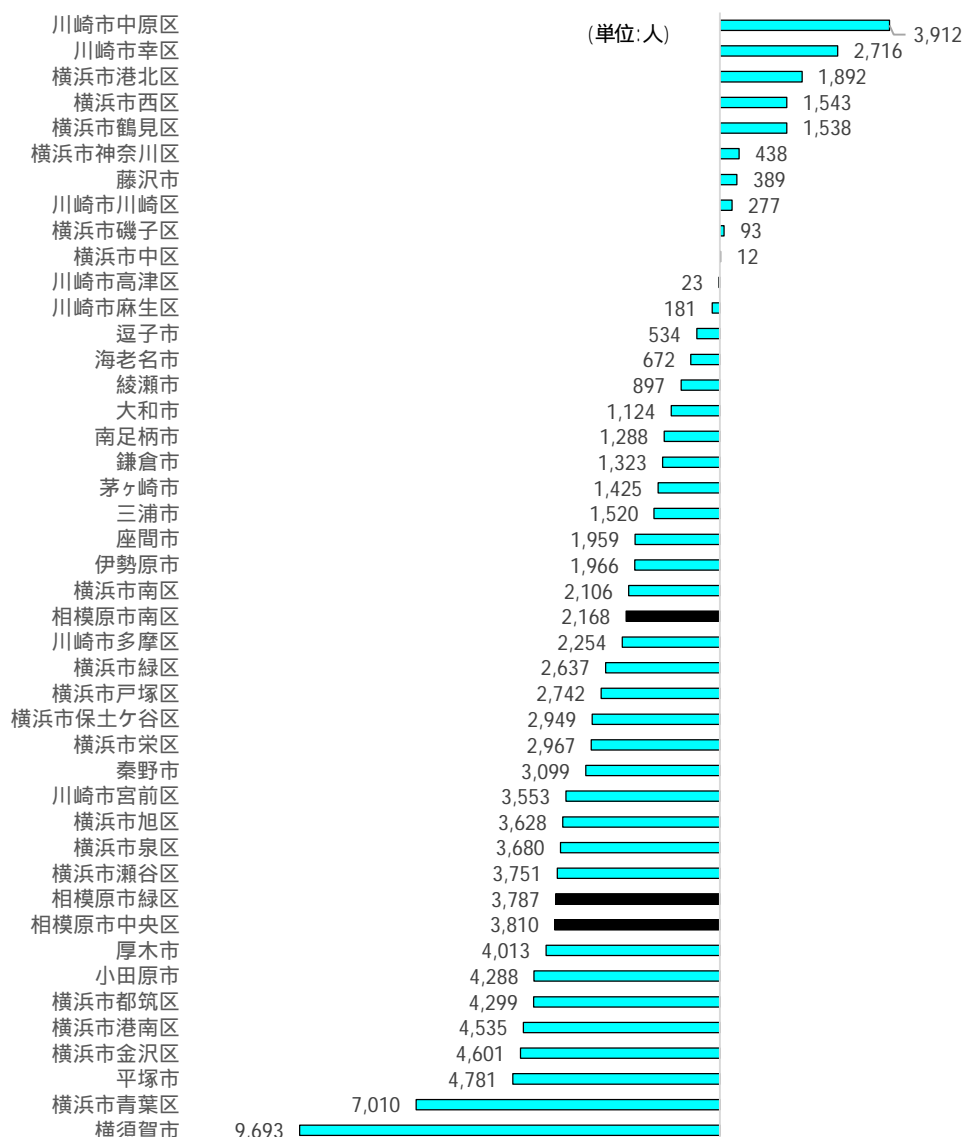
神奈川県市部の年少人口の増減比較

次図は、神奈川県市部 44 団体の令和 2 年 1 月 1 日の年少人口を平成 23 年 1 月 1 日の年少人口と比較してその増減を示したものである。

相模原市 3 行政区はいずれも年少人口が減少している。減少人数をみると、中央区が 44 団体中 9 番目に多く、緑区が 10 番目、南区が 21 番目である。

年少人口が増加しているのは川崎市中原区をはじめとした 10 団体で、34 団体は年少人口が減少している。年少人口の増加が最も大きいのは川崎市中原区、減少が最も大きいのは横須賀市である。

図 21 年少人口の増減比較



(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

年少人口の増減率比較

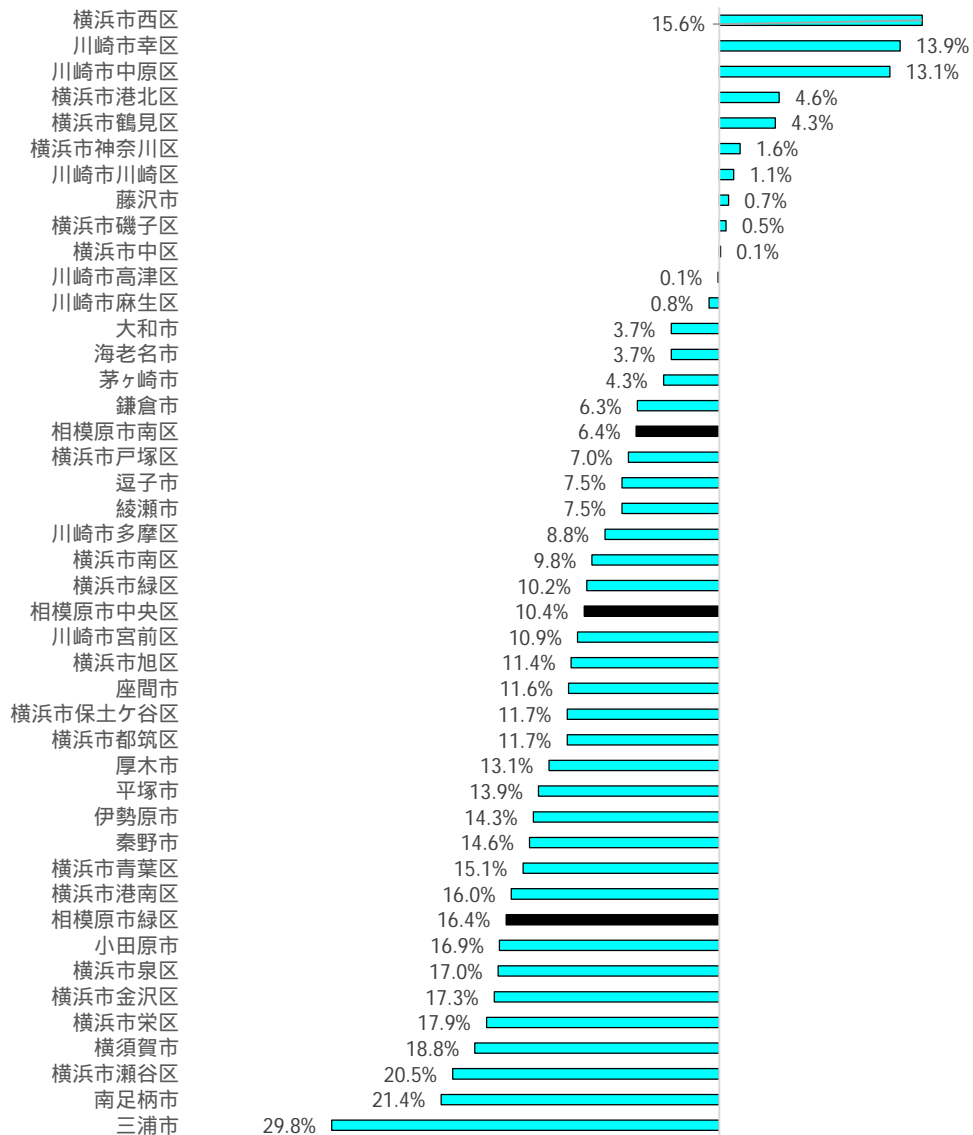
次図は、神奈川県市部44団体の令和2年1月1日と平成23年1月1日の年少人口より算出した、年少人口の増減率を示したものである。

相模原市3行政区はいずれも年少人口が減少しているが、緑区が44団体中9番目に減少率が高く、中央区が21番目、南区が28番目に減少率が高い。

減少人数、減少率のいずれも緑区の数値が大きく、中央区も減少人数は多い。相模原市は、中央区の年少人口割合が高いが、南区よりも高いペースで年少人口の減少が進んでいる。

年少人口の増加率が最も大きいのは横浜市西区、減少率が最も大きいのは三浦市である。

図 22 年少人口増減率比較



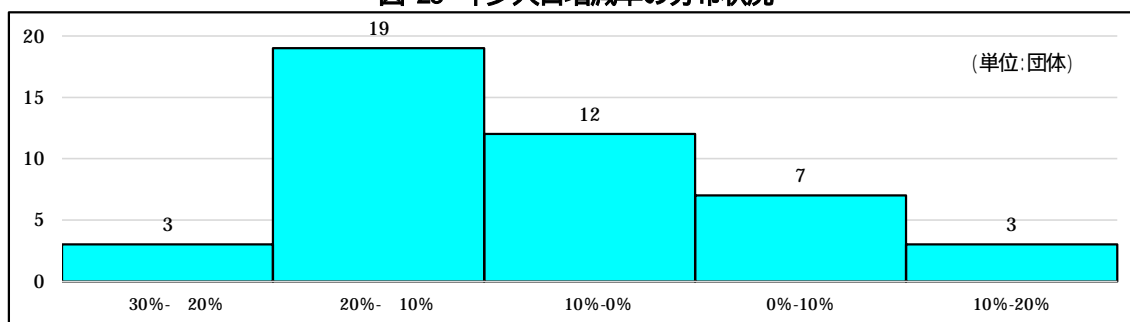
(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

年少人口増減率の分布状況

次図は、図 22 に示した神奈川県市部 44 団体の年少人口増減率の分布状況を示したものである。

年少人口の減少率が 10% から 20% の団体が 19 団体で最も多く、緑区と中央区もこの階級に含まれる。南区は、次に団体数の多い減少率が 0% から 10% の階級に含まれる。

図 23 年少人口増減率の分布状況



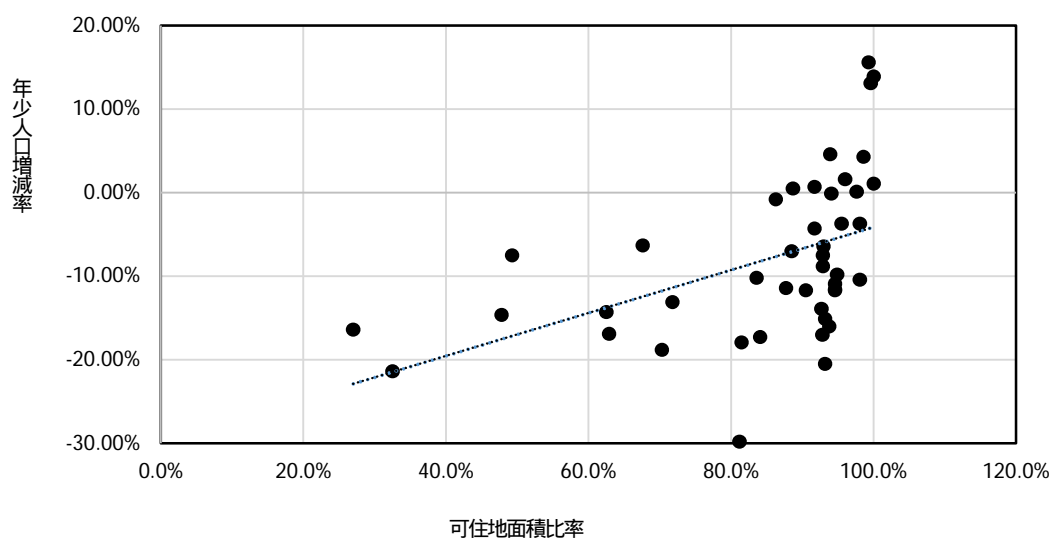
可住地面積比率と年少人口増減率の関係

次図は、総務省統計局が公表している「統計でみる市区町村のすがた 2020」より、神奈川県市部 44 団体の総面積と可住地面積より算出した可住地面積比率と年少人口増減率の関係を示したものである。

可住地面積は、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したものである。可住地面積を総面積で除したものが可住地面積比率で、この比率が小さいほど、総面積に占める林野面積や主要湖沼面積の割合が大きいことになる。相模原市の可住地面積比率は、中央区が 98.1%、南区が 93.0%、緑区が 27.0% で、緑区は、林野面積が大きな割合を占めている。

次図より、可住地面積比率が 80% 以上の団体の年少人口増減率は様々で、一定の傾向は見出し難いが、80% 未満の団体はいずれも年少人口が減少している。

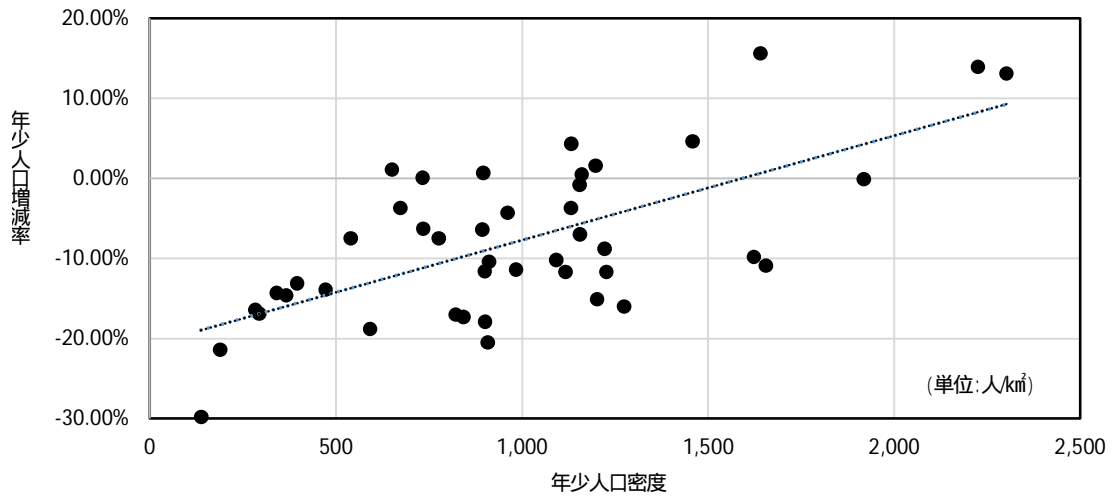
図 24 可住地面積比率と年少人口増減率の関係



可住地面積年少人口密度と年少人口増減率の関係

次図は、神奈川県市部 44 団体の可住地面積年少人口密度(以下「年少人口密度」という。)と年少人口増減率の関係を示したものである。年少人口密度は、「統計でみる市区町村のすがた 2020」の可住地面積を令和 2 年 1 月 1 日の年少人口で除して算出している。年少人口増加率が高い団体は概ね年少人口密度が大きい、年少人口密度が大きい団体でも年少人口増加率が低い(もしくは年少人口減少率が高い)団体が存在している。一方、年少人口密度が小さい団体は概ね年少人口減少率が高い。

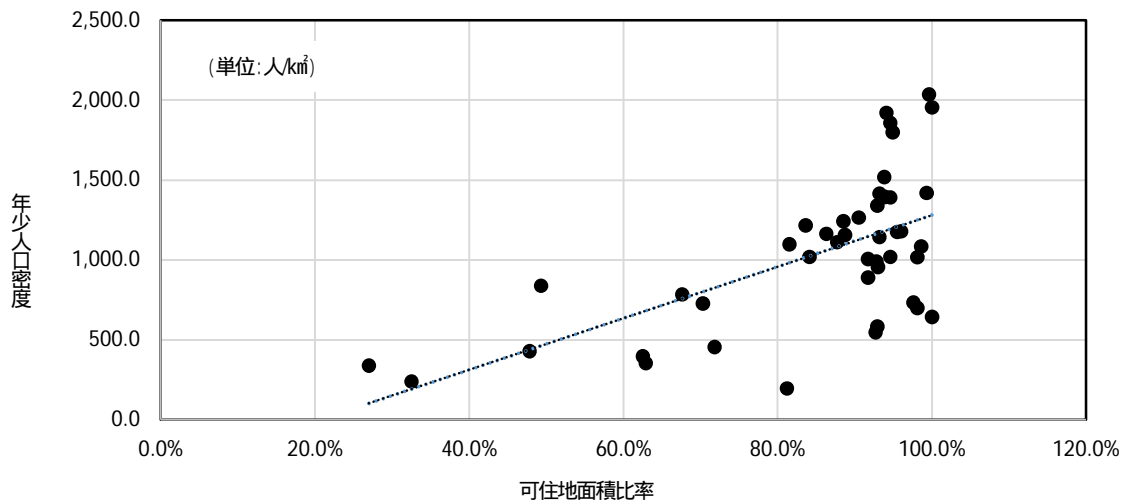
図 25 年少人口密度と年少人口増減率の関係



可住地面積比率と年少人口密度の関係

次図は、可住地面積比率と年少人口密度を比較したものである。可住地面積比率が 80% 以上の場合、年少人口密度はさまざまであるが、80% 未満の場合は概ね年少人口密度が小さいといえる。すなわち、総面積に占める林野面積の割合が大きい団体ほど年少人口密度が小さいということになる。

図 26 可住地面積比率と人口密度の関係

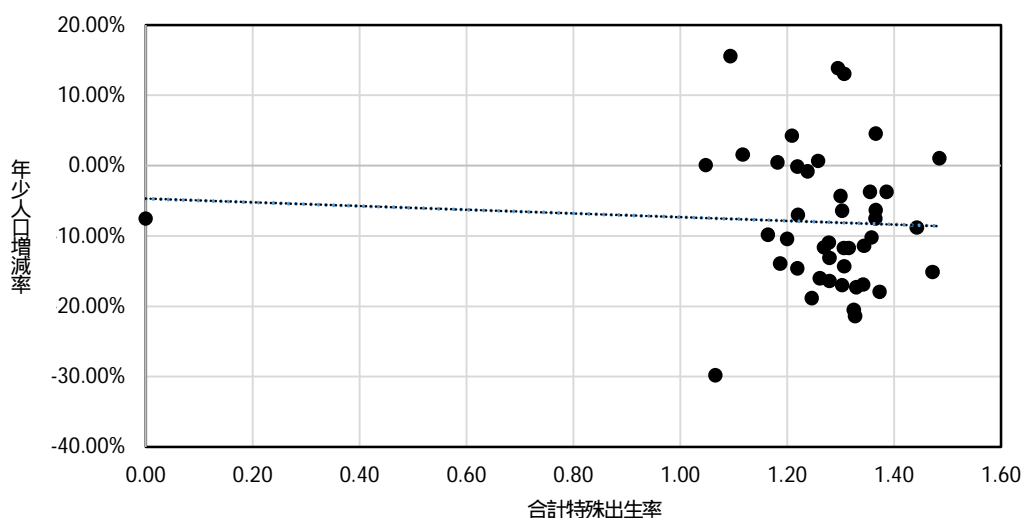


合計特殊出生率と年少人口増減率の関係

次図は、神奈川県市部 44 団体の合計特殊出生率と年少人口増減率の関係を示したものである。合計特殊出生率は、44 団体について、神奈川県衛生統計年報より平成 23 年から平成 30 年までの各年の合計特殊出生率の単純平均を用いている。

神奈川県市部 44 団体の合計特殊出生率は 1.00 から 1.50 の範囲にあるが、年少人口増減率との明確な関係は見出せない。すなわち、年少人口増加率の高い団体の合計特殊出生率が必ずしも高いとはいえないことになる。

図 27 合計特殊出生率と年少人口増減率の関係

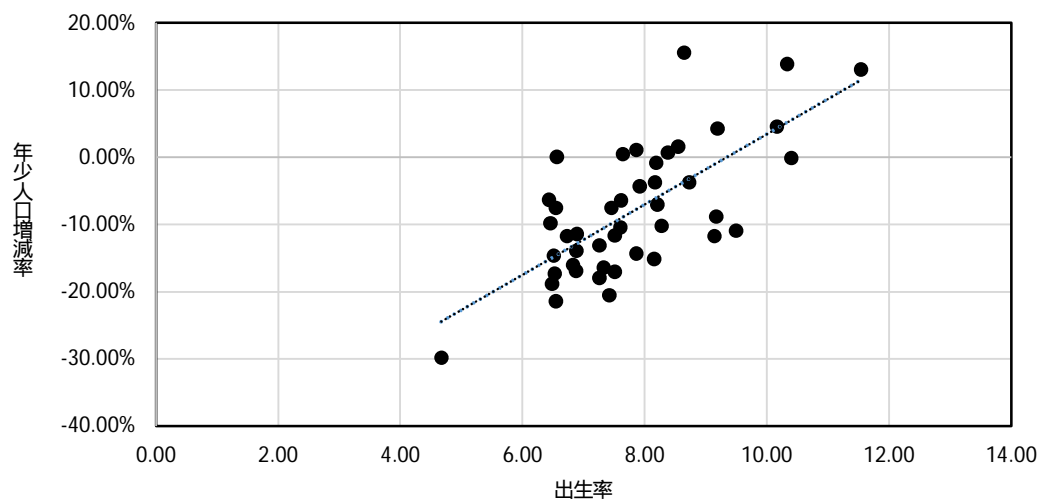


出生率と年少人口増減率の関係

次図は、神奈川県市部 44 団体の出生率(人口千対)と年少人口増減率の関係を示したものである。出生率は、44 団体について、神奈川県衛生統計年報より平成 23 年から平成 30 年までの各年の人口千対の単純平均を算出したものを用いている。

出生率が高い団体ほど年少人口増加率が高い(年少人口減少率が低い)といえる。

図 28 出生率と年少人口増減率の関係

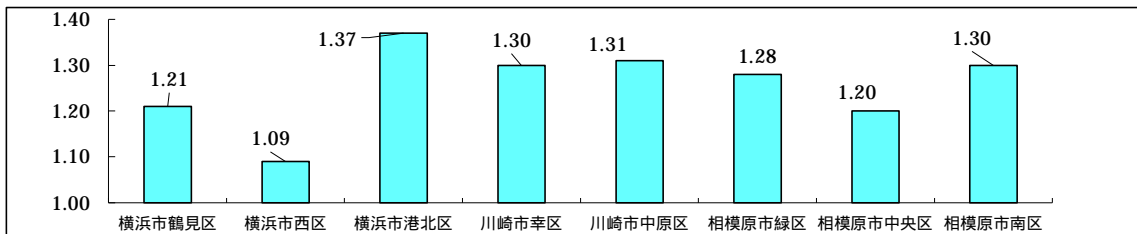


以下では、平成23年1月1日と比較して年少人口が増加しており、かつその増加人数が比較的が多い川崎市中原区、川崎市幸区、横浜市港北区、横浜市西区及び横浜市鶴見区(以下「5行政区」という。)と、相模原市3行政区の比較を行っている。

合計特殊出生率と出生率の比較

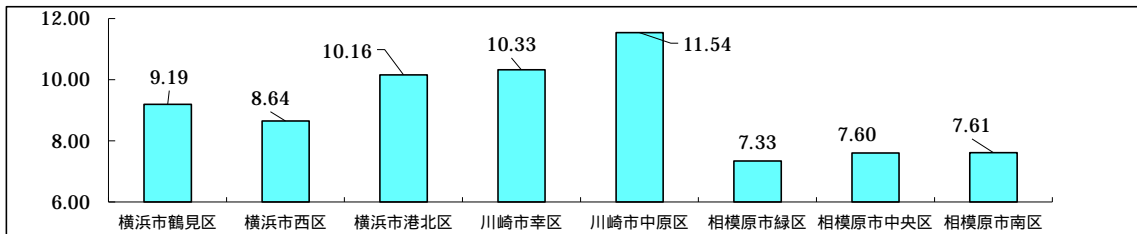
次図は、5行政区と相模原市3行政区との合計特殊出生率を比較したものである。相模原市3行政区と5行政区との間で明確な違いはみられず、横浜市西区のように合計特殊出生率が低い団体もあり、年少人口が増加している団体の合計特殊出生率が必ずしも高いとはいえない。

図 29 合計特殊出生率の比較



次図は、5行政区と相模原市3行政区の出生率を比較したものである。出生率は年少人口数と連動しており、年少人口増加数が多い団体の出生率は高いといえる。

図 30 出生率の比較



15歳～49歳の女性人口の比較

次図は、5行政区と相模原市3行政区について、合計特殊出生率の対象とされている15歳から49歳の女性の増減数を比較したものである。比較したのは、平成23年1月1日と令和2年1月1日で、人数は「神奈川県年齢別人口統計調査」を使用している。

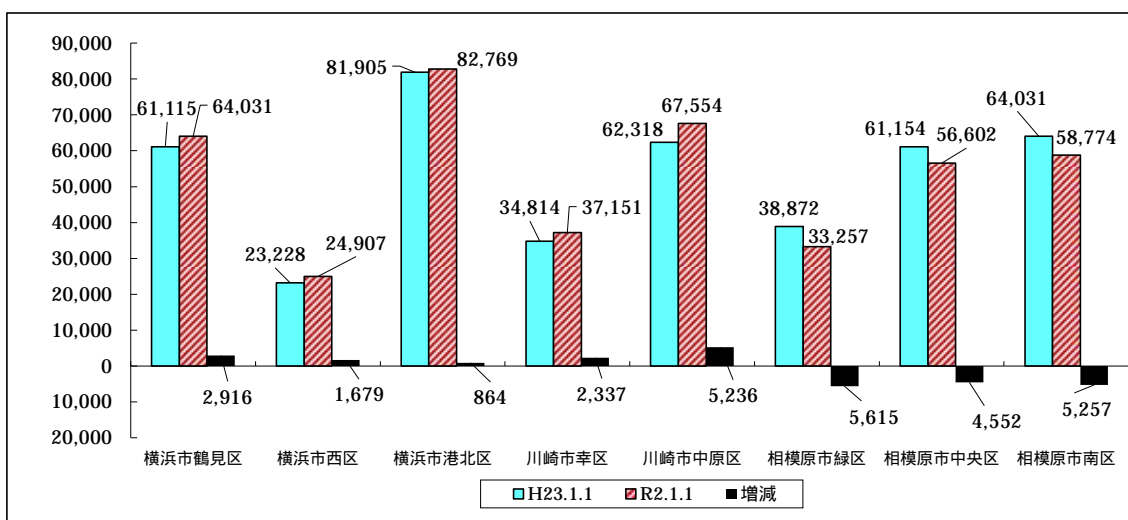
5行政区はいずれも15歳から49歳の女性が増加しており、相模原市3行政区はいずれも15歳から49歳の女性が減少している。

このように、15歳から49歳の女性の動きが年少人口の増減に一定の影響を与えている可能性が考えられる。

図 31 15～49歳女性人口比較

(単位:人)

第4 外部監査の結果及び意見



人口の増減内容の比較

人口増減の要因は自然増減と社会増減に大別される。

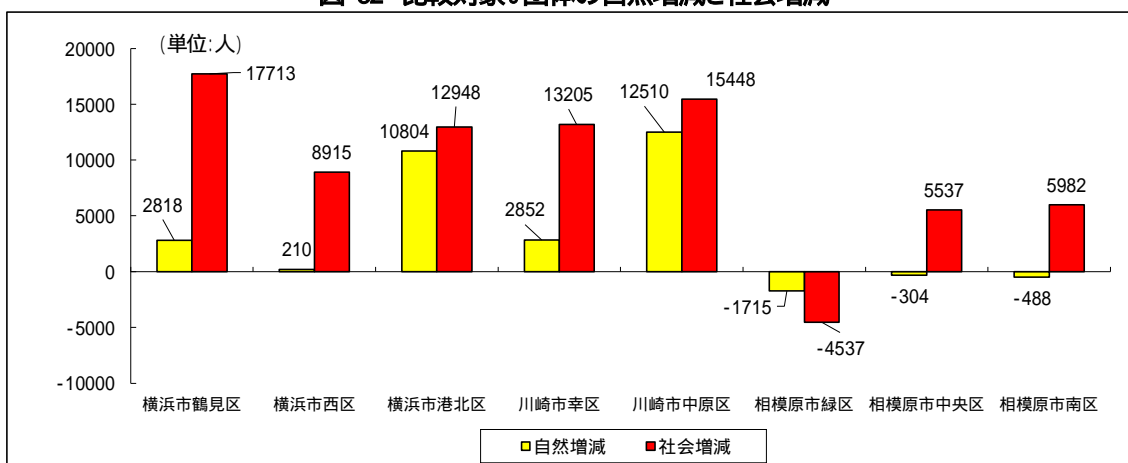
自然増減は出生から死亡を差し引いた数をいい、社会増減は転入から転出を差し引いた数をいう。

次図は、5 行政区と相模原市 3 行政区の平成 23 年から令和元年までの自然増減数と社会増減数を集計したものである。

8 団体のうち緑区のみが総人口が減少しており、緑区は自然増減数、社会増減数ともマイナスとなっている。中央区と南区は、社会増減数がプラスで総人口は増加しているが、自然増減数はマイナスとなっている。

5 行政区はいずれも自然増減数、社会増減数ともプラスとなっている。特に横浜市港北区と川崎市中原区は自然増減数が大きい。5 行政区は社会増減も中央区や南区よりも大きな数値となっている。

図 32 比較対象8団体の自然増減と社会増減



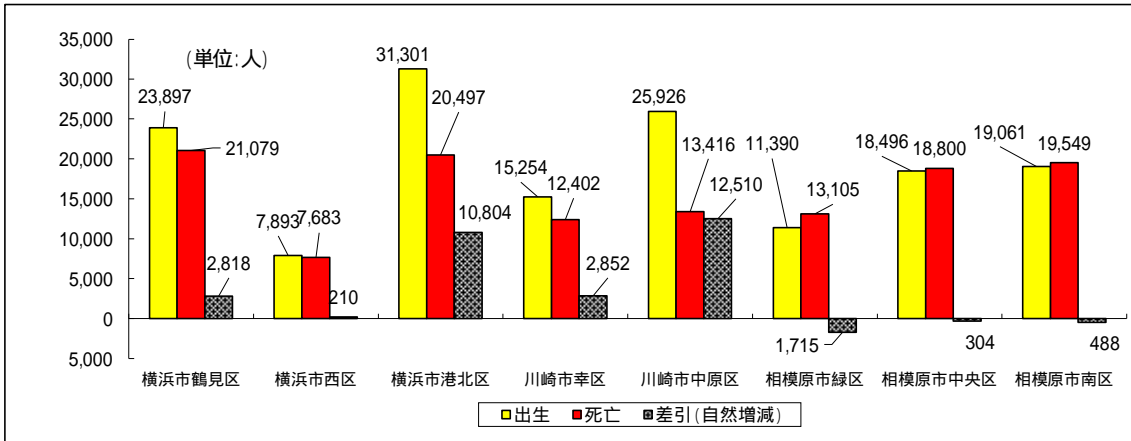
人口の自然増減

次図は、5 行政区と相模原市3 行政区の自然増減数を比較したものである。

自然増減数は、出生から死亡を差し引いた数をいう。「自然増」は、出生から死亡を差し引いた数がプラスの場合をいい、「自然減」とは、出生から死亡を差し引いた数がマイナスの場合をいう。

5 行政区はいずれも自然増で、相模原市3 行政区はいずれも自然減となっている。

図 33 比較対象8団体の自然増減の比較



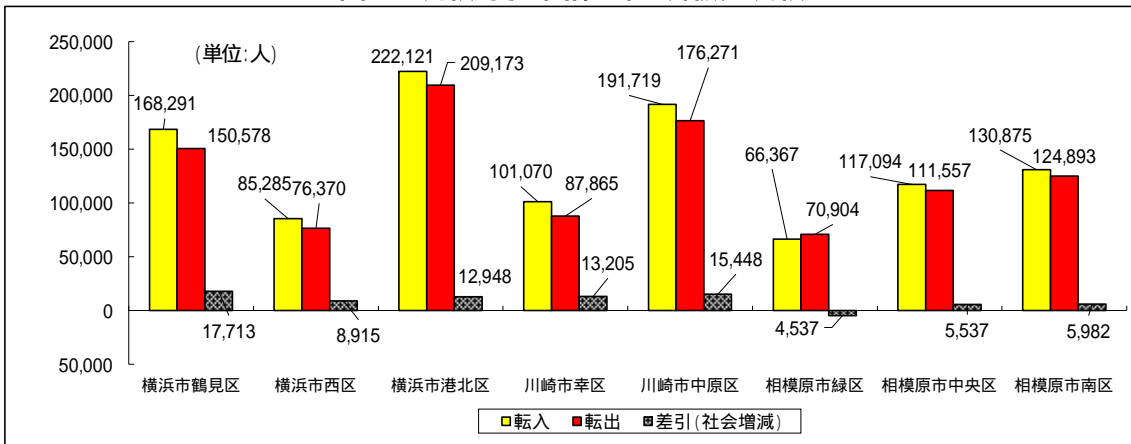
人口の社会増減

次図は、5 行政区と相模原市3 行政区の社会増減数を比較したものである。

社会増減は、転入から転出を差し引いた数をいう。転入から転出を差し引いた数がプラスの場合を「社会増」又は「転入超過」といい、転入から転出を差し引いた数がマイナスの場合、「社会減」又は「転出超過」という。

5 行政区はいずれも社会増で、相模原市3 行政区は、中央区と南区が社会増、緑区が社会減となっている。

図 34 比較対象8団体の社会増減の比較



年少人口の状況について

相模原市が政令指定都市に移行した後の平成23年1月1日と令和2年1月1日の状況を比較すると、相模原市3行政区はいずれも年少人口が減少している。ただし、神奈川県市部44団体の状況をみると、34団体の年少人口が減少しており、年少人口の減少は相模原市特有の傾向ではなく、多くの神奈川県市部にみられる傾向となっている。

可住地面積比率が低い、もしくは人口密度が小さい団体は概ね年少人口減少率が高く、可住地面積比率が低い団体は人口密度も小さい傾向がある。すなわち、総面積に占める林野面積の割合が大きい団体は、年少人口の減少が大きい傾向があり、緑区もそのような団体の一つとなっている。

可住地面積比率が高い、もしくは人口密度が大きい団体と年少人口増減率の関係は不明確となっており、中央区や南区はこのような団体に含まれている。

出生力を表す指標の代表的なものとして、(普通)出生率と合計特殊出生率がある。

(普通)出生率は、全人口に対する出生数の割合を示しており、合計特殊出生率は、対象となる人口を出産可能とされる15歳から49歳の女性に限定し、1歳ごとの年齢別出生率を合計している。

年少人口増減率について、出生率との関連は見出せるが、合計特殊出生率との明確な関係は見出せない。年少人口が増加している団体の合計特殊出生率が必ずしも高いわけではなく、年少人口が減少している団体の合計特殊出生率が低いとも言い切れない。

相模原市の合計特殊出生率は、緑区が1.28、中央区が1.20、南区が1.30で、相模原市3行政区の間に大きな違いはない。平成30年度だけをみると、緑区が1.29、中央区が1.20、南区が1.30で、総人口と年少人口の減少率が高い緑区の合計特殊出生率が最も高い。

ただし、平成30年の全国の合計特殊出生率は1.42、神奈川県は1.33で、相模原市3行政区はいずれもこれら数値を下回っている。

年少人口が増加している5行政区と相模原市3行政区を比較すると、合計特殊出生率に大きな違いはないが、5行政区はいずれも、合計特殊出生率の対象とされている15歳から49歳の女性が増加していることが特徴の一つと考えられる。

15歳から49歳の女性の増加は社会増(転入超過)による影響が大きいと考えられる。

中央区と南区も社会増(転入超過)であるが、5行政区の社会増(転入超過)はいずれも中央区と南区を上回っており、このことが15歳から49歳の女性の増加につながっている可能性が考えられる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 保育所等利用待機児童の状況

(1) 概要

待機児童問題に対する国の取組

政府は、待機児童問題を最優先課題と位置付け、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿整備を行う目標を掲げた。同プランに基づき、平成25年度から平成29年度末までの5年間で、企業主導型保育事業とあわせて、合計約53.5万人分の保育の受け皿拡大を達成し、政府目標である50万人分を達成している。

政府はさらに、今後も25歳から44歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と関連して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、令和2年度末までに待機児童の解消を図るとともに、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿整備を行うとしている。

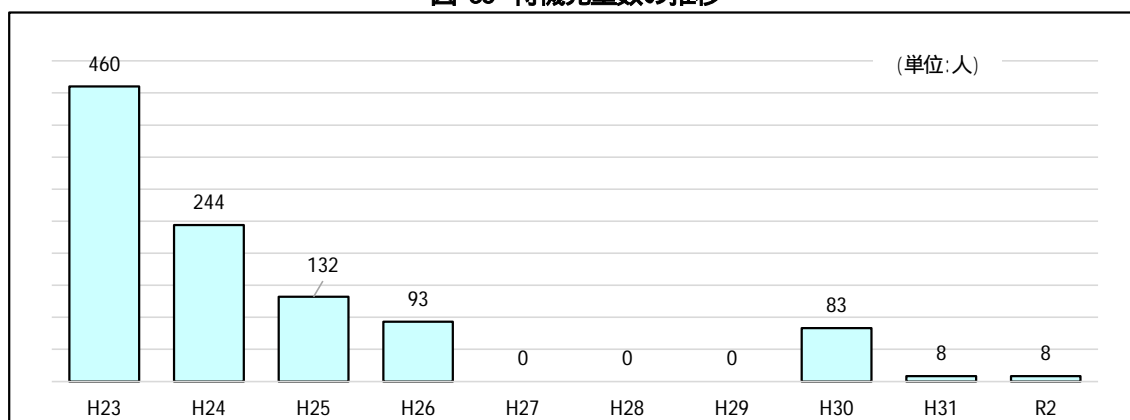
待機児童問題に対する相模原市の取組

相模原市も保育所等の利用申込者数が増加しており、近年は待機児童も発生していることから、受け皿の拡大を図っている。令和2年3月に公表された「さがみはら子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」においても、待機児童の解消に向けた取組を進めるとして、保育所の新設による受入の拡大や、保育ニーズが高い地域を中心に保育所(分園)を整備することや、保育所等の定員の弾力化の活用、保育所等の定員を超えて子どもを受け入れる入所定員の弾力化を推進することを掲げている。

次図は、厚生労働省が毎年公表している「保育所等関連状況取りまとめ」をもとに作成した、相模原市の待機児童数の平成23年度から令和2年度までの推移⁶である。

平成27年度から平成29年度までは待機児童がゼロだったが、平成30年度に83人生じている。平成31年度は8人まで減少しており、令和2年度は平成31年度と同数の8人の待機児童が生じている。

図 35 待機児童数の推移



(「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省)より監査人作成)

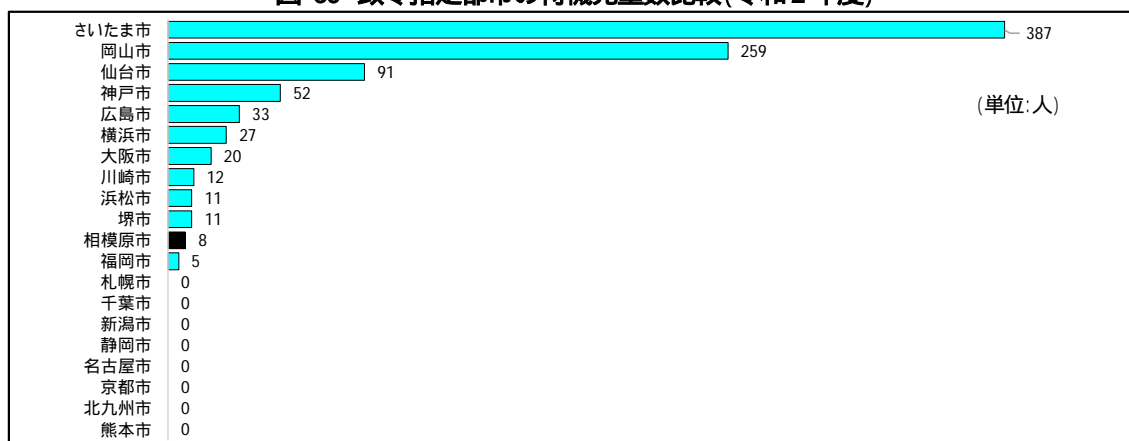
⁶ 毎年度4月1日時点の待機児童数を表している。

政令指定都市の待機児童数の比較

次図は、政令指定都市の令和2年度の待機児童数を示したものである。

さいたま市の387人が最多で、岡山市が259人で次いでいる。相模原市の8人は少ない部類といえるが、札幌市など待機児童数が0人の政令指定都市が8市ある。

図36 政令指定都市の待機児童数比較(令和2年度)



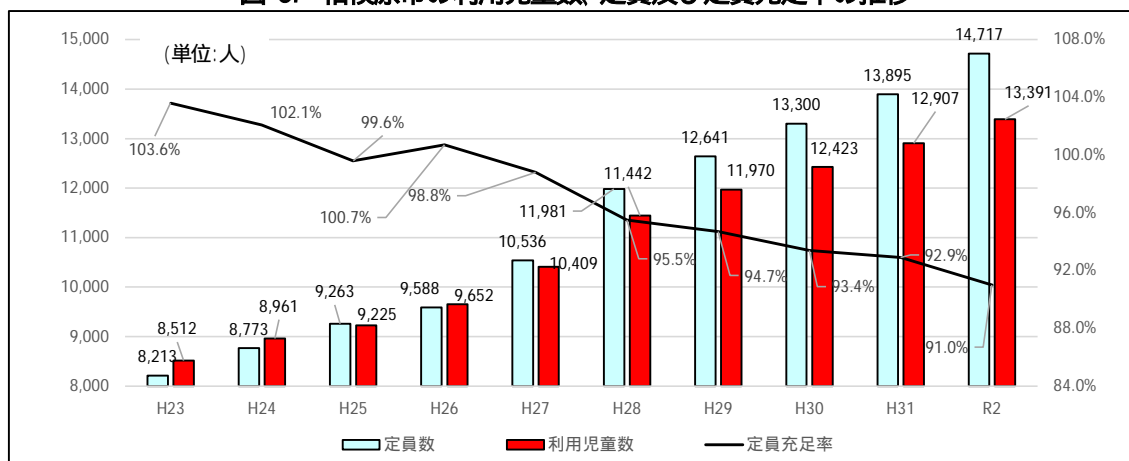
(「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省)より監査人作成)

保育所等利用定員と保育所等を利用する児童の数

次図は、相模原市の保育所等利用定員⁷(以下「定員数」という。)と保育所等利用児童数(以下「利用児童数」という。)、利用児童数を定員数で除した定員充足率の推移を示したものである。

相模原市の利用児童数は増加傾向にあり、定員数も増加傾向にあるが、利用児童数を上回るペースで定員数が増加しており、定員充足率は低下傾向にある。

図37 相模原市の利用児童数、定員及び定員充足率の推移



(「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省)より監査人作成)

⁷ 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員

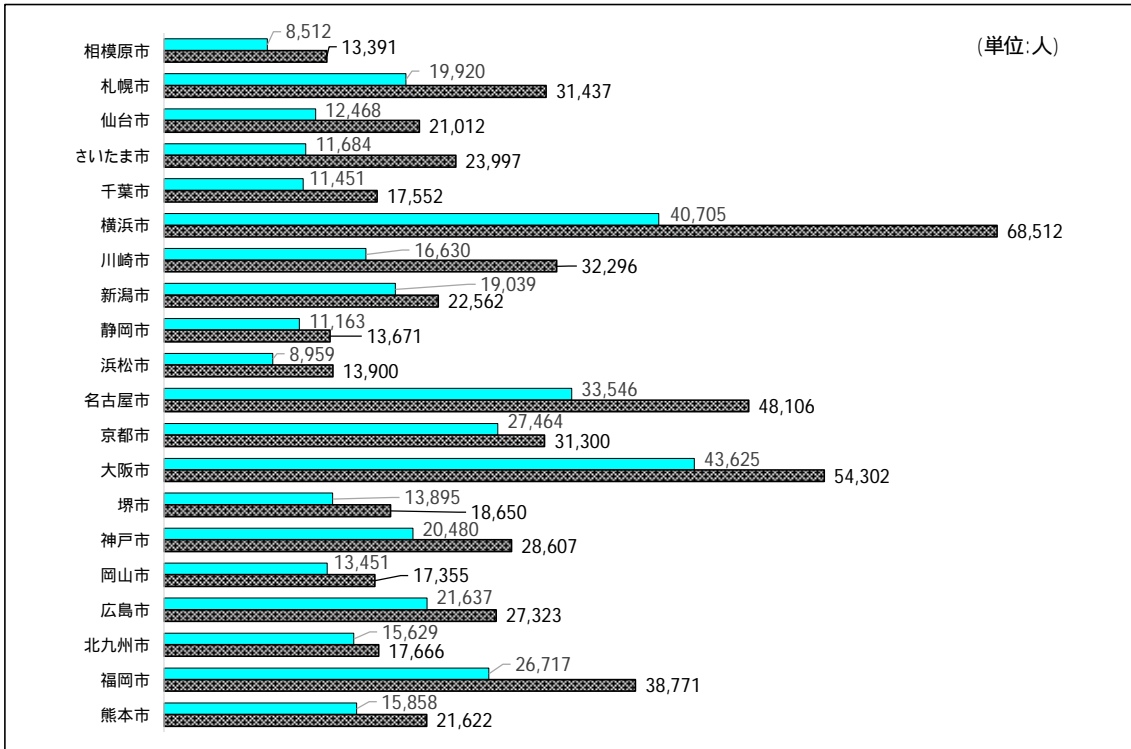
政令指定都市の利用児童数の比較

図 38 は、政令指定都市の平成 23 年度と令和 2 年度の利用児童数を比較したものである。

図 39 は、図 38 より、政令指定都市の利用児童数について、平成 23 年度に対する令和 2 年度の増加率を比較したものである。

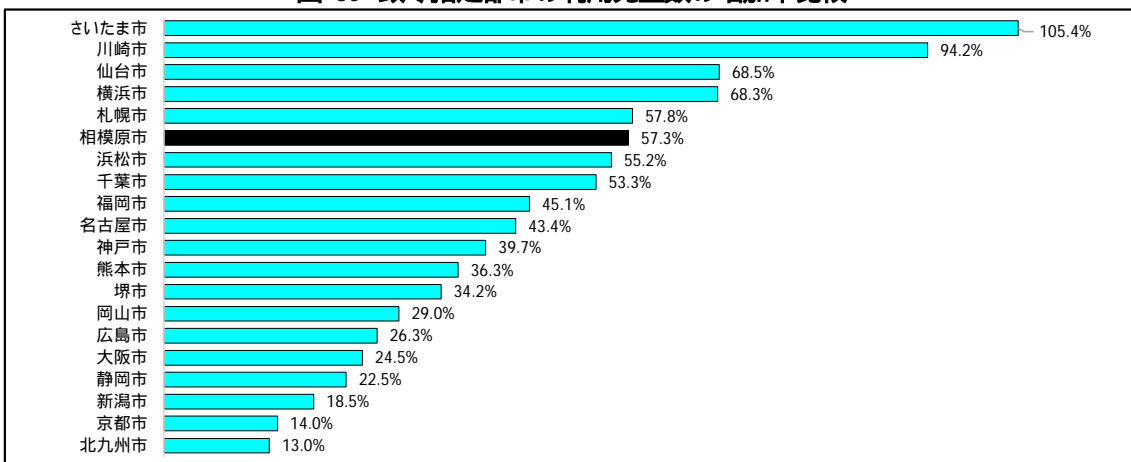
増加率が最も高いのはさいたま市で、相模原市は 6 番目に高い増加率である。

図 38 政令指定都市の利用児童数の比較



(「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省)より監査人作成)

図 39 政令指定都市の利用児童数の増加率比較



(「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省)より監査人作成)

第4 外部監査の結果及び意見

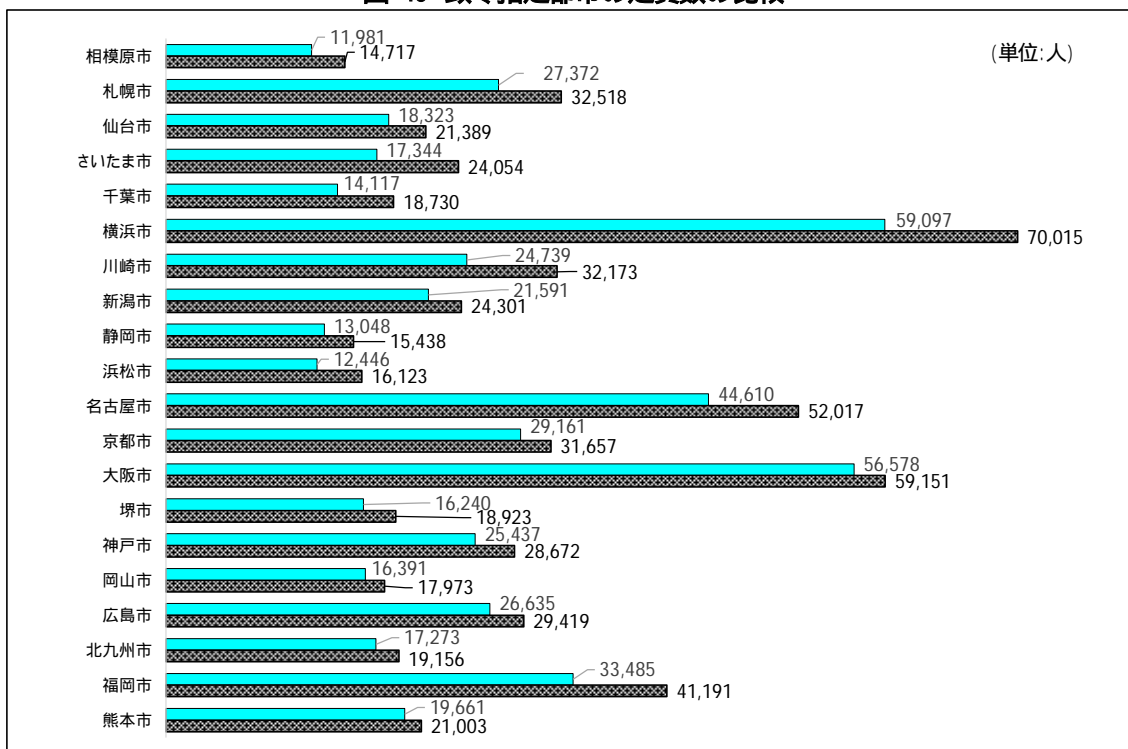
政令指定都市の定員数の比較

図 40 は、政令指定都市の平成 23 年度と令和 2 年度の定員数を比較したものである。

図 41 は、図 40 より、政令指定都市の定員数について、平成 23 年度に対する令和 2 年度の増加率を比較したものである。

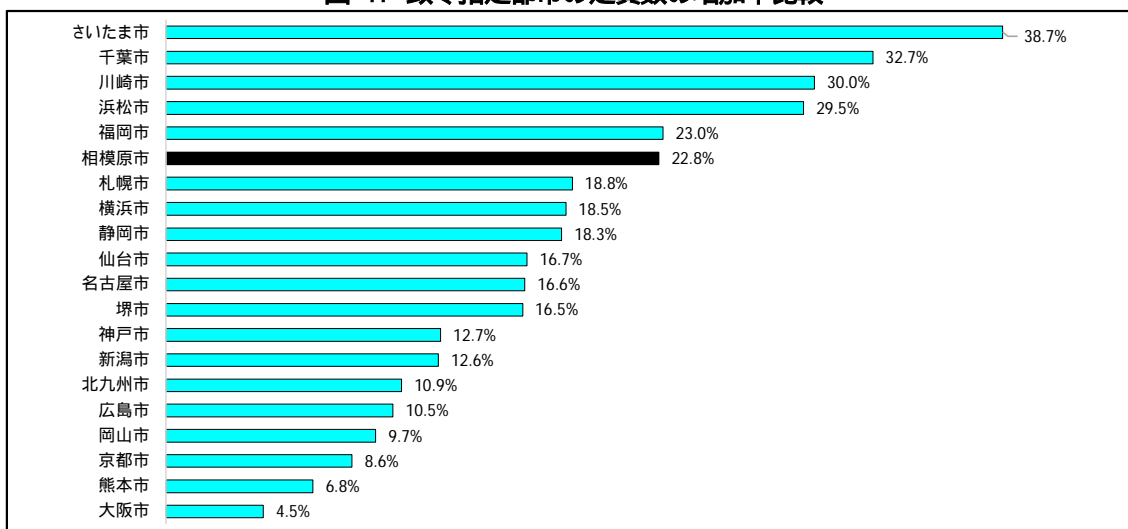
増加率が最も高いのはさいたま市で、相模原市の増加率は 6 番目の高さである。

図 40 政令指定都市の定員数の比較



(「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省)より監査人作成)

図 41 政令指定都市の定員数の増加率比較



(「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省)より監査人作成)

待機児童の状況について

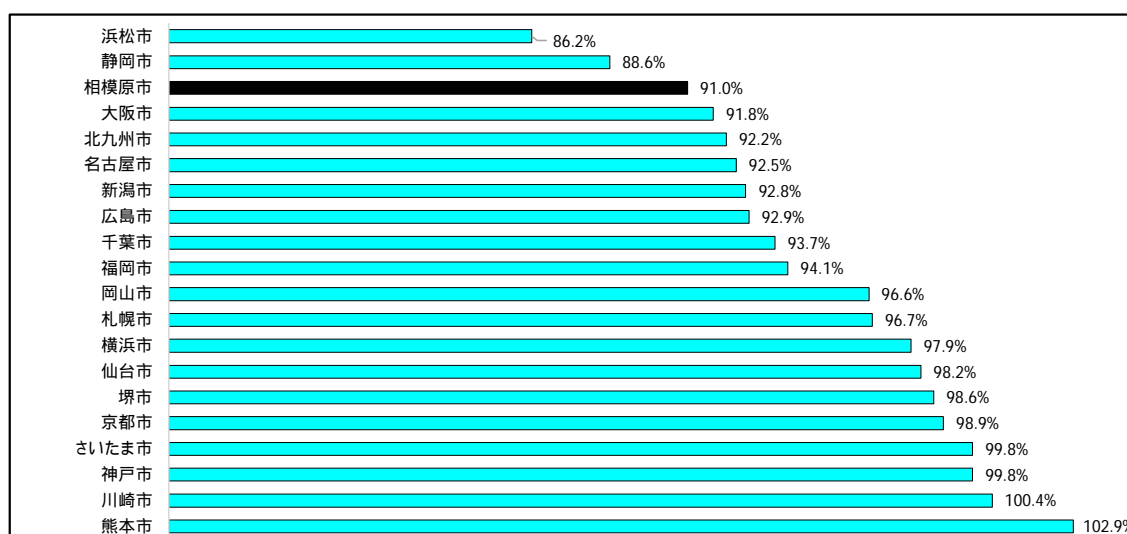
待機児童への対応について相模原市は、令和元年度には受入枠の確保や年度限定保育事業の実施などの取組を行っている。受入枠の確保については、利用申込みの多い地域での認可保育所の新設や相模原市認定保育室から認可保育所への移行、幼稚園から認定こども園への移行などにより、822人の認可保育所等の定員増を図っている。このような取組の成果として、待機児童数は政令指定都市のなかでは少ない方といえる。

次図は、図38及び図40より政令指定都市の令和2年度の定員充足率を比較したものである。相模原市の定員充足率は、政令指定都市では3番目の低さで、政令指定都市のなかでは定員充足率が低い方といえる。

相模原市も、保育所等の利用児童数が増加傾向にあり、保育所等や保育所定員数も増加傾向にある。しかしながら、現状では利用児童数を上回るペースで保育所定員数が増加しており、定員充足率は低下傾向にある。

今後も保育所等を利用したいとする利用児童数は増加していく可能性があり、その需要に適時に対応するため保育所等の定員を増加させていく必要性は高いと思われる。しかしながら、一方では定員充足率が低下しており、このことにも留意しておく必要がある。

図42 政令指定都市の定員充足率の比較(令和2年度)



(「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省)より監査人作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

4. 児童相談所等の状況

(1) 概要

児童相談所

児童相談所は、都道府県、政令指定都市及び政令で定める市(児童福祉法第12条第1項、第59条の4第1項)に設置され、虐待のほか、不登校や非行、障害など児童に関する様々な相談に対応する機関である。

相模原市は相模原市児童相談所を設置しており、18歳未満の子どもに関する専門機関として、相談に応じ、必要な援助を行っている。

表 11 相模原市児童相談所の基本情報

項目	内容
所在地	〒252-0206 中央区淵野辺 2-7-2
開館(所・園)時間	午前8時30分から午後5時まで
休館(所・園)日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始
交通アクセス	JR 淵野辺駅北口から徒歩10分 JR 淵野辺駅北口2番のりば 相模原市コミュニティバス「児童相談所南」下車

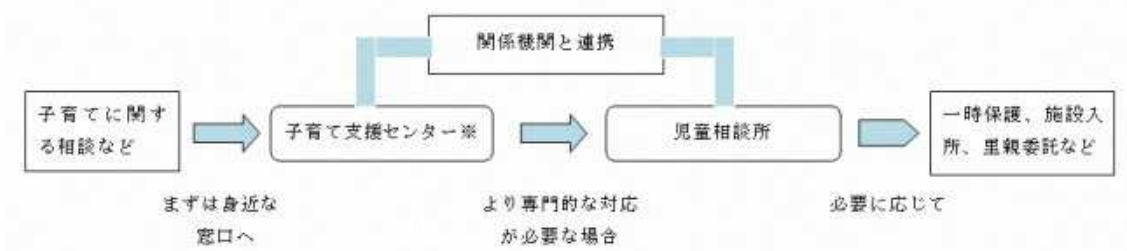
(相模原市ホームページより)

相談から支援まで

相模原市は、緑区、中央区及び南区の各区に身近な総合相談窓口である子育て支援センターを設置している。子育て支援センターと、より専門的な対応を行う児童相談所とで、相談から支援までの体制を整えている。

相談から支援までの流れは次図のとおりである。

図 43 相談から支援までの流れ (相模原市ホームページより)



児童相談所で相談できること

相模原市児童相談所では、養護、障害、非行、育成などのさまざま相談に応じるとともに、相談内容の問題解決に必要な援助を行っている。

相談の進め方は、児童相談員、児童福祉司、児童心理司など専門の職員が相談内容を聞き、必要に応じて調査や心理検査、医師による診察を行う。調査や検査の結果から子どもの育て方について話し合い、また、必要に応じて、子どもを短期間、児童相談所で預かり、生活指導や行動観察を行うことや、施設入所、里親委託を行っている。

表 12 児童相談所で相談できること

項目	内容
養護相談	保護者がいない、病気であるなど、事情があって家庭で育てることが難しい子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由や心身の発達が遅れていると思われる子どもに関する相談
非行相談	乱暴、万引き、家出、夜遊びなど非行傾向のある子どもに関する相談
育成相談	落ち着きがない、他の子とうまく遊べない、不登校などの心配のある子どもに関する相談
その他	子どもの一般的な健康管理に関する相談、里親になりたい人に関する相談など

子育て支援センター

相模原市は、子育てについての様々な相談に対応する子育て支援センターを設置している。

表 13 子育て支援センターの概要

項目	内容
場所	緑子育て支援センター 緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3・4 階 中央子育て支援センター 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 1 階 南子育て支援センター 南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3 階
相談日	月曜日から金曜日(祝日は休み)
時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時

(相模原市ホームページより)

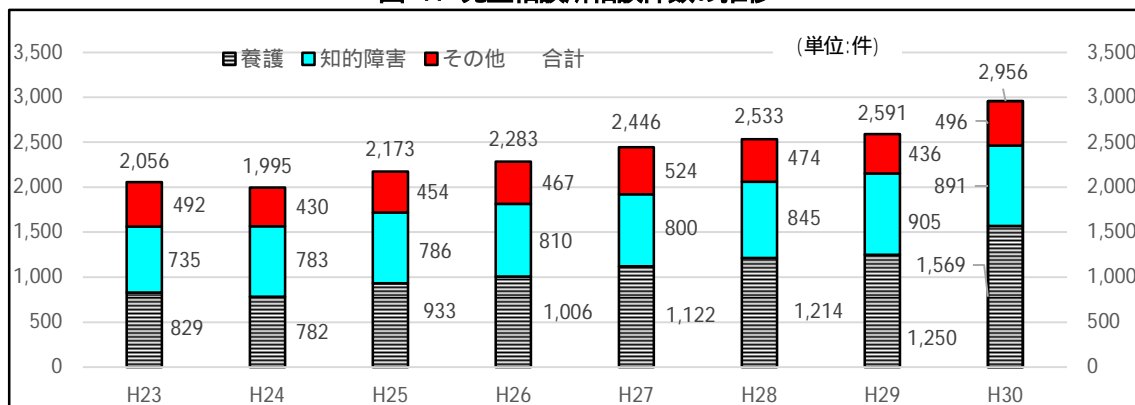
相模原市児童相談所の相談件数の推移

次図は、「相模原市統計書」より作成した、児童相談所の平成 23 年度から平成 30 年度までの相談件数の推移である。

相談件数は、養護相談と障害相談のうち知的障害に関する相談が大きな割合を占めている。平成 23 年度は、知的障害相談 735 件に対して養護相談 829 件であったが、その後、養護相談の件数が大きく増加し、平成 30 年度は知的障害相談が 891 件であったのに対して養護相談が 1,569 件となっている。

養護相談件数が大きく増加していることもあり、相談件数合計は、平成 23 年度の 2,056 件から平成 30 年度は 2,956 件に増加している。

図 44 児童相談所相談件数の推移



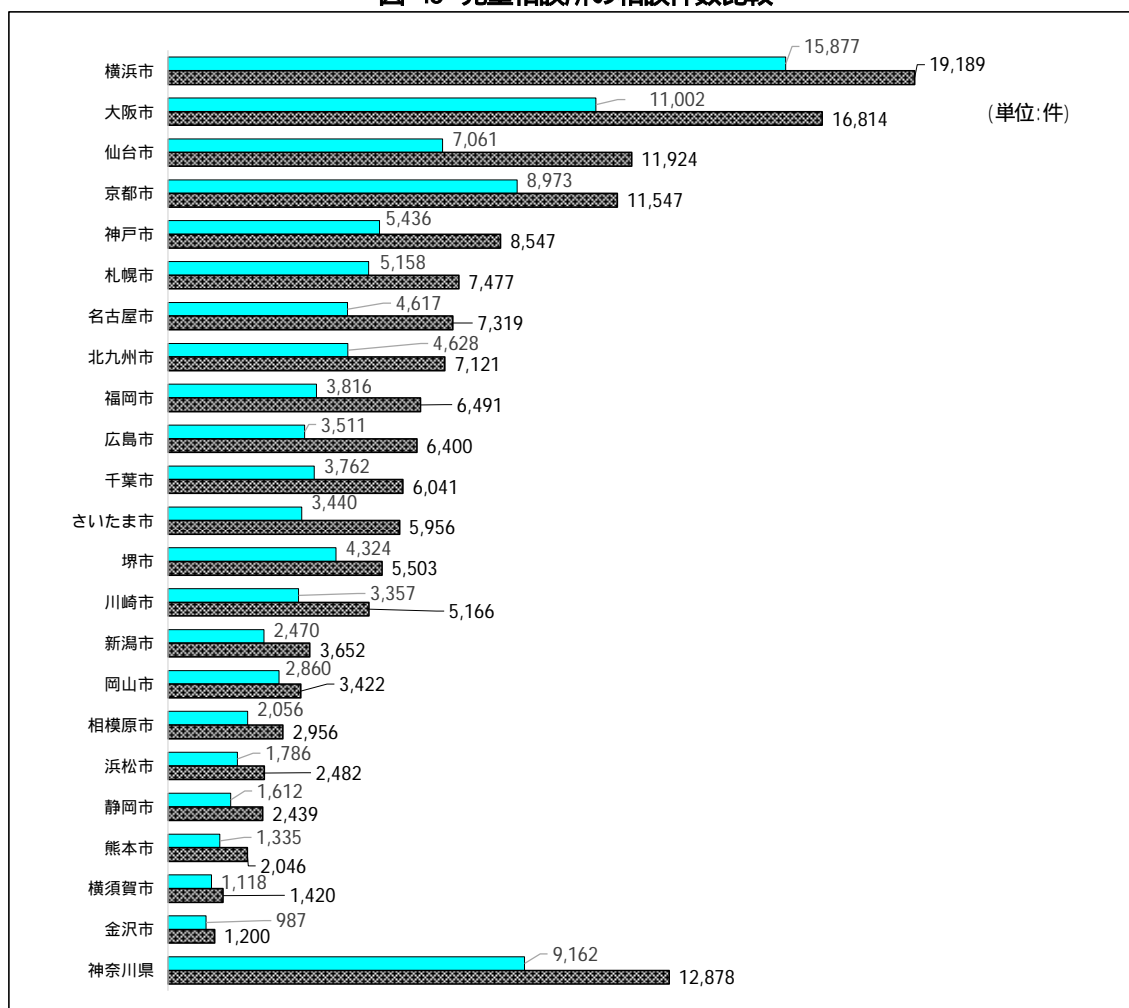
(「相模原市統計書」より監査人作成)

政令指定都市、中核市、神奈川県8の相談件数の比較

次図は、厚生労働省が公表している「福祉行政報告例」より作成した、相模原市をはじめとした政令指定都市、中核市で児童相談所を設置している横須賀市及び金沢市、及び神奈川県8の児童相談所の相談件数の比較である。比較は平成23年度と平成30年度の相談件数で行っている。また、政令指定都市は、平成30年度の相談件数が多い団体から順に記載している。

すべての団体において、平成30年度の相談件数は平成23年度の件数を上回っている。そのうち、平成30年度の相談件数が最も多いのは横浜市で、大阪市、神奈川県と続いている。相模原市の平成30年度の相談件数は、政令指定都市のなかでは熊本市、静岡市、浜松市に次いで少なく、神奈川県内では、横浜市、神奈川県、川崎市に次いでおり、横須賀市を上回っている。

図45 児童相談所の相談件数比較



(「福祉行政報告例」児童福祉第1表)より監査人作成)

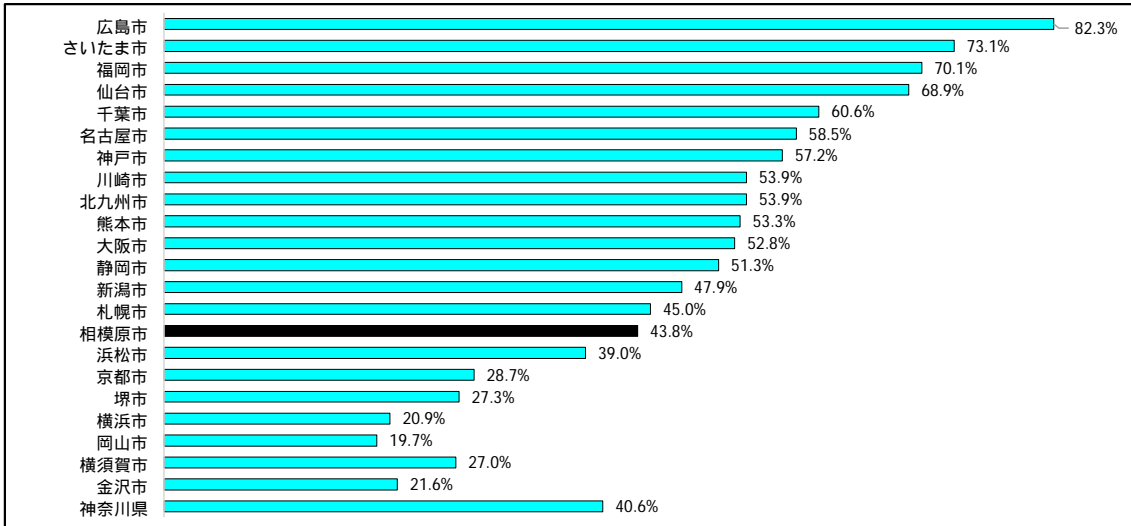
8 神奈川県8の相談件数には相模原市、横浜市、川崎市及び横須賀市の相談件数は含んでいない。

次図は、前図に記載した政令指定都市 20 市、中核市 2 市及び神奈川県内の平成 30 年度の相談件数について、平成 23 年度に対する増加率を比較したものである。

増加率が最も高いのは広島市で、さいたま市、福岡市と続いており、岡山市を除くすべての団体の増加率が 20%を超えている。

相模原市の増加率は政令指定都市のなかで 15 番目の高さである。神奈川県内では、川崎市を下回っているが、神奈川県、横浜市及び横須賀市を上回っている。

図 46 相談件数の増加率比較



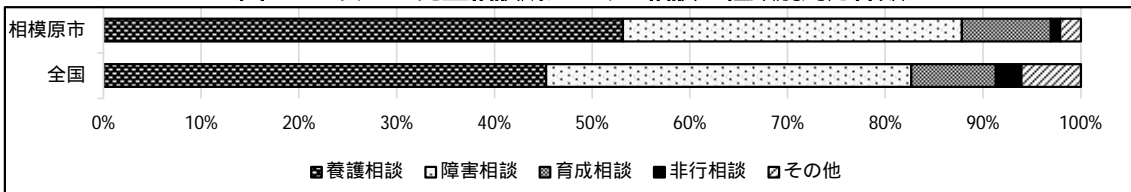
(「福祉行政報告例『児童福祉第 1 表』」より監査人作成)

児童相談所における相談の種類別対応件数

次図及び次表は、「福祉行政報告例」より作成した、平成 30 年度の相模原市児童相談所において対応した相談内容を全国合計と比較したものである。

全国的にも養護相談の割合が高いが、相模原市の養護相談の割合は全国合計よりも高いものとなっている。

図 47 ・表 14 児童相談所における相談の種類別対応件数



		養護相談	障害相談	育成相談	非行相談	その他	合計
相模原市	件数(件)	1,476	962	253	27	58	2,776
	割合	53.2%	34.7%	9.1%	1.0%	2.1%	100.0%
全国	件数(件)	228,719	188,702	43,594	13,333	30,508	504,856
	割合	45.3%	37.4%	8.6%	2.6%	6.0%	100.0%

(「福祉行政報告例『児童福祉第 11 表』」より監査人作成)

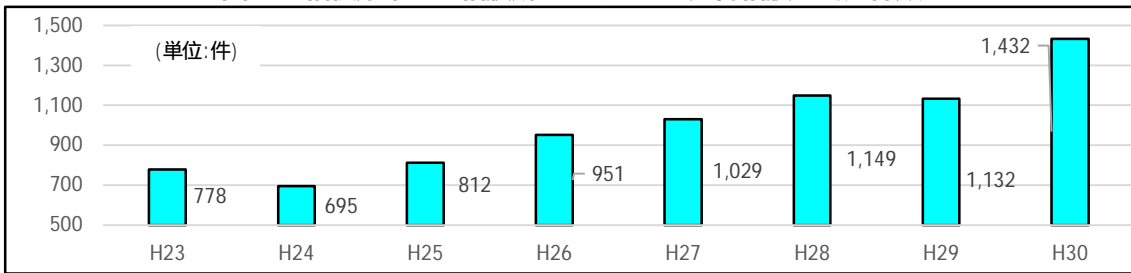
第4 外部監査の結果及び意見

相模原市児童相談所における児童虐待相談の対応件数

次図は、「福祉行政報告例」より作成した、相模原市児童相談所が対応した養護相談のうち、児童虐待相談の対応件数の平成23年度から平成30年度までの推移である。

平成24年度、平成29年度のように前年度よりも件数が減少している年度もあるが、概ね増加傾向にある。

図48 相模原市児童相談所における児童虐待相談の対応件数

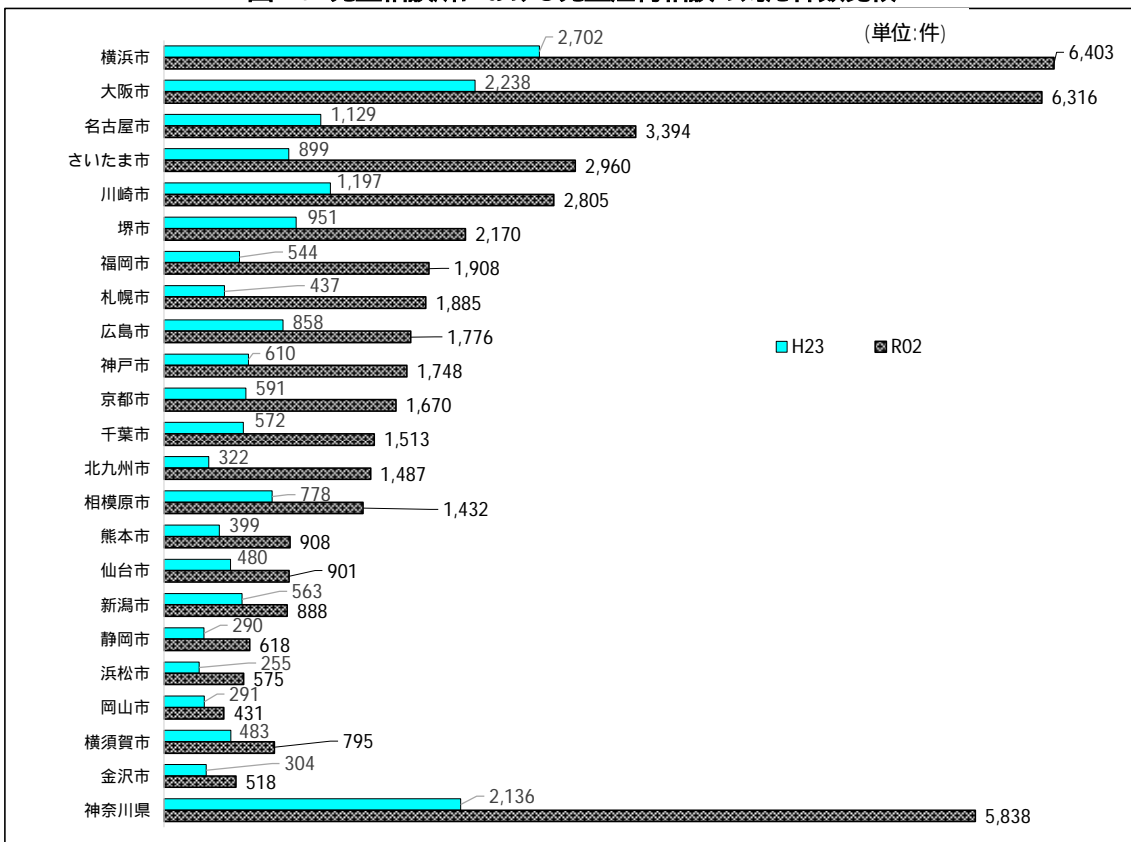


(「福祉行政報告例」児童福祉第29表)より監査人作成)

児童相談所における児童虐待相談の対応件数の比較

次図は、「福祉行政報告例」より作成した、政令指定都市20市、中核市2市及び神奈川県の子供相談所の児童虐待相談の対応件数の平成23年度と平成30年度の比較である。

図49 児童相談所における児童虐待相談の対応件数比較



(「福祉行政報告例」児童福祉第29表)より監査人作成)

すべての団体の平成30年度の児童虐待相談の対応件数は、平成23年度の件数を上回っている。

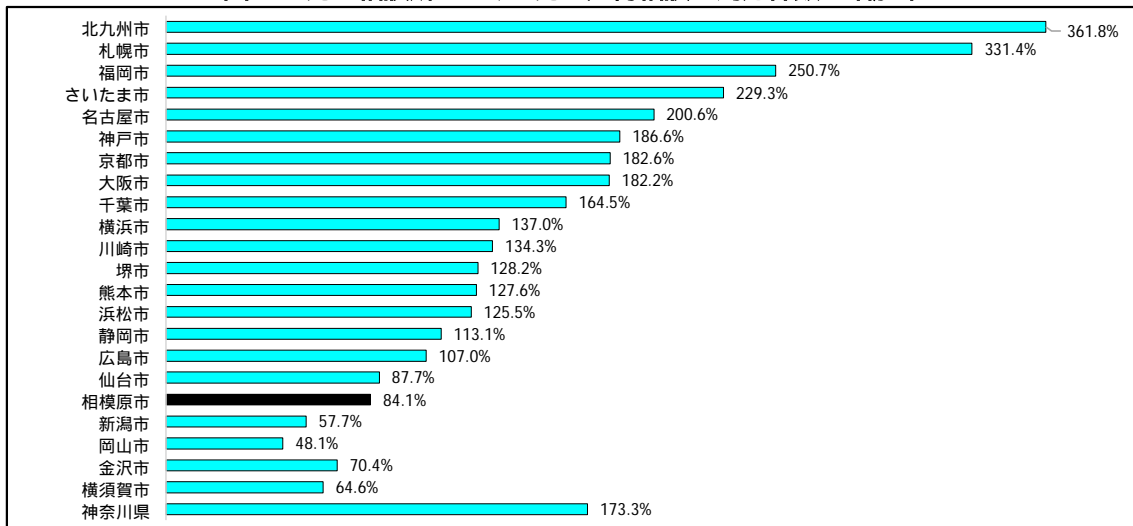
平成30年度に児童虐待相談の対応件数が最も多いのは横浜市で、大阪市が僅差で続いている。相模原市の平成30年度の児童虐待相談の対応件数は、政令指定都市のなかでは7番目に少なく、神奈川県内では、横浜市、神奈川県、川崎市に次いでおり、横須賀市を上回っている。

次図は、前図に記載した政令指定都市20市、中核市2市及び神奈川県の平成30年度の児童虐待相談の対応件数の平成23年度に対する増加率を比較したものである。

増加率が最も高いのは北九州市で、札幌市、福岡市と続いている。増加率は、岡山市を除くすべての団体が50%を超えている。

相模原市の増加率は政令指定都市のなかで3番目に低く、神奈川県内では、神奈川県、横浜市及び川崎市を下回っており、横須賀市を上回っている。

図50 児童相談所における児童虐待相談の対応件数の増加率



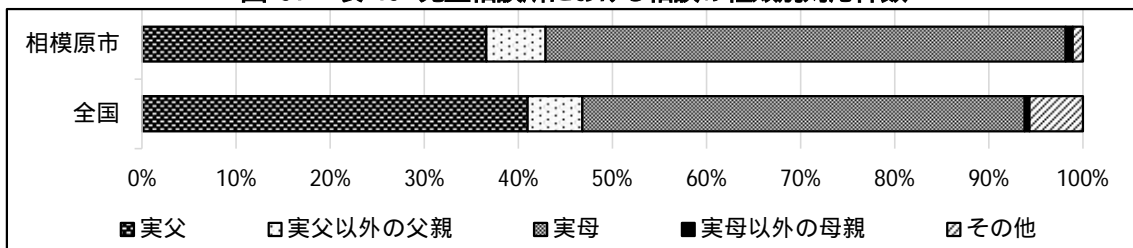
(「福祉行政報告例」児童福祉第29表)より監査人作成)

児童虐待相談の対応件数の内訳

次図及び次表は、「福祉行政報告例」より、平成30年度の相模原市児童相談所で対応した児童虐待相談について、主な虐待者別の内訳を全国合計と比較したものである。

相模原市児童相談所で対応した児童虐待相談では虐待者は実母が最も多く、割合は全国合計を上回っている。次いで実父が多いが割合は全国合計を下回っている。

図51・表15 児童相談所における相談の種類別対応件数



第4 外部監査の結果及び意見

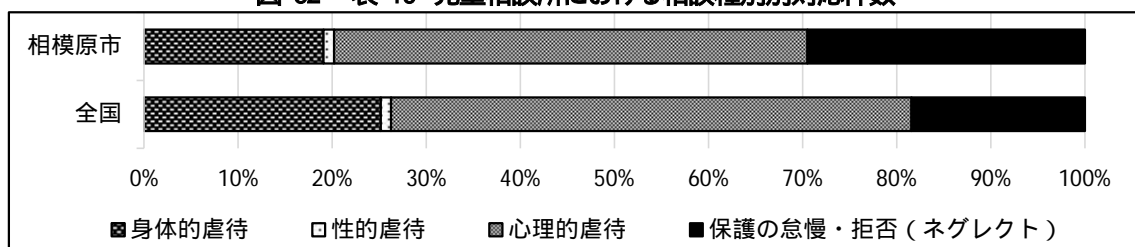
		実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
相模原市	件数(件)	524	90	792	11	15	1,432
	割合	36.6%	6.3%	55.3%	0.8%	1.0%	100%
全国	件数(件)	65,525	9,274	75,177	797	9,065	159,838
	割合	41.0%	5.8%	47.0%	0.5%	5.7%	100%

(「福祉行政報告例」児童福祉第27表」より監査人作成)

次図及び次表は、「福祉行政報告例」より、平成30年度の相模原市児童相談所に対応した児童虐待相談について、相談種別別の内訳を全国合計と比較したものである。

相模原市児童相談所に対応した児童虐待相談は心理的虐待が最も多いが、割合は全国合計を下回っている。次いで保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が多く、割合は全国合計を上回っている。

図52・表16 児童相談所における相談種別別対応件数



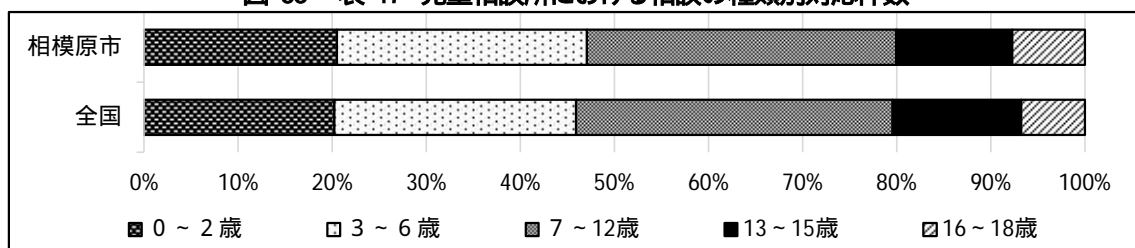
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	合計
相模原市	件数(件)	273	16	721	422	1,432
	割合	19.1%	1.1%	50.3%	29.5%	100%
全国	件数(件)	40,238	1,730	88,391	29,479	159,838
	割合	25.2%	1.1%	55.3%	18.4%	100%

(「福祉行政報告例」児童福祉第28表」より監査人作成)

次図及び次表は、「福祉行政報告例」より、平成30年度の相模原市児童相談所に対応した児童虐待相談について、被虐待者の年齢別の内訳を全国合計と比較したものである。

相模原市児童相談所に対応した児童虐待相談は7歳から12歳の児童に対する虐待が最も多く、3歳から6歳が次いでいる、割合はいずれも全国合計に近似している。

図53・表17 児童相談所における相談の種類別対応件数



		0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
相模原市	件数(件)	294	380	471	177	110	1,432
	割合	20.5%	26.5%	32.9%	12.4%	7.7%	100%
全国	件数(件)	32,302	41,090	53,797	21,847	10,802	159,838
	割合	20.2%	25.7%	33.7%	13.7%	6.8%	100%

(「福祉行政報告例『児童福祉第29表』」より監査人作成)

児童相談所等の状況について

相模原市では、令和2年5月に相模原市児童相談所が支援していた児童が相模原市転出後に実父を殺害した事案が発生している。

本事案については、転出の把握から事件発生までの間に、転出先の児童相談所に支援の引継ぎを行えておらず、転出後の生活状況の確認等ができていなかった。このことから、相模原市では、転出後も切れ目なく支援が行えるよう、引継ぎの手順を明確化し、再発防止を図ることを目的にマニュアルを策定することとして、令和2年8月にそのマニュアルを策定したことを公表している。

また、相模原市は、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、専門職を毎年増員配置するとともに専門性を強化するための研修の充実に努めるなど体制の強化を図っている。

相模原市は、年少人口は減少しているが児童相談所の相談件数や児童相談所における児童虐待相談の対応件数は増加傾向にある。このことは相模原市特有の状況ではなく、他の政令指定都市や横須賀市、金沢市、神奈川県も同様の状況ではあるが、相模原市においても児童相談所の機能・体制の強化は、今後も対応していくべき課題となっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. 幼稚園等の状況

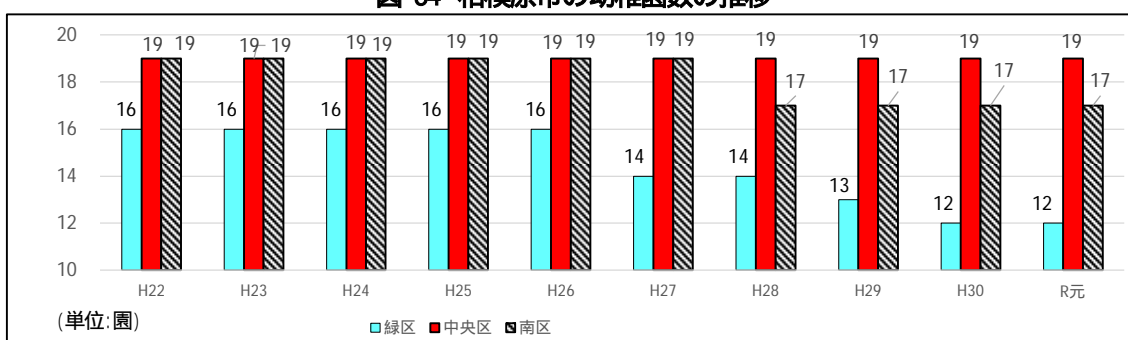
(1) 概要

相模原市の幼稚園の状況

次図は、「相模原市統計書」より作成した、相模原市の平成22年度から令和元年度までの幼稚園数の推移⁹である。

緑区の幼稚園数は平成27年度、平成29年度、平成30年度と減少し、令和元年5月1日は12園となっている。中央区は19園で変化はなく、南区は平成28年度に19園から17園になり、以後、17園で推移している。

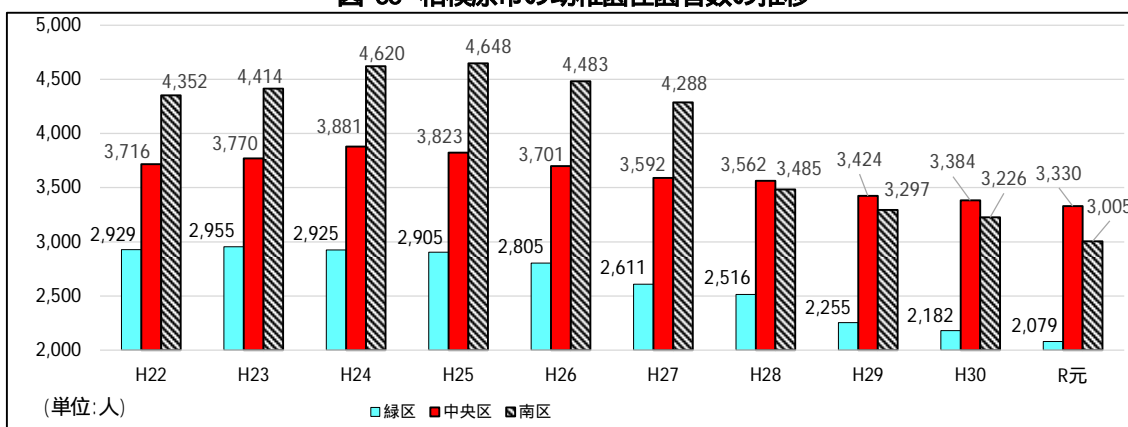
図54 相模原市の幼稚園数の推移



(「相模原市統計書」より監査人作成)

次図は、相模原市の平成22年度から令和元年度までの幼稚園在園者数の推移である。緑区は平成23年度をピークに、中央区は平成24年度をピークに、南区は平成25年度をピークに、以後、幼稚園在園者数は減少している。特に南区は大きく減少しており、平成27年度までの幼稚園在園者数は中央区を上回っていたが、平成28年度以降は中央区を下回っている。

図55 相模原市の幼稚園在園者数の推移



(「相模原市統計書」より監査人作成)

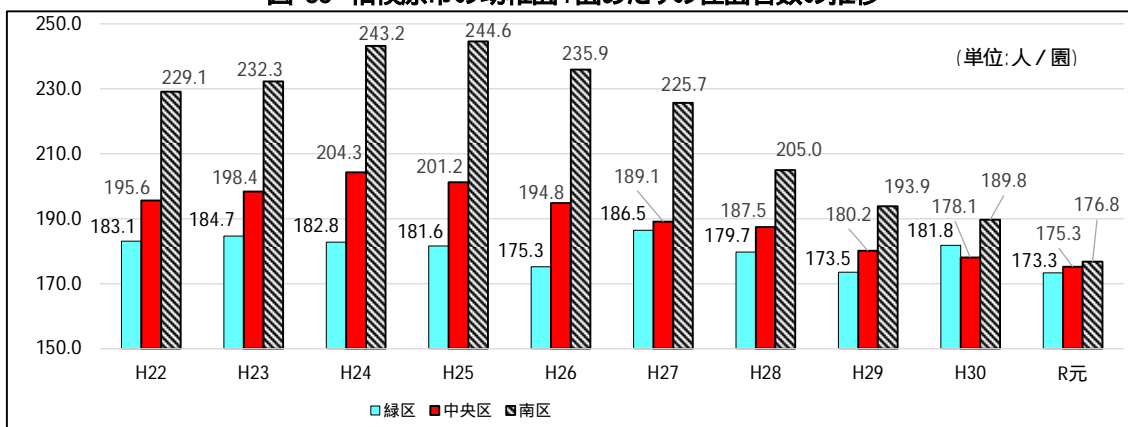
⁹ 各年度5月1日現在の公立幼稚園と私立幼稚園の合計を行政区別に示しており、幼稚園型認定こども園を含めている(幼稚園在園者数も同じ)。

次図は、相模原市の幼稚園1園あたりの在園者数の平成22年度から令和元年度までの推移¹⁰である。

緑区の幼稚園1園あたりの在園者数は、幼稚園の閉園があった直後は一時的に増加しているが全体として減少傾向にあり、中央区は平成24年度をピークに、南区は平成25年度をピークに減少傾向にある。

令和元年度の幼稚園1園あたりの在園者数は南区が最も多いが、3行政区で大きな開きはみられない。

図 56 相模原市の幼稚園1園あたりの在園者数の推移



(「相模原市統計書」より監査人作成)

政令指定都市に所在する幼稚園数比較

図 57 は、文部科学省が公表している「学校基本調査」より作成した、政令指定都市に所在する幼稚園数の比較である。比較は平成22年度(平成22年5月1日現在¹¹)と令和元年度(令和元年5月1日現在)で行っている。

政令指定都市19市はすべて平成30年度の幼稚園数が平成22年度よりも減少している。

平成30年度において幼稚園数が最も多いのは横浜市で、大阪市、名古屋市と続いている。相模原市の平成30年度の幼稚園数は政令指定都市のなかでは16番目となる。

図 58 は、図 57 より政令指定都市の令和元年度の幼稚園数の平成22年度に対する減少率を比較したものである。

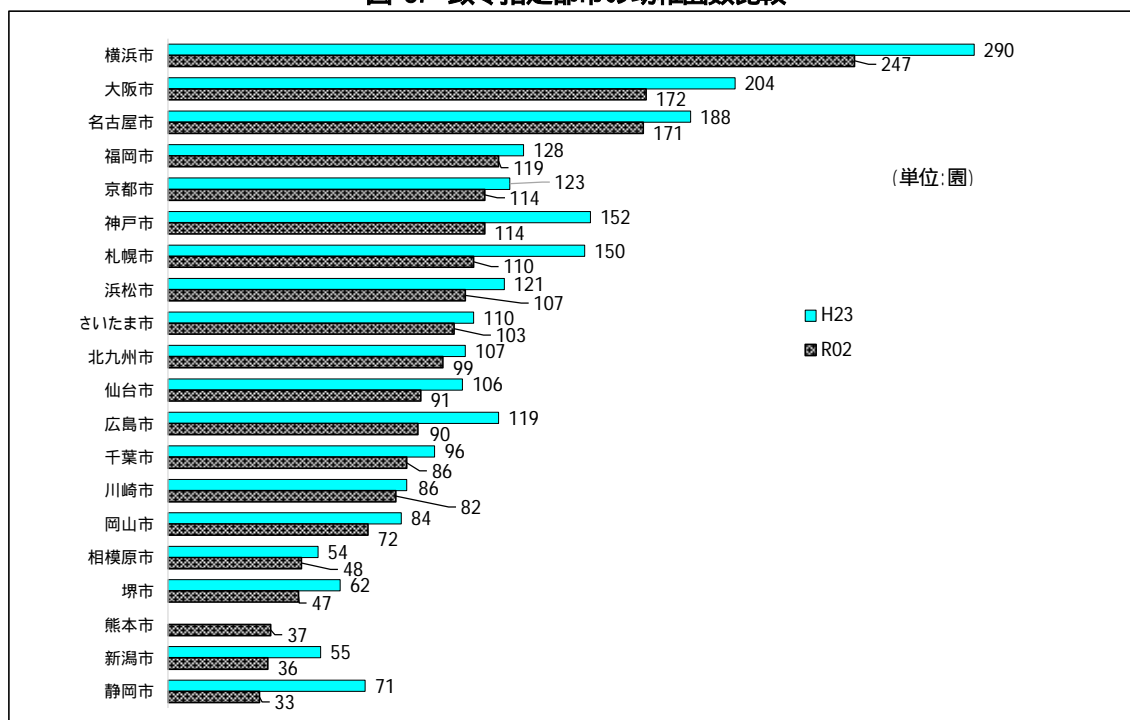
減少率が最も高いのは静岡市で、新潟市、札幌市と続いている。相模原市の減少率は、政令指定都市19市のなかで12番目の高さである。

¹⁰ 各年度5月1日現在の公立幼稚園在園者数と私立幼稚園在園者数の合計を行政区別に示しており、幼稚園型認定こども園の在園者数を含めている。

¹¹ 熊本市の平成22年5月1日のデータは省略している。

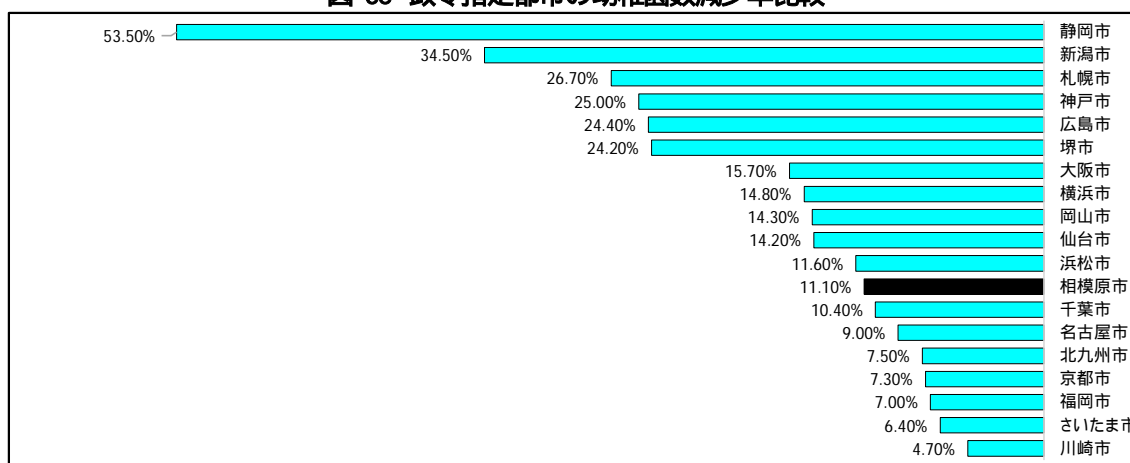
第4 外部監査の結果及び意見

図 57 政令指定都市の幼稚園数比較



(「学校基本調査『幼稚園表 20』」より監査人作成)

図 58 政令指定都市の幼稚園数減少率比較



政令指定都市に所在する幼稚園の在園者数比較

図 59 は、「学校基本調査」より作成した、政令指定都市に所在する幼稚園在園者数の比較である。比較は平成 22 年度(平成 22 年 5 月 1 日現在¹²⁾と令和元年度(令和元年 5 月 1 日現在)で行っている。

令和元年度において幼稚園在園者数が最も多いのは横浜市で、名古屋市、大阪市と続いている。相模原市は政令指定都市 19 市のなかで 15 番目となっている。

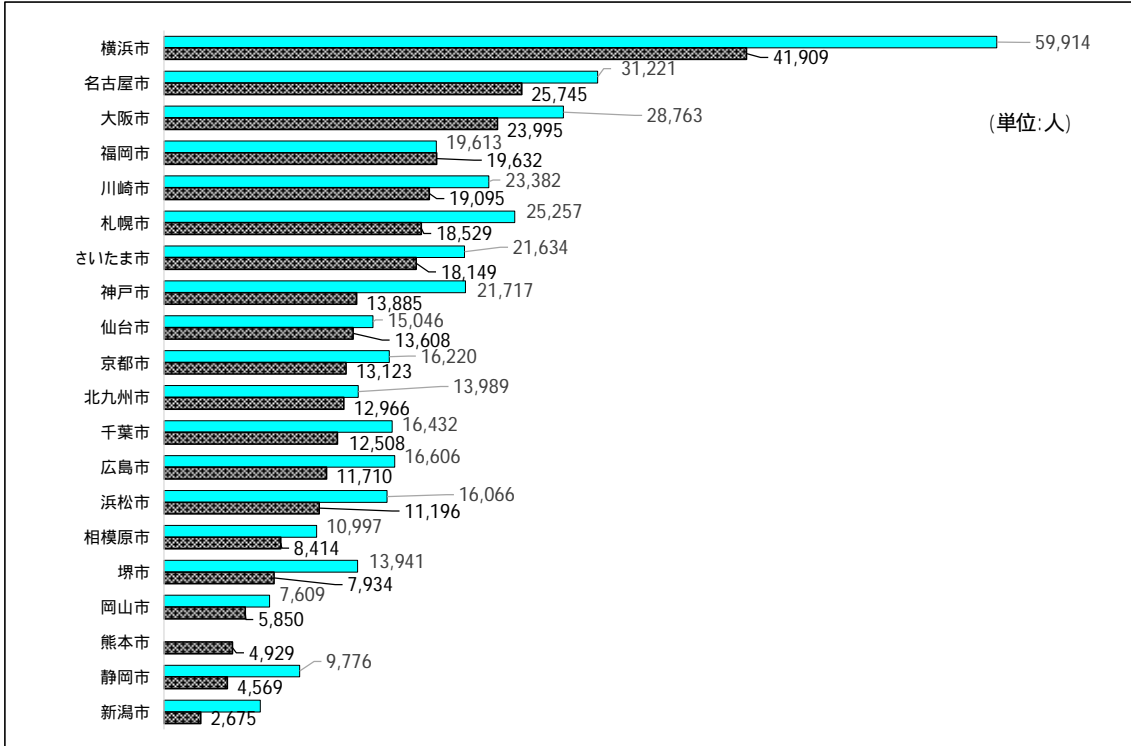
また、福岡市だけが幼稚園在園者数が増加しており、他の 18 市は減少している。

¹² 熊本市の平成 22 年 5 月 1 日のデータは省略している。

図 60 は、図 59 より政令指定都市の令和元年度の幼稚園在園者数の平成 22 年度に対する増減率を比較したものである。

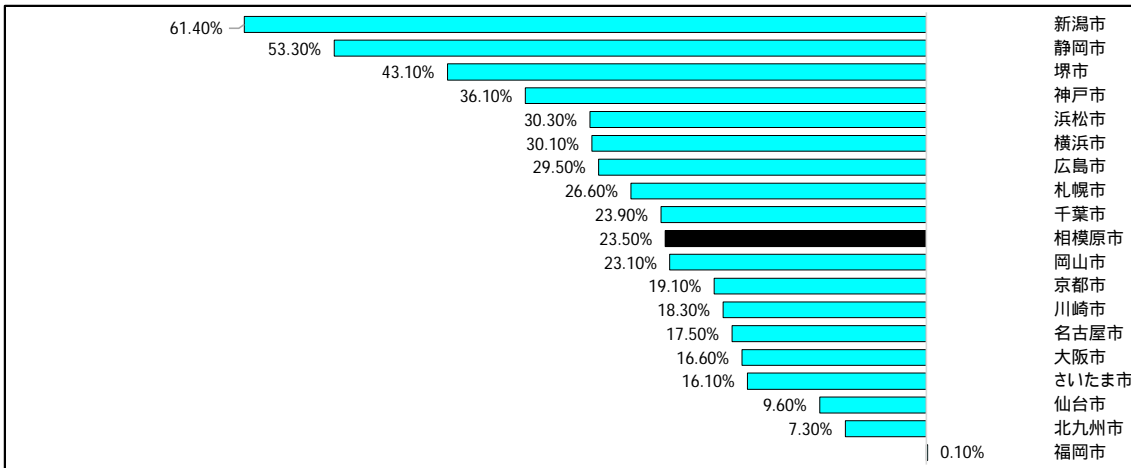
減少率が最も高いのは新潟市で、静岡市、堺市と続いている。相模原市の減少率は政令指定都市 19 市のなかで 10 番目の高さである。

図 59 政令指定都市の幼稚園在園者数比較



(「学校基本調査『幼稚園表 20』」より監査人作成)

図 60 政令指定都市の幼稚園在園者数増減率比較



政令指定都市の幼稚園1園あたり在園者数比較

図 61 は、「学校基本調査」より作成した、政令指定都市に所在する幼稚園1園あたり在園者数の比較である。比較は平成22年度(平成22年5月1日現在¹³)と令和元年度(令和元年5月1日現在)で行っている。

令和元年度において幼稚園1園あたり在園者数が最も多いのは川崎市で、さいたま市と続いており、相模原市は政令指定都市19市のなかで3番目となっている。

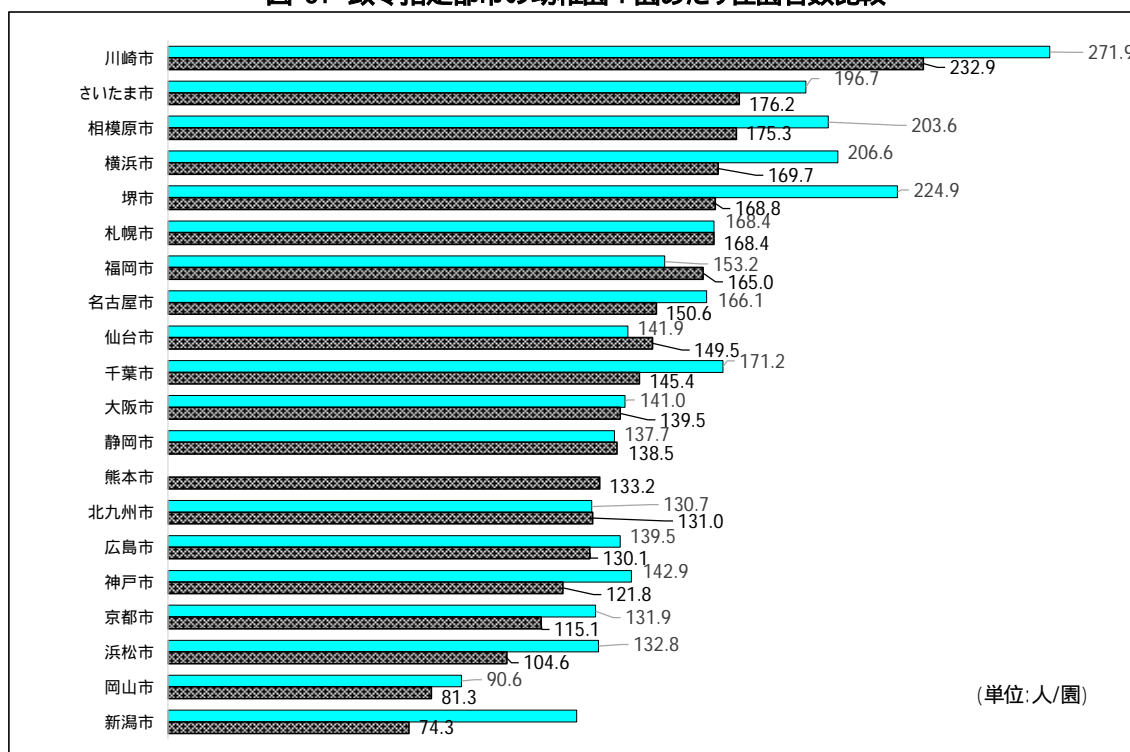
また、福岡市、仙台市、静岡市及び北九州市4市の幼稚園1園あたり在園者数が増加しており、札幌市は同値、他の14市は減少している。

図 62 は図 61 より政令指定都市の令和元年度の幼稚園1園あたり在園者数の平成22年度に対する増減率を比較したものである。

政令指定都市19市のうち5市は幼稚園1園あたり在園者数が増加しており、相模原市を含む14市は減少している。

増加している5市のうち増加率が最も高いのは福岡市で仙台市が次いでいる。減少している14市のうち減少率が最も高いのは新潟市で堺市が次いでいる。相模原市の減少率は14市のなかで8番目の高さである。

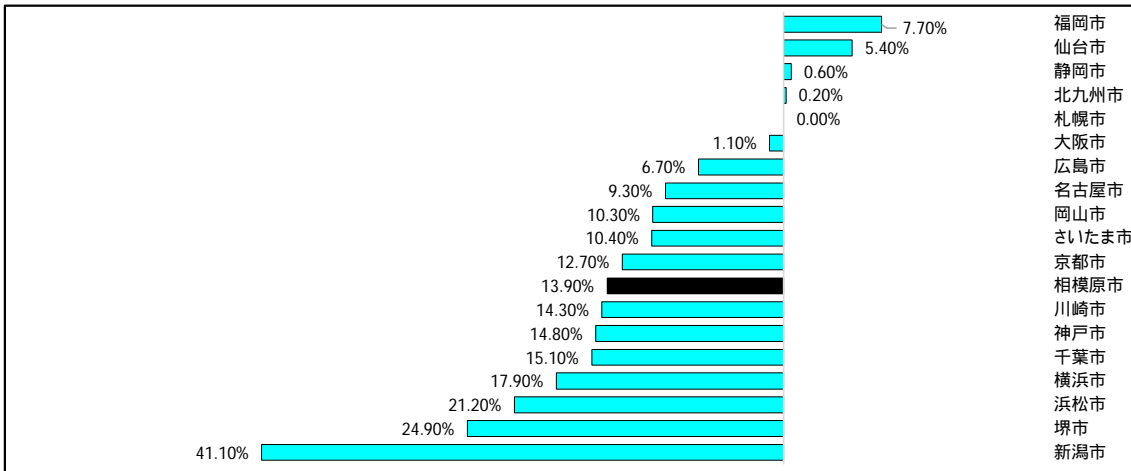
図 61 政令指定都市の幼稚園1園あたり在園者数比較



(「学校基本調査『幼稚園表20』」より監査人作成)

¹³ 熊本市の平成22年5月1日のデータは省略している。

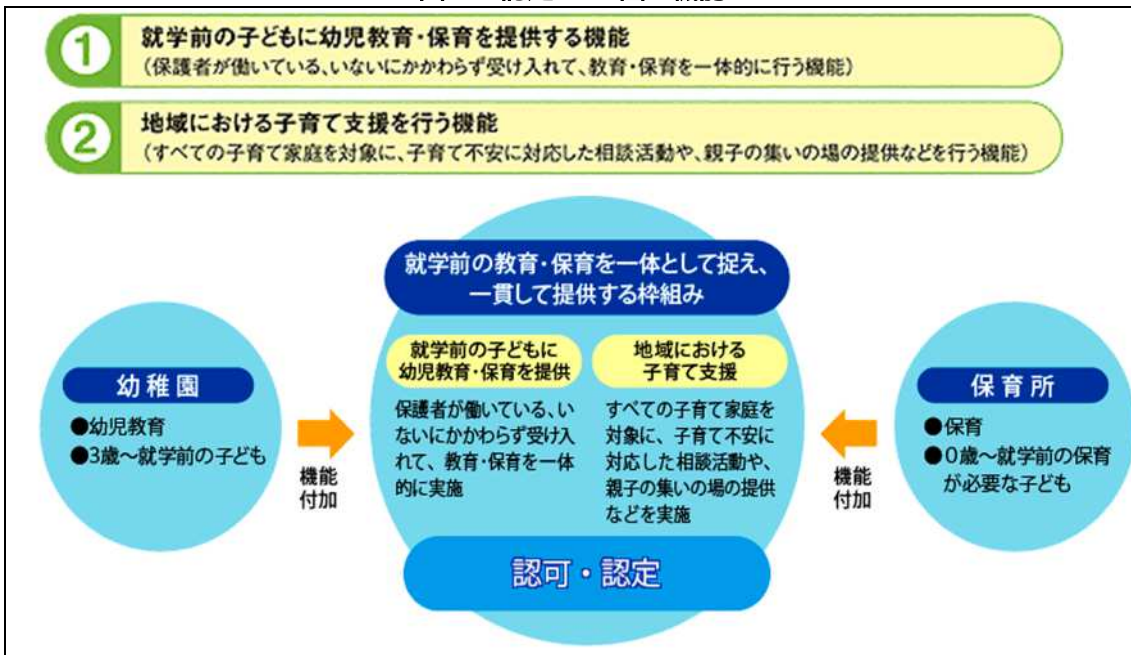
図 62 政令指定都市の幼稚園 1 園あたり在園者数増減率比較



認定こども園について

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設である。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。

図 63 認定こども園の機能



(内閣府ホームページより)

認定こども園は、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう次の4つのタイプが設けられている。

表 18 認定こども園の概要

項目	内容
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(内閣府ホームページより)

相模原市の幼保連携型認定こども園の状況

図 64 は、「相模原市統計書」より作成した、相模原市の平成 27 年度から令和元年度までの幼保連携型認定こども園数の推移¹⁴である。

平成 27 年度の幼保連携型認定こども園数は、緑区 2 施設、中央区と南区は 1 施設であったが、令和元年度は、緑区 13 施設、中央区 15 施設、南区 10 施設に増加している。

図 65 は、「相模原市統計書」より作成した、相模原市の平成 27 年度から令和元年度までの幼保連携型認定こども園の在園者数推移¹⁵である。

3 行政区とも幼保連携型認定こども園の在園者数は増加傾向にある。令和元年度は中央区の在園者数が最も多いが、3 行政区で大きな開きはみられない。

図 64 幼保連携型認定こども園数の推移

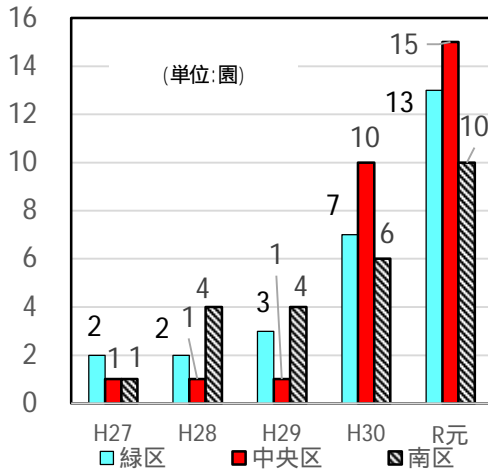
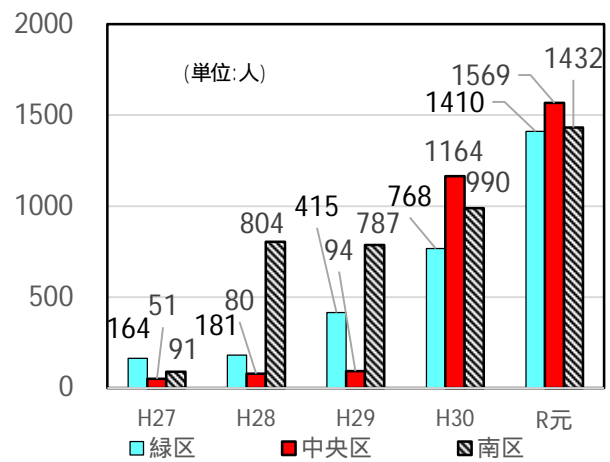


図 65 幼保連携型認定こども園の在園者数推移



(「相模原市統計書」より監査人作成)

次図は、図 64 と図 65 より、幼保連携型認定こども園 1 園あたりの在園者数(以下「1 園あたり在園者数」という。)の推移である。

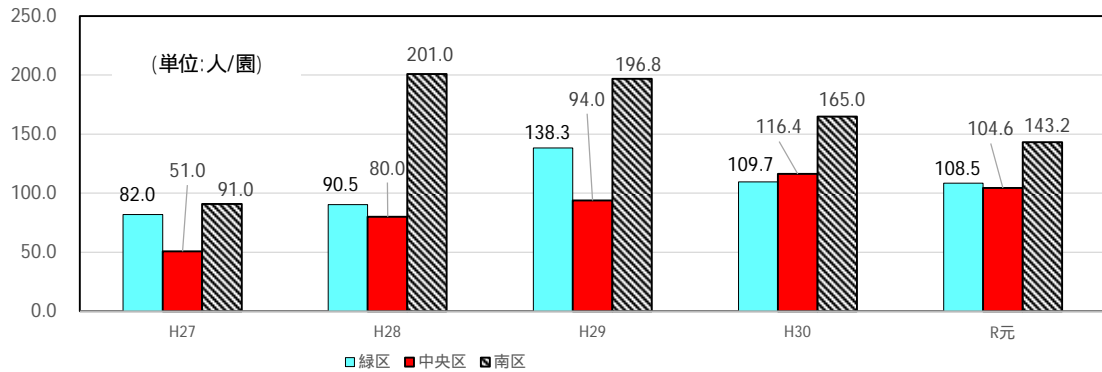
令和元年度の 1 園あたり在園者数は南区が多く、緑区、中央区と続いているが、緑区と中央区の間には大きな開きはない。

¹⁴ 各年度 5 月 1 日現在の幼保連携型認定こども園数。

¹⁵ 各年度 5 月 1 日現在の幼保連携型認定こども園在籍者数。

1 園あたり在園者数は、南区は平成 28 年度をピークに、緑区は平成 29 年度をピークに減少傾向にあり、中央区は、平成 30 年度の数値が最も大きい。

図 66 幼保連携型認定こども園1園あたり在園者数の推移



幼稚園等の状況について

相模原市は年少人口が減少しているため、幼稚園は、年々園児獲得の厳しさが増していると思われる。

3 行政区とも幼稚園在園者数は減少傾向にあるが、このことは相模原市特有の状況ではなく、他のほとんどの政令指定都市も同様の傾向にある。

令和 2 年 4 月 1 日現在、相模原市には 47 幼稚園(私立幼稚園 45、公立幼稚園 2)があり、このうち半数弱の 22 の幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行している。認定こども園への移行が最良の選択なのかは個々の幼稚園の事情によるところが大きいと思われるが、国は、認定こども園の認可手続の簡素化等により、新たな設置や移行をしやすいするなど、普及のための施策を打ち出している。相模原市も国の動向を踏まえ、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対する相談体制の構築や必要な情報提供を行い、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行っていくとしている。

幼稚園を取り巻く経営環境の厳しさは今後も続くと思われる。一方で、子どもに対する保育ニーズは今後も高まる可能性があり、幼稚園としては、社会的なニーズにどのように応えていくかが課題の一つと思われる。相模原市としても、認定こども園への移行支援を含め、幼稚園への対応は今後も重要な事項と考える。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

・こども・若者政策課

1. 子ども・若者未来基金積立金

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	230,715	289,990	15,955	15,584
執行決算額	229,279	284,988	15,954	-
不用額	1,435	5,001	0	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
積立金	229,279	284,988	15,954	子ども・若者未来基金積立金

事業概要

市民、企業、団体などから受領した寄附等を子ども・若者未来基金(以下「基金」という。)へ積み立てる経費である。

基金は、子どもの貧困対策や学力保障などの取組のほか、子育て支援や若者の自立支援などを長期的・安定的に進めるための財源として平成 29 年 12 月に設置されている。

基金残高等の推移は次表のとおりである。令和元年度は、14,151 千円の積立て(基金の増加)と、43,115 千円の取崩し(基金の減少)を行っており、年度末時点の残高は 457,094 千円となっている。

表 19 基金の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
期首残高	0	229,280	486,058
増加額	229,280	281,163	14,151
減少額	0	24,385	43,115
期末残高	229,280	486,058	457,094

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

基金の使用状況の開示について【意見- 1】

基金に関しては、相模原市子ども・若者未来基金条例(以下「基金条例」という。)が定められており、その第 1 条で、基金は、子ども及び若者の育成支援並びに子育て支援に関

する事業(以下「基金事業」という。)の財源とすることが定められている。

基金条例第7条の「この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。」の規定に従い、基金事業は、相模原市子ども・若者未来基金運用要綱(以下「運用要綱」という。)の第4条に定められている。

運用要綱第4条では、基金を処分して充てる事業は次の各号のいずれかに該当する事業としている。

- 1) 子どもの貧困対策に寄与する事業
- 2) 子どもの学力向上に寄与する事業
- 3) 子ども及び若者の育成支援に寄与する事業
- 4) 子育て支援に寄与する事業
- 5) 前4号に掲げるもののほか、特に市長が認める事業

運用要綱第5条では、充当事業は、必要により関係課で協議したうえで、基金所管課が決定するとしており、充当事業は、相模原市の庁議結果等を踏まえて次のように決定されている。

表 20 基金の充当事業

項目	庁議・意思決定
給付型奨学金	平成 29 年 10 月 12 日政策会議 平成 29 年 10 月 24 日市長決裁
地域子ども・子育て支援事業(セカンドブック)	平成 29 年 11 月 9 日政策会議 平成 29 年 12 月 6 日市長決裁
児童保護措置費	平成 30 年 11 月 14 日
社会的養護自立支援事業	こども・若者未来局経営会議 平成 30 年 11 月 14 日副市長決裁

現状では、上表に記載している充当事業について、どの事業にどの程度基金を充当しているか、基金の使用状況が把握しづらいものとなっている。

たとえば、相模原市のホームページには子ども・若者未来基金のページが設けられており、基金の概要や基金の状況(基金額)、寄附をいただいた方々のうち氏名等の公表に同意をいただいた方の紹介などが開示されている。ただし、実際に基金がどの事業にどの程度使われているかは開示されていない。

基金への寄附者などに対する市の説明責任を果たす意味からも、基金がどの充当事業にどの程度使われているのか、具体的な内容をホームページなどでわかりやすく説明することが望ましい。

こども家庭課

1. 子育て広場事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	21,855	23,995	38,965	28,331
執行決算額	21,621	23,789	35,782	-
不用額	233	205	3,182	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
報償費	0	40	0	-
需用費	0	0	8,863	子育て広場たんとう改修修繕等
委託料	21,621	23,749	26,918	地域子育て支援拠点事業運営委託
合計	21,621	23,789	35,782	-

事業概要

児童福祉法第6条の3第6項の規定に基づき、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、相模原市では地域子育て支援拠点事業の一環として子育て広場事業を行っている。

子育て広場事業は、児童福祉法第6条の3第6項の規定により、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。相模原市では、地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、委託により運営している。

表 21 地域子育て支援拠点事業の内容

項目	内容
つどいの場の提供	子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を提供する
子育てに関する相談	子育てに不安、悩み等を持っている保護者に対する相談 援助を実施する
子育てに関する情報の提供	子育て親子にとって身近な地域における子育てに関する情報を提供する
子育てに関する講習会	次に掲げるものを対象とする講習会等を月1回以上、開催する ・子育て親子 ・子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者 ・その他講習会に参加することが適当と認められるもの

(相模原市地域子育て支援拠点事業実施要綱及びパンフレットより)

相模原市地域子育て支援拠点事業実施要綱(抜粋)

(実施主体)
第2条 本事業の実施主体は、相模原市とする。ただし、運営については、委託により行うものとする。

令和元年度においては次の4ヵ所の地域子育て支援拠点が実施場所となっている。4ヵ所とも定員はなく、予約も不要であるが、土日祝日は休みである。

子育て広場たんとは、従来の実施場所であった伊勢丹相模大野店が令和元年9月に閉店したため、相模大野中央公園の管理事務所の改修修繕を行い移設した。令和元年度における需用費8,863千円は当該改修修繕のために要した経費である。

表22 子育て広場の概要

名称	実施場所	時間帯
子育て広場 緑のおうち	緑区橋本台1-22-18	午前10時から 午後3時まで
パンビのぼれぼれ広場	中央区鹿沼台1-7-7 トラステック相模原ビル4階	
子育て広場 たんと	南区相模大野4-2-2 相模大野中央公園パークハウス内	
かみみぞ ひだまり	中央区上溝5-1-11 上溝商店街	午前10時から 午後4時まで

子育て広場の運営委託先は次のとおりである。

表23 子育て広場の運営委託先

(単位:千円)

名称	委託先	委託料
子育て広場 緑のおうち	ふぁみりいさぽおと Casa di Banbino	6,308
パンビのぼれぼれ広場	ふぁみりいさぽおと Casa di Banbino	6,513
子育て広場 たんと	子育て親育ち応援団 With.cfc	8,335
かみみぞ ひだまり	上溝商店街振興組合	5,760
合計		26,918

令和元年度における子育て広場事業の利用状況は次のとおりである。

表24 子育て広場の利用状況

名称	開催日数 (日)	親子組数 (組)	1日平均人数 (人)	1日平均組数 (組)
子育て広場 緑のおうち	214	1,307	12.8	6.1
パンビのぼれぼれ広場	213	2,906	29.1	13.6
子育て広場 たんと	210	4,341	43.4	20.7
かみみぞ ひだまり	210	2,798	28.3	13.3

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

事業委託先の法人格について【意見- 2】

本事業の委託先は、4 ヶ所とも事業開始時点から継続しており変更はなく、随意契約によっている。

表 25 子育て広場の概要

名称	委託先	事業開始年度	事業開始時点での選定方法
子育て広場 緑のおうち	ふぁみりいさぼおと Casa di Banbino	平成25年度	プロポーザル方式
バンビのぼれぼれ広場	ふぁみりいさぼおと Casa di Banbino	平成24年度	プロポーザル方式
子育て広場 たんと	子育て親育ち応援団 With.cfc	平成22年度	協働事業提案制度
かみみぞ ひだまり	上溝商店街振興組合	平成25年度	協働事業提案制度

随意契約とする理由は、事業の特性から実施施設及び団体等を毎年変更することはなじまないこと、運営について苦情等がなく良好であること等があげられている。

一方で、これら委託先のうち、上溝商店街振興組合は商店街振興組合法に基づき設立された商店街の法人組織であるが、ふぁみりいさぼおと Casa di Banbino と子育て親育ち応援団 With.cfc は法人格を有しない任意団体である。

法人格のないことをもって直ちに委託先として問題があるとまではいえないし、委託先を選定する段階においては法人格の具備を要件とせず、広く募集するという考え方にも妥当性が認められる。ただし、事業開始から5年以上経過し、今後も事業を継続するという前提のもとでは、スタッフの交代等に伴う事業ノウハウの蓄積・継承や組織的な運営の面で法人格を取得するほうが望ましい。

市は、2つの任意団体に対して法人格取得に向け、さらなる協議を行うことが望ましい。

2. こども家庭相談経費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	49,907	50,428	50,976	874
執行決算額	48,795	47,319	49,274	-
不用額	1,111	3,108	1,701	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
報酬	40,933	40,191	41,348	こども家庭相談員報酬
共済費	6,573	6,028	6,783	労働保険等
旅費	1,145	962	1,001	-
需用費	50	51	53	-
役務費	85	85	87	-
負担金 補助及び交付金	6	0	0	-
合計	48,795	47,319	49,274	-

事業概要

相模原市こども家庭相談員設置要綱(以下「設置要綱」という。)に基づき、各区の子育て支援センターに相談員を配置し、家庭における乳幼児の養育及び療育、児童及び家庭の相談、指導を行うことにより、家庭児童福祉の増進を図る事業である。

こども家庭相談の手段は来所、電話とされ、メール、手紙での受付はあるが SNS での相談は行っていない。

直近 5 年度における相談の実績は次のとおりである。

表 26 相談の実績

(単位:件、重複あり)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
婦人相談	1,407	1,430	1,255	1,142	1,135
ひとり親家庭相談	2,835	2,726	3,401	3,718	3,543
家庭児童相談	890	1,056	823	882	858

こども家庭相談員数は非常勤特別職 14 名で、次のような配置体制としている。各相談員とも週 4 日の勤務となっている。令和 2 年度から、14 名全員が会計年度任用職員¹⁶となった。

¹⁶ 地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づき任用される非常勤職員。4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間で必要とされる期間を任期として勤務する。

第4 外部監査の結果及び意見

表 27 こども家庭相談員の配置体制

配置場所	配置体制	曜日・時間帯
緑子育て支援センター	4名(うち1名は予約があった際に津久井保健福祉課での相談に対応)	月曜日から金曜日、9時から17時の間
中央子育て支援センター	5名	
南子育て支援センター	5名	

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

こども家庭相談員の属性について【意見-3】

こども家庭相談員の委嘱及び委嘱期間は、設置要綱に次のとおり定められている。

(委嘱)
第2条 こども家庭相談員は、人格、識見が高く、社会的信望があり、相談指導に熱意ある者のうちから市長が委嘱する。
(委嘱期間)
第4条 こども家庭相談員の委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、年度の途中において委嘱した場合の委嘱期間は、当該委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。
2 市長は、こども家庭相談員が次の各号のいずれにも該当しない場合は、委嘱期間が通算して5年を超えない範囲内において再委嘱することができる。
(1) 業務内容に関する勤務態度又は勤務成績が良好でないとき。
(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
(3) 事業の廃止その他の事業上のやむを得ない理由により、職の廃止又は減員等が必要になったとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。

令和元年度に配置されているこども家庭相談員の年齢構成は次のとおりで、全体での平均年齢は56.9歳である。

表 28 こども家庭相談員の年齢構成

(単位:歳)

配置場所	配置体制	年齢分布	平均年齢
緑子育て支援センター	4名(うち1名は予約があった際に津久井保健福祉課での相談に対応)	53～63	58.3
中央子育て支援センター	5名	47～63	57.2
南子育て支援センター	5名	50～61	55.4

設置要綱第2条の規定からすると、こども家庭相談員の募集の際、年齢の要件はないものの若年層が多数応募してくることは想定しにくい。また、相談業務に従事した経験のある人材を優先的に採用するとすれば、ある程度以上の年齢となることは推測される。しかし

ながら、仮に、令和元年度現在のこども家庭相談員が全員、設置要綱第4条第2項によって今後5年間委嘱されたとすると、平均年齢は60歳代前半となることが予想される。そうなった場合、若い世代を取り巻く状況を的確に把握した上で彼らの相談に充分に応じられるか、また、それまでに培われた相談のノウハウが相談員の委嘱終了とともに散逸するのではないかといった点が懸念される。

また、こども家庭相談員には性別の要件もないが、現状では全員が女性となっている。男女共同参画社会のもと、相談者から見た相談のしやすさの観点で、女性以外にも適任者がいる可能性はあると考えられる。

市は、こども家庭相談員の委嘱にあたっては総合的に判断しているとのことであるが、こども家庭相談員の属性の多様化についても留意することが望ましい。

利用者アンケートについて【意見-4】

こども家庭相談について、市は利用者に対する直接的なアンケート調査や現状調査をこれまで実施していない。相談の性質上、利用者とかども家庭相談員の間信頼関係が築かれることは重要であるが、利用者がこども家庭相談の仕組みや個々のこども家庭相談員に対して不満を覚えたとしても、直接は言いにくいという状況はあり得る。さらに、不満を持った利用者がSNSでそれを拡散した場合、市のこども家庭相談事業に対する信頼性に影響を及ぼす恐れも生じる。

市は、機会をとらえてこども家庭相談の利用者に対するアンケート調査や現状調査を行うことが望ましい。

3. ファミリー・サポート・センター事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	14,297	20,096	20,500	22,118
執行決算額	14,284	18,137	20,481	-
不用額	12	1,958	18	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
委託料	14,284	18,137	20,481	ファミリー・サポート・センター業務委託

事業概要

ファミリー・サポート・センターとは、安心とゆとりをもって子育てができるように、「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結び付け、子育てを市民相互に応援しあう会員制の組織である。

市はファミリー・サポート・センターの運営を相模原市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に委託している。

サポートの例として次のようなものがある。

- ・ 保育所、幼稚園、児童クラブ、習い事等の開始前や終了後の預り及び送迎
- ・ 保護者の冠婚葬祭、病気、介護、リフレッシュ等の場合の預り

援助会員は、利用会員から謝礼として次の金額を受け取ることができる。

表 29 利用会員からの謝礼

(単位:1時間あたり円)

時間帯	1人目	兄弟姉妹2人目以降
平日午前7時～午後7時	700	400
上記以外の日・時間帯	900	500

直近5年度における会員数の推移は次のとおりである。

表 30 会員数の推移

(単位:人)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用会員	772	856	1,142	1,541	1,986
援助会員	642	652	623	627	631
両方会員	20	32	44	47	60

令和元年度における活動人数及び稼働率は次のとおりである。

表 31 活動人数及び稼働率

(単位:人)

項目	登録会員数	活動実人数	稼働率 /	会員延人数	活動延人数	延稼働率 /
利用会員	1,986	464	23.4%	21,261	2,136	10.0%
援助会員	631	214	33.9%	7,475	1,434	19.2%
両方会員	60	27	45.0%	627	96	15.3%
合計	2,677	705	26.3%	29,363	3,666	12.5%

(2) 監査の結果

再委託の取扱いについて【結果-1】

市はファミリー・サポート・センターの運営を市社協に委託している。

市が市社協と締結している委託契約書は、委託業務の内容及び再委託について次のとおり定めている。

<p>(委託業務の内容)</p> <p>第2条 委託業務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用会員及び援助会員(以下「会員」という。)の募集及び登録等に関する業務</p> <p>(2) 相互援助活動の調整に関する業務</p> <p>(3) 相互援助活動に係る講習、指導に関する業務</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、児童クラブ等との連絡調整に関する業務</p> <p>(5) 会員間の交流に関する業務</p> <p>(6) 関係機関との連絡調整に関する業務</p> <p>(7) アドバイザー、エリアポスの総括に関する業務</p> <p>(8) 事業の広報に関する業務</p> <p>(9) ひとり親家庭等の利用料免除に関する業務</p> <p>(10) ひとり親家庭、低所得者、及びダブルケア負担の世帯への優先調整に関する業務</p> <p>(11) 幼児教育・保育無償化(仮称)に関する業務</p> <p>(12) 発注者又は厚生労働省等からの事業についての調査等に関する業務</p> <p>(13) その他、事業の目的を達成するために必要な業務</p> <p>(再委託の禁止)</p> <p>第8条 受注者は、委託業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。</p>

市社協から提出された「令和元年度相模原市ファミリー・サポート・センター事業精算報告書」を閲覧したところ、事務費支出の中に「業務委託費支出」として予算額 83,000 円、決算額 50,000 円が記載されていた。内容としては研修業務委託費、会館清掃業務委託費であって、委託契約書第2条第1項第13号に定める委託業務に含まれると解することができる。したがって、再委託すること自体には必要性、妥当性が認められるものの、市から市社協への委託契約書第8条の規定に準拠していない。

市は、再委託が必要な場合は市の承諾を得て行うべき旨を、委託契約書に追記する必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

4. 社会的養護自立支援事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	0	0	19,997	30,205
執行決算額	0	0	14,421	-
不用額	0	0	5,575	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
委託料	0	0	12,347	相談支援業務委託費
扶助費	0	0	2,073	居住費、生活費等の給付
合計	0	0	14,421	-

事業概要

市の児童相談所長の措置により児童養護施設等に入所している児童等に対し、安定した自立に結びつけることを目的に、早期から自立支援を行うとともに、退所後の一定期間、支援を継続する。

本事業の内容として相談支援業務と給付型支援の 2 つがある。市はこのうち相談支援業務を、令和元年度からパーソルテンプスタッフ株式会社(以下「パーソル」という。)に委託している。パーソルは市の就職支援センターの無料職業紹介事業管理運營業務を受託していることから、児童の自立に向けた就労先情報の紹介等を効果的に行えるものとして、一者随意契約としている。契約期間は令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までである。

令和元年度における事業実績は次のとおりである。

表 32 令和元年度の事業実績

項目	実績	
継続支援計画の作成	事前面接 1 件	計画作成 1 件
生活相談・就労相談	実人数 24 人	対応件数 130 件

本事業の対象者である、18 歳到達により施設退所・委託解除等となった者の直近 5 年度における推移は次のとおりである。

表 33 施設退所・委託解除等となった者の推移

(単位:人)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
里親	1	2	2	1	0
児童養護施設等	5	14	12	9	18
合計	6	16	14	10	18

(2) 監査の結果

年次報告書の未徴取について【結果- 2】

市がパーソルと締結している委託契約書及び仕様書は、報告について次のとおり定められている。

委託契約書(抜粋) (報告) 第6条 受注者は、仕様書8(1)の規定に基づき、実施した事業の状況について、遅滞なく発注者に対して報告するとともに、委託業務を完了したときは、年次報告書を提出しなければならない。

仕様書(抜粋) 8 報告及び検査等について (1) 報告 受注者は、発注者に対し、前月に実施した事業の状況を実施月の翌月 10 日までに報告するとともに、すべての業務を完了したときは、年次報告書により報告する。

パーソルから市に提出された報告書類を閲覧したところ、月次の「事業実施報告書」は提出されていたが、年次報告書が提出されていなかった。令和元年9月30日付と令和2年3月31日付の2通の「作業報告書」が提出されているが、報告内容としては2通とも業務委託料が1式として記載されているのみで、業務の内容や作業の状況についての具体的な記載はなく、請求書に近い記載内容であった。

所管課によると、パーソルにおける事業の実施状況は月次の事業実施報告書と作業報告書で代替的に確認しているとのことである。しかしながら、委託契約書及び仕様書に定めているのは年次報告書であって、事業実施報告書と作業報告書で代替する事務手続は適切とは言えない。

業務の委託開始初年度という事情から、年次報告書の記載内容として何を要請するかが明確になっていなかったとも推察される。年次報告書の記載内容としては、パーソルが実施した事業の内容を、委託契約書及び仕様書に定める委託業務内容と対比できるような項目を設けて明瞭に記載することが必要となる。

今後は、年次報告書の記載内容を仕様書に明記するなどした上で、確実に徴取する必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. 小児慢性特定疾病医療事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	117,671	107,869	117,541	117,482
執行決算額	104,548	102,569	116,850	-
不用額	13,123	5,299	690	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
報酬	95	76	76	-
旅費	0	0	0	-
需用費	189	50	208	-
役務費	572	561	566	-
扶助費	103,691	101,881	115,998	小児慢性特定疾病医療費
合計	104,548	102,569	116,850	-

事業概要

小児慢性特定疾病医療給付の内容は次のとおりである。

表 34 小児慢性特定疾病医療給付の内容

項目	内容
対象者	18歳未満の児童であり、保護者が相模原市に住所を有していること。 (継続の場合は、20歳の誕生日の前日まで延長可能) 小児慢性特定疾病指定医療機関で治療を受けていること。 個々の疾病(病名)が疾病ごとの基準に該当することについて、小児慢性特定疾病指定医の診断を受けていること。
対象疾病	小児慢性特定疾病とは次の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。16疾患群 762 疾病が対象となっている。 ア 慢性に経過する疾病であること。 イ 生命を長期に脅かす疾病であること。 ウ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること。 エ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること。 疾患群 悪性新生物 血液疾患 慢性腎疾患 免疫疾患 慢性呼吸器疾患 神経・筋疾患 慢性心疾患 慢性消化器疾患 内分泌疾患 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 膠原病 皮膚疾患 糖尿病 骨系統疾患 先天性代謝異常 脈管系疾患

項目	内容
助成内容	対象疾病による治療にかかる医療費、入院時食事療養費、薬局での保険調剤、訪問看護ステーションでの訪問看護利用料が対象。 医療費や調剤費については、認定された疾病における保険診療分の2割を本人(家族)が、月額自己負担額になるまで支払う。 入院時の食事療養費は標準負担額の1/2が自己負担となる。 (生活保護世帯など一部については、自己負担額・食事療養費に軽減措置あり。)

直近4年度の事業実績は次のとおりである。

表 35 小児慢性特定疾病医療給付の申請状況 (単位:件)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請件数	718	734	715	641

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

小児慢性特定疾病医療費助成制度の啓発について【意見-5】

本事業は、事業概要に記載したとおり、18歳未満の児童を対象とした重篤な慢性疾病にかかる医療費等を補助するものである。一方で、本事業以外にも子どもの医療費に対する市の助成制度は複数用意されている。

表 36 相模原市における子どもの医療費に対する助成制度

制度名	内容
小児慢性特定疾病医療費助成	本制度
養育医療給付	出生体重が2,000グラム以下、もしくは在胎週数37週未満で生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を、市で公費負担する制度である。
ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭、父子家庭、父または母に重度の障害がある家庭、父母がいない家庭などの医療費を助成するものである。
小児医療費助成	0歳から中学校3年生までの子どもの医療費を助成するものである。
自立支援医療(育成医療)	生まれつき、あるいは病気などで身体に障害のある子どもが、生活能力を得るために必要な治療を指定された医療機関で受ける場合、その費用の全部又は一部を市で公費負担する制度である。

(相模原市ホームページ「医療費等の助成制度」より)

それぞれの制度は、対象者の条件、助成の内容、さらには、手続及び自己負担額に差異があり、患児及びその養育者にはどの制度を選択することが自分たちにとって最適であるかを検討することは困難である。よって、ほとんどの場合は、医師又は医療機関からの

第4 外部監査の結果及び意見

助言に基づき、手続を進めることになるのが現状である。

ここで、平成 28～30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(難治性疾患等政策研究事業(難治性疾患政策研究事業))で実施された「小児慢性特定疾病対策の推進に寄与する実践的基盤提供にむけた研究」の研究報告書の内容の一部を引用する。

本研究報告の題名は「小児慢性特定疾病の利用状況に関する調査¹⁷⁾」である。

この研究では、次のようなことを医師に質問している。

『小児慢性特定疾病(医療費助成)の対象疾病である患者に対して、あなたは小児慢性特定疾病(医療費助成)を申請するように勧めていますか。』

その回答は、「はい」が 70.8%、「いいえ」が 4.0%、「場合による」が 25.2%であった。「はい」と回答した理由は次のとおりであった。

表 37 「はい」と回答した理由 (複数回答可)

回答	割合
医療費助成以外の日常生活用具給付等、付帯する福祉支援を利用するため	45.2%
乳幼児医療費助成等、他の施策の年齢制限に備えるため	45.2%
成人期移行を見据えて指定難病に連続して認定されるようにするため	32.3%
疾病登録としてデータが利活用できるようにするため	29.2%
国の制度を利用して地方自治体の財政負担を減らすため	17.2%
その他	1.2%

(「小児慢性特定疾病の利用状況に関する調査」問 5-1 より)

この医師が「はい」と回答した理由は、そのまま本制度のメリットとすることができる。

一方、医師が「いいえ」または「場合による」と回答した理由は次のとおりであった。

表 38 「いいえ」または「場合による」と回答した理由 (複数回答可)

回答	割合
市区町村の乳幼児医療費助成・こども医療費助成でカバーできるため	24.3%
育成医療(自立支援医療)でカバーできるため	1.8%
養育医療(未熟児)でカバーできるため	1.5%
市区町村の身体障害者(児)医療費助成でカバーできるため	4.9%
市区町村のひとり親家庭等医療費助成でカバーできるため	3.4%
既に指定難病に申請しているため	2.8%
既に他科や他の医療機関で小児慢性特定疾病を申請されている	3.1%
自己負担金額が限度額を超えず、小児慢性特定疾病を取得するメリットがない	8.6%
まだ確定診断に至っていなかったため	2.2%
受診頻度が少なく申請が間に合わなかったため	1.8%

¹⁷⁾ 研究分担者横谷進氏(福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター 特命教授)によるものである。研究では、公益社団法人日本小児科学会の協力のもと、平成 29 年 8 月に在籍している日本小児科学会代議員に対し、小児慢性特定疾病対策の利用状況に関するアンケート調査を行っている。

回答	割合
申請手続きが煩雑であるため	4.6%
医療意見書作成料(文書料)がかかる、あるいは、高額なため	4.3%
対象疾患であるかどうか分からなかったため	1.5%
申請の方法が分からなかったため	1.2%
指定医の申請を行っていないため	2.5%
その他	3.7%

(「小児慢性特定疾病の利用状況に関する調査」問5-2より)

この「いいえ」または「場合による」との回答には、本制度のデメリットといえるものも影響していると考えられる。すなわち、他の子ども向け医療費助成制度に比して、本制度は手続きが煩雑であり、医師は簡単な手続きで済む他の制度に流れがちになるということである。

本制度は、上述した「はい」の回答理由にあるように、医療費助成以外の日常生活用具給付等、付帯する福祉支援を利用することもできる制度であり、また、一般的な子ども向け医療費助成である小児医療費助成の対象者が15歳までであるのに対し、16歳以上でも助成を受けられる制度である。そのため、本来はこちらの制度を積極的に利用してもらい、それでも発生する自己負担額を小児医療費助成などでカバーしていくことが患児及びその養育者には望ましい。

上記の研究結果は、全国の小児科医を対象としているため、そのまま相模原市内の医師の状況を表したものではない。しかしながら、小児科医の方が、小児科医以外の医師よりも子ども向けの医療費助成制度には詳しいと考えられ、その意味では本研究の結果は重要であり、その有用性は監査における検討の前提として用いることに問題はないと考える。

市としては、このような本制度の趣旨とメリットを医療機関等に理解してもらうよう努めることは非常に重要であるが、加えて、養育者にも子ども向けの医療費助成制度の内容を周知し、自分たちに選択肢があることを知ってもらうよう対応を進めることが望ましい。

子育て給付課

1. ひとり親家庭等自立支援事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	40,186	45,987	64,615	44,094
執行決算額	38,986	43,749	60,795	-
不用額	1,199	2,237	3,819	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
委託料	102	872	774	-
負担金、補助及び交付金	38,884	42,876	60,020	運営費等補助金 交付金
合計	38,986	43,749	60,795	-

事業概要

ひとり親家庭等自立支援事業は、1) 養育費等法律相談事業、2) 自立支援教育訓練給付金、3) 高等職業訓練促進給付金等及び 4) 高等職業訓練促進資金貸付事業補助金の4つの事業からなっている。

1) 養育費等法律相談事業

本事業は、ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図るものである。

表 39 養育費等法律相談事業の概要

項目	内容
対象者	離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、法律相談を希望する相模原市在住、在勤、在学の者。
開設日時等	中央区(第3木曜日)、南区(第3水曜日)、緑区(第3火曜日)でそれぞれ毎月1回開設、1回2コマ(1コマ60分)、年36回開催で年間定員は72人である。
実績	平成30年度:67人、令和元年度:67人

2) 自立支援教育訓練給付金

本事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援し、自立の促進を図ることを目的として、指定の職業訓練修了後に自立支援教育訓練給付金(以下「給付金」という。)を支給するものである。

表 40 自立支援教育訓練給付金の概要

項目	内容			
対象者	以下の要件のすべてを満たすひとり親家庭の母又は父。 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 相談者へのカウンセリングを通じて教育訓練を受けることが、適職に就かせるために必要であると認められる者。			
対象講座	雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座。 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付又は専門実践教育訓練給付の対象講座のうち、業務独占・名称独占の資格(看護師等)の取得を目指すもの。			
支給額	対象講座の入学金及び受講料の60%相当額(上限200千円、下限12千円)。 専門実践教育訓練給付の対象講座の場合は上限200千円×修業年数(上限4年)。 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者の場合は、上記の額から支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額(12千円を超えない場合は支給しない)。			
実績	年度	給付件数(件)	給付金額(円)	主な給付内容
	H27	13	279,000	介護ヘルパー、医療事務
	H28	6	356,000	介護ヘルパー、医療事務
	H29	17	818,208	介護福祉士
	H30	20	851,872	介護職員初任者・実務者研修、医療事務
R1	13	776,455	介護職員初任者・実務者研修、医療事務	

3) 高等職業訓練促進給付金等

本事業は、ひとり親家庭の母又は父が就業に結びつきやすい資格の取得を目的として養成機関において修業するにあたり、その修業に要する費用の一部を支給することにより、生活の負担の軽減を図るとともに、資格取得を容易にし、もって経済的自立を促進することを目的とするものである。支給する給付金には、養成機関での修学期間に支給する高等職業訓練促進給付金と修了後に支給する高等職業訓練修了支援給付金の2種類がある。

表 41 高等職業訓練促進給付金等の概要

項目	内容		
対象者	以下の要件のすべてを満たすひとり親家庭の母又は父。 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 1年以上養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。 高等職業訓練促進給付金を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合、通算3年分の給付金を支給することができる。		
対象資格	看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、鍼灸師、柔道整復師等		
給付金の種類	高等職業訓練促進給付金		
	支給期間	修業期間中で、申請のあった日の属する月以降の各月に支給する。	
	支給額	非課税世帯	月額100,000円 (修学期間の最後の1年間は月額140,000円)
課税世帯		月額70,500円 (修学期間の最後の1年間は月額110,500円)	

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容					
	高等職業訓練修了支援給付金					
	支給期間	修了日以降に支給する。				
	支給額	非課税世帯	50,000 円		課税世帯	25,000 円
実績	高等職業訓練促進給付金					
	年度	給付件数 (件)	給付月数(月)		給付金額 (円)	主な資格
			非課税	課税		
	H27	27	172	130	26,365,000	看護師 准看護師
	H28	31	217	136	31,288,000	看護師 鍼灸師
	H29	35	284	112	36,296,000	看護師 保育士
	H30	40	323	110	40,055,000	看護師 鍼灸師
	R1	29	173	146	32,353,000	看護師 鍼灸師
	高等職業訓練修了支援給付金					
	年度	給付件数(件)			給付金額 (円)	主な資格
		非課税	課税	計		
	H27	8	3	11	475,000	看護師 准看護師
	H28	6	3	9	375,000	看護師 准看護師
	H29	5	2	7	300,000	看護師 保育士
H30	9	2	11	500,000	看護師 鍼灸師	
R1	10	0	10	500,000	看護師 鍼灸師	

4) 高等職業訓練促進資金貸付事業補助金

本事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し貸付を行い、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、より良い条件での就業につなげることを目的とするものである。

表 42 高等職業訓練促進資金貸付事業補助金の概要

項目	内容			
実施主体	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会(以下「市社協」という。) 市が補助金を交付して実施している。			
貸付対象者	市内に居住する 20 歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母又は父で、高等職業訓練促進給付金を受給する者			
貸付金の種類及び貸付額	入学準備金:養成機関に入学し、訓練促進給付金受給開始者に貸付けるもの。		50 万円以内	
	就職準備金:養成機関の課程を修了し、資格を取得した者に貸付けるもの。		20 万円以内	
返還債務の免除	貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格取得から 1 年以内に就職し、5 年間取得した資格が必要な業務に引き続き従事した時は、返還の債務を免除する。			
返還	貸付けを受けた者が債務の免除に該当しない場合は、市社協に債務を返還する。保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は返還の債務履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年 1.0%とする。			
補助金交付額(円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	30,060,000	1,470,000	1,470,000	26,391,000

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

給付金の支給申請期間について【意見- 6】

自立支援教育訓練給付金事業では、指定された教育訓練講座を受けた方が、給付金の申請を行うことでこれにかかった費用の一部について助成を受けることができる。この給付金の支給申請期間は、講座の受講修了日から1ヶ月以内とされている。そこで、令和元年度において給付金を申請した13名が提出した書類一式を閲覧したところ、「自立支援教育訓練給付金申請遅延理由書」(以下「遅延理由書」という。)を提出している方が3名見られた。

この遅延理由書を提出しても市は給付金を支給しているので、基本的には申請者が不利益を被ることはない。しかしながら、13名中3名が申請期間を守れないということは何が原因なのかを検討することが望ましい。

申請者が就業しており、かつ親族等の助けがない場合には、受講修了日から1ヶ月以内に申請書を提出することが難しいということも想定される。市においては、申請期限を受講修了後1ヶ月とすることについて見直す余地はないか、事情があることが想定される申請者のために対応を図る余地はないかを検討することが望ましい。

高等職業訓練促進資金貸付事業の利用促進について【意見- 7】

令和元年度における本事業の実績と事業の実施主体である市社協の当初計画は次のとおりであった。

表 43 高等職業訓練促進資金貸付事業概況(令和元年度)

区分	申請件数(件)		金額(千円)	
	計画	実績	計画	実績
入学準備金	14	6	7,000	3,000
就職準備金	10	7	2,000	1,400

上表より、令和元年度における計画の達成度は低い状況であるといえる。

一方、本事業は財源の90%が国庫補助となっており、市社協への支出も特殊な形をとっている。すなわち、4年を1クールとして、その4年間分の国庫補助分を令和元年度に一括して市社協に支出している。そして、市補助分の10%はこの4年間、毎年市社協に支出する。さらに、平成30年度からの繰越分23,391千円を加えて、令和元年度から始まるクールの総事業費としている。

第4 外部監査の結果及び意見

表 44 高等職業訓練促進資金貸付事業の令和元年度からの資金計画

項目		金額
平成 30 年度からの繰越額		23,391 千円
令和元年度	国庫補助 4 年間分	26,217 千円
	市補助分	174 千円
	小計	26,391 千円
令和 2 年度	市補助分	339 千円
令和 3 年度	市補助分	995 千円
令和 4 年度	市補助分	1,405 千円
合計		52,521 千円

上表を見ると、まず平成 30 年度までの同事業の前クール分の残余が 23,391 千円あることがわかる。前クールにおいて使い残した資金が相当あり、それが市社協に留保されている。そこに加えて、令和元年度からの新クールにおいても表 43 に示すように計画の達成度が低い状況であると、益々市社協に資金が滞留してしまう。

元々 4 年間分の事業費を初年度に一括して実施主体に支出するこのような方式は、資金の活用という点からはかなり非効率であるが、このように計画に反して余剰が発生することにより、さらに資金の効率的な活用が阻害されることとなる。

市は、高等職業訓練促進資金貸付事業の利用促進策を検討する必要があると考えるが、本事業は高等職業訓練促進給付金の利用が前提となっているため、まずは同給付金の利用促進を図り、もって本事業による貸付金の利用者を増やしていくよう努めていく必要がある。

2. 母子福祉資金貸付金

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	165,780	167,622	167,583	165,530
執行決算額	137,717	148,361	130,782	-
不用額	28,062	19,260	36,800	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
貸付金	137,717	148,361	130,782	貸付金

事業概要

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立やその子どもの福祉の増進を目的とする市の貸付制度である。

貸付の要領は次のとおりである。

表 45 貸付の要領

項目	内容
貸付対象者	下記のすべての項目に該当している方 1) 65 歳未満で、市内に居住していること 2) 母子・父子家庭又はそれに準ずる家庭であること 3) 返済の意志及び能力があること 4) 各資金の諸条件を満たしていること
連帯保証人	下記のすべての項目に該当している方 1) 市内に 1 年以上居住していること(3 親等以内の親族の場合には市外居住も可) 2) 定職に就き、一定以上の収入のある 65 歳未満の生計の主体者であること 3) 返済の意志及び貸付金の返済に応じる資力があること 4) 借受人と同一世帯に居住していないこと 5) 原則、負債がないこと

表 46 資金の種類と令和元年度の実績

資金種別	内容	令和元年度実績	
		件数(件)	金額(円)
事業開始	事業を開始するために必要な設備等の購入資金	0	0
事業継続	現在継続中の事業に必要な商品・材料等を購入する資金	0	0
修学	子どもが高校、大学等に就学するために必要な資金(自宅外通学等で特に必要と認められる場合には、限度額が異なる。)	167	91,023,860
技能習得	知識・技能を習得するために必要な資金	2	764,000
修業	子どもが事業開始又は就職するための知識・技能を習得することに必要な資金	2	1,128,000
就職支度	就職に必要な洋服等の購入資金	0	0

第4 外部監査の結果及び意見

資金種別	内容	令和元年度実績	
		件数(件)	金額(円)
医療介護	保険診療の自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金又は介護を受けるために必要な資金	0	0
生活	技能習得期間、医療介護期間、失業、又は母子・父子家庭になって7年未満の父母の生活安定に必要な資金	8	6,527,000
住宅	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	0	0
転宅	住宅を移転するため、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	8	1,728,593
就学支度	子どもの入学に必要な資金 (自宅外通学の方は限度額が異なる。)	76	34,728,200
結婚	子どもが結婚するにあたり必要な経費	0	0
臨時児童扶養等	児童扶養手当を受給している人を対象に児童扶養手当の支払回数の見直しなどの影響を緩和するために支給	1	128,730
合計		264	136,028,383

(市提出資料より監査人が作成)

母子福祉資金の収納状況

直近5年間における収納状況は次のとおりである。

表 47 母子福祉資金の収納状況(元利合計額)

(単位:千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
調定額	滞納繰越分	382,056	354,742	348,623	343,125	305,831
	現年度分	169,270	160,513	156,003	151,048	146,690
	合計	551,327	515,256	504,626	494,173	452,521
収入 済額	滞納繰越分	48,220	38,369	32,734	59,290	58,482
	現年度分	129,148	123,425	120,838	121,161	122,572
	合計	177,368	161,795	153,573	180,451	181,054
還付 未済額	滞納繰越分	0	0	0	0	0
	現年度分	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
不納欠損額		19,215	4,837	7,928	7,890	4,213
収納 未済額	滞納繰越分	314,621	311,535	307,960	275,944	243,134
	現年度分	40,121	37,087	35,165	29,886	24,118
	合計	354,742	348,623	343,125	305,831	267,253
収納率	滞納繰越分	12.6%	10.8%	9.4%	17.3%	19.1%
	現年度分	76.3%	76.9%	77.5%	80.2%	83.6%
	合計	32.2%	31.4%	30.4%	36.5%	40.0%

収入済額の内数である。

(市提出資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見**借用証書の写し等を交付することについて【意見- 8】**

本事業では、貸付申請書により貸付の申込が行われ、その後、申請者に対し借用証書の提出を求めている。市では、この借用証書を保管しているが、借受人、連帯借受人及び連帯保証人のいずれに対しても、その写し等は交付していない。

手続上は、貸付にかかる審査が終了した後、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対し貸付決定通知書が送付される。また、償還が始まったときや返済が滞ったときにも通知が届くこととなり、市においては、関係者への連絡・通知の職務を確実に遂行している。さらに、借用証書は借りたことを証明する書類であり、借受者から市に対して一方的に提出されるものであるため、いわゆる民間の金銭消費貸借契約における契約書とは性格が異なるものである。このことから、市では、特に関係者からの申し立てがある場合を除いて、借用証書の写しを関係者に交付することはしていない。

しかしながら、一方で、関係者にとって自署押印した借用証書は債務を負っている自覚を認識させる効果が単なる通知よりも大きく、取引では重要な意味を持つものである。今後は、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対しては、借用証書の写し等は申し立てをすることで交付することができる旨を積極的に周知し、できる限り多くの関係者に借用証書が交付されるように努めていくことが望ましい。

違約金の免除について【意見- 9】

母子福祉資金は貸付制度である以上、所定の状況では元本に加えて利子が付き、状況によっては違約金も発生する。中でも違約金は次のような要領で発生するとされる。

納付期限を過ぎた元利金を納入すると、違約金(年3%)が発生し、毎年4月及び10月ごろに別途請求する。

違約金は、納入が遅れた事由(失業、病気、負傷などの理由で納入が遅れた場合)により徴収を免除する制度がある。

すべての元利金の返済が終了しても、違約金が残っている場合は償還完了とならない。

(市提出資料より監査人が加工作成)

令和元年において違約金は、回収全件数 2,000 件のうち 312 件で発生しており、違約金収入は総額で 3,936,851 円であった。1 件あたりの金額は、数百円のものから 20 万円以上のものであるが、10 万円以上のものが 8 件ほどあった。

一方、上述した違約金の解説に記載されているとおり、違約金は元利金を納入した時点で金額が確定し請求が行われるため、令和2年3月末日現在において発生している違約金が 3,936,851 円ということではなく、潜在的にはもっと多くのものが既に発生している。

母子福祉資金はあくまでも福祉資金であるため、本来多額の違約金が発生するような状況は好ましくなく、市としても、借受人に違約金の免除申請を適切に行ってもらうことを強く推奨している。また、福祉資金は、市税や国民健康保険税のような市の他の債権とは明らかに性質が異なり、強制執行のような強硬な手段をとることは難しい。そこで、現状、市では借受人に対する違約金の免除申請を促す以上のことはできていない。

しかしながら、違約金はあくまでも元金の返済を促すための道具にすぎず、その意味で

第4 外部監査の結果及び意見

はこれを徴収すること自体は本事業の目的ではない。そこで、現状、違約金の免除申請期限を年度内としているが、免除申請方法のより弾力的な運用が可能かどうかを調査し、借受人が申請しやすい環境を検討することが望ましい。

こども・若者支援課

1. 子どもの権利推進事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	14,013	12,978	13,042	12,730
執行決算額	13,035	12,382	12,319	-
不用額	978	595	722	-

令和 2 年度は、会計年度任用職員給与費を含む。

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
報酬	11,355	10,575	10,665	子どもの権利相談員報酬他
報償費	45	45	25	-
旅費	365	511	346	-
需用費	1,023	1,058	1,105	-
役務費	196	157	135	-
使用料及び賃借料	48	35	42	-
合計	13,035	12,382	12,319	-

事業概要

1) 相模原市子どもの権利条例

本事業の実施根拠は相模原市子どもの権利条例(以下「子どもの権利条例」という。)である。この条例の目的は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することである(子どもの権利条例第 1 条 平成 27 年 4 月 1 日施行)。

2) 子どもの権利救済委員の設置

市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「権利救済委員」という。)を置いている(子どもの権利条例第 17 条)。

現在、3 人が任命されている(大学教授 1 名、弁護士 2 名)。定員は 3 人以内、任期は 2 年、再任も可能である。

権利救済委員の他に、相模原市子どもの権利相談員(以下「権利相談員」という。)を 4 名置いている(会計年度任用職員)。

勤務形態は、権利救済委員 3 名が、週 3 日を交代で 1 日 1 名、権利相談員 4 名が、週

第4 外部監査の結果及び意見

6日を交代で毎日2名勤務、としている。権利救済委員の業務サポートを権利相談員が行う体制となっている。

それぞれの勤務形態、職務内容は、次表のとおりである。

表 48 子どもの権利救済委員の勤務形態、職務内容

区分	人数	勤務形態	職務内容
相模原市子どもの権利救済委員	3人	週3日を交代で1日1名勤務	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利に関する相談・救済の申出への対応 相談事業に係る調査 子どもの権利回復のための関係機関との調整 権利侵害事案の相手方への改善要請、勧告
相模原市子どもの権利相談員	4人	週6日を交代で毎日2名勤務	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利に関する相談・救済申立の受付、電話相談・来所相談の対応 相談事案に係る調査 子どもの権利回復のための関係機関との調整

3) 事業の実施状況(相談窓口の開設状況)

本事業は、青少年学習センター内(中央区矢部新町)に、さがみはら子どもの権利相談室(以下「子どもの権利相談室」という。)を設置して行われている。

子どもの権利相談室には、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に応じている。

開設日時は、月～金曜日は午後1時から午後8時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで、祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの休所日は休みである。

対象は、18歳未満で市内在住、在勤、在学する者及び18歳を超えても市内の子どもに関わる施設に通学、通所、入所している者で、本人以外でも対象の子どもへの権利の侵害に関する事項であれば相談できるとしている。

相談方法は、電話(子ども専用はフリーダイヤル、大人は一般用電話)、面談としている。対応は、傾聴、アドバイス、他制度紹介、権利侵害の解決のために必要な場合は、子どもの権利救済委員が調査・調整・改善要請等を行うとしている。

表 49 子どもの権利相談室の概要

項目	内容
設置場所	青少年学習センター内(中央区矢部新町3-15)
開設日時	月～金曜日 午後1時～午後8時 土曜日 午前10時～午後5時 祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの休所日除く
対象	18歳未満で、市内在住、在勤、在学する者 18歳を超えても、市内の子どもに関わる施設に通学、通所、入所する者 本人以外でも、対象の子どもへの権利の侵害に関する事項であれば相談できる
相談方法	電話(子ども専用はフリーダイヤル)、面談
対応	傾聴、アドバイス、他制度紹介、権利侵害の解決のために必要な場合は、子どもの権利救済委員が調査、調整、改善要請等を行う

4)他の児童厚生施設との連携

子どもの権利相談室では、子どもの権利条例に定める、安心して生きる権利、心身ともに豊かに育つ権利、自分を守り、守られる権利、地域及び社会に参加する権利について、そうした子どもの権利の侵害に対する相談、救済業務を行っている。

子どもの養護、非行、育成などの相談内容によっては、子育て支援センターや児童相談所に引き継ぐ事例もあり、他機関との連携を図っている。また、他の児童厚生施設で受けた相談のうち、相談内容が子どもの権利であるものに関しては、子どもの権利相談室に引き継がれ、対応している。子どもの権利の侵害に関する相談のうち、相談者から救済の申し出を受けた場合には、相談事実に係る調査、子どもの権利回復のための関係機関との調整を行っている。

子どもの権利相談室の職務内容を他の児童厚生施設職員が行うことや、子どもの権利相談室の構成員が他の児童厚生施設の職務を兼務することは、相談内容の漏洩等、情報管理に問題があるため困難であると市は考えている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

子どもの権利相談室の周知と活用について【意見- 10】

子どもの権利相談室の令和元年度の相談状況を次表に示す。

月別で、新規案件が1件～13件、継続案件が0件～7件、案件合計は1件～19件となっている。

表 50 子どもの権利相談室の相談状況

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	2	10	7	12	13	6	10	5	4	1	1	4	75
継続	5	5	1	7	3	1	0	1	7	2	0	4	36
計	7	15	8	19	16	7	10	6	11	3	1	8	111

子どもの権利相談室の対応件数は、月によってばらつきが生じており、対応件数が月1件(令和2年2月)、月3件(令和2年1月)となった事例がある。性質上、件数が多ければ良いとするものではないが、一方では、市民に対して事業が十分に周知されていない可能性も考えられる。

市においては、今後も本事業の周知を充分に図っていく必要がある。

また、たとえば青少年相談センターで実施している相談事業など、他の相談事業との連携を深めることで、相談機会の増加が図られるかどうか検討することが望ましい。

2. 放課後子ども教室事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	22,247	24,085	24,371	28,301
執行決算額	20,712	21,847	22,942	-
不用額	1,534	2,237	1,428	-

令和 2 年度は、会計年度任用職員給与費を含む。

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
共済費	1,264	1,317	1,318	-
賃金	16,628	17,623	18,682	主任育成指導員賃金他
旅費	32	17	16	-
需用費	40	7	35	-
役務費	278	287	279	-
委託料	2,418	2,555	2,567	事業運営委託料
備品購入費	50	38	42	-
合計	20,712	21,847	22,942	-

事業概要

1) 放課後子ども教室とは

放課後の学校施設にて実施する事業である。拠点となる室内の活動スペース・校庭・体育館等にて実施することを基本としている。市では、放課後子ども教室を「さがみっ子クラブ」と呼称している。

平成 16 年度から始まった国の事業であり、当初は国庫負担 10/10 であったが、現在は国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 負担(中核市・政令指定都市は 2/3 負担)である。

文部科学省ホームページ「政策評価・文部科学省の政策評価制度について」によると、全国の子どもの参加者数は、事業開始 3 年目の平成 18 年度は延べ約 1,900 万人であったと公表されている。また、「放課後子供教室等について」(文部科学省生涯学習政策局社会教育課 平成 26 年 8 月)によると、平成 25 年度の全国の実施数は 10,376 教室(全公立小学校の 51%)とのことである。なお、この比率については、神奈川県は 20% ~ 39%、東京都は 80% 以上とのことである。

相模原市は、次表のとおり、現在、市内 4 か所で実施している。

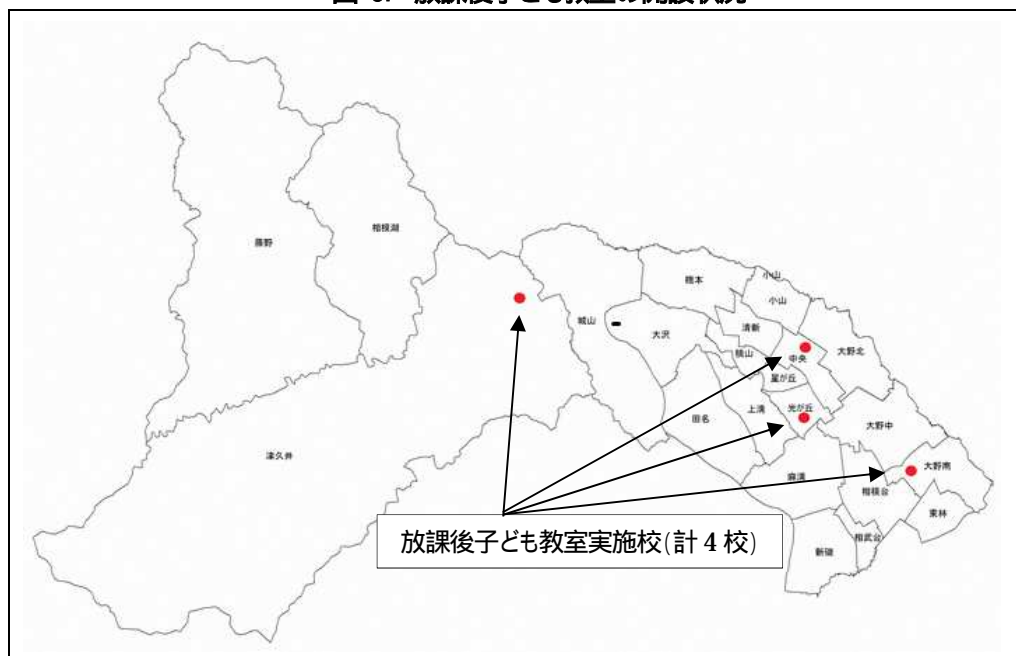
表 51 放課後子ども教室の実施状況

番号	学校名	所在地	開設	摘要
1	中央小学校	中央区	平成 20 年 9 月	
2	根小屋小学校	緑区	平成 20 年 10 月	
3	青葉小学校	中央区	平成 21 年 9 月	
4	谷口台小学校	南区	平成 21 年 9 月	
5	上鶴間小学校	南区	平成 20 年 10 月	廃止()
6	相原小学校	緑区	平成 21 年 9 月	廃止()

() 同じ小学校区内にこどもセンター等の児童厚生施設があるため。

下図の丸印が、放課後子ども教室を開設している場所である(4か所)。国道16号線沿いの地域に多い。

図 67 放課後子ども教室の開設状況



市より提供を受けた相模原市地図に、監査人が追記している。

実施する学校施設は、使用可能な教室があること、職員配置が可能であること、各区均等を考慮して選定されている。対象児童は、学区に在住及び在学する、小学校1年生から6年生の全児童(児童クラブ・私立小学校の児童も含む。)である。

実施日は、学校開講日の平日、夏休み冬休みの各平日(土日祝日等、実施しない日が別にある。)で、参加費用は無料である。

本事業の事業費は、会計年度任用職員に支払う人件費が主たるものである。

2) 放課後子ども教室の利用者数

放課後子ども教室の利用者数(延人数)を次表に示す。令和元年度は、2月以降、新型コロナウイルス対応による減少があったものの、平成29年度を上回っている。

第4 外部監査の結果及び意見

表 52 放課後子ども教室の利用者数

(単位:人)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
放課後子ども教室の利用者数(延人数)	33,682	38,605	35,788

3) 放課後子ども教室の役割

放課後子ども教室は、「地域住民や豊富な社会体験を持つ外部人材が参加する学校サポーター等を活用し、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上を図る」ことを目的としている。(「放課後子供教室等について」文部科学省生涯学習政策局社会教育課 平成 26 年 8 月より。)

放課後子ども教室に子どもが参加することにより、上記の教育効果が得られることに加えて、子どもの一時預かりの効果もあると考えられている。

4) 児童クラブとの対比

保護者が労働等により昼間家庭にない児童の健全な育成を図る目的で、市立児童クラブが設置されている。

次表に、放課後子ども教室と市立児童クラブとの対比を示す。利用料について、放課後子ども教室は無料としているが、市立児童クラブは有料であるなどの差がある。

表 53 児童クラブとの対比

区分	放課後子ども教室	市立児童クラブ
開設期間	中央小学校のみ長期休業期間中も開設	長期休業期間中も開設
開設時間	放課後～17時	放課後～18時(延長19時)
対象児童	1年生～6年生	原則1年生～3年生
おやつ提供	無	有
利用料	無料	育成料月額5,300円 延長育成料1回200円 おやつ代月額2,000円
事業費 (令和元年度決算)	22,943千円	656,134千円(関連事業含む)
収入済額 (令和元年度決算)	-千円	314,222千円

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

放課後子ども教室の開設場所の増設の検討について【意見-11】

放課後子ども教室は、現在市内の4か所のみで開設されているが、文部科学省ホームページによると、平成25年度の全国の実施数は10,376教室(全公立小学校の51%)とのものであり、この比率は、神奈川県では20%～39%、東京都は80%以上とのものである。

現状、市としては、児童厚生施設として、児童館、こどもセンター等を各所に配置することにより、放課後子ども教室で期待される役割は提供されていると考えている。また、追加開設するには、空き教室の確保等、課題があると考えている。

一方で、近隣自治体である東京都において、80%以上の公立小学校で放課後子ども教室を実施しているという状況を踏まえると、市においては、放課後子ども教室の効果や課題について、より詳細な検討が必要と考える。

放課後子ども教室は、文部科学省が進めている事業であるが、その事業説明では、放課後児童クラブ(厚生労働省管轄)との対比により、その違いを示している。たとえば、地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施できることをあげている。児童厚生を超えた、このような教育効果を期待しているとも考えられる。

また、学校施設を活用して行われることから、既存の児童厚生施設では実施が難しい球技等の体育活動を、運動場や体育館で行うことも考えられる。課題としてあげている空き教室の確保についても、必ずしも空き教室を要しないとも考えられる。

文部科学省が放課後子ども教室を放課後児童クラブと対比させて説明しているのは、子どもの一時預かりの効果を意図しているものと考えられる。設置目的や提供サービス内容は両者で異なるものの、子どもを安全に一時預かって欲しいとする保護者のニーズの充足としては類似の事業であり、放課後子ども教室を利用しやすくすることは選択肢の提供につながるとともに、市で児童クラブとして設置している施設について、将来生じる建て替えや更新の際の、児童クラブの縮小統合の代替としても考えられる。

また、放課後子ども教室は既設の学校施設を利用することから、追加コストとしては、会計年度任用職員の人件費が大半であるため、施設の建設費、維持費等が軽減され、サービス内容に相応した、より合理的な歳出につながることが期待できる。

まずは、放課後子ども教室の実施率の高い自治体の状況についての情報を収集すること、また、必要に応じて相模原市立小学校の空き教室の状況把握を行う等、情報の把握に努めることが望ましい。

3. 放課後児童健全育成事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	850,087	950,596	974,267	1,344,005
執行決算額	780,526	854,269	907,546	-
翌年度繰越額	-	-	6,642	-
不用額	69,560	96,326	60,078	-

令和 2 年度は、会計年度任用職員給与費を含む。

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
共済費	18,918	20,312	21,344	社会保険料他
賃金	431,203	463,770	495,151	児童育成指導員賃金他
旅費	461	427	417	-
需用費	35,505	37,360	18,340	電気料他
役務費	7,696	8,398	8,543	電話料他
委託料	37,287	39,706	42,070	児童クラブ事業運営委託他
使用料及び賃借料	72,221	75,371	66,177	児童クラブ施設賃借料他
備品購入費	7,285	7,442	4,088	更新用備品他
負担金 補助及び交付金	169,944	201,477	251,413	民間児童クラブ運営費補助金
合計	780,526	854,269	907,546	-

事業概要

1) 放課後児童健全育成事業とは

児童クラブの設置・運営を主とする、放課後の児童の健全な育成を図ることを目的とする事業である。

児童クラブとは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業を行う施設である。

2) 市の児童クラブの開設状況

市立児童クラブは 68 か所あり、こどもセンター内に併設されているもの 24 か所、独立施設となっているもの 28 か所、学校内の余裕教室に設置されているもの 16 か所で構成されている。

対象児童は、市内に在住する小学校1年生から3年生(例外あり。)までの児童で、かつ、保護者が就労等により、昼間家庭において児童の健全な育成を行うことができないと認められる児童である。利用には、入会申請、入会審査、承認が必要とされている。

指導内容は、基本的な生活習慣を身につけるとともに、遊びや体験を通じて自主性、社会性、創造性を培うとしている。また、児童の体調維持のため、おやつを提供している。

開設時間は、月曜日から金曜日は授業終了時から午後6時まで、土曜日及び学校休業日は午前8時から午後6時まで、延長育成利用は午後6時から午後7時まで、休みは日曜・祝日・年末年始とされている。

利用は有料である。育成料として1ヶ月5,300円、延長育成料1回200円、おやつ代1ヶ月2,000円である。減免制度も設けられている。

本事業の事業費は、会計年度任用職員に支払う人件費が大きな割合を占めている。

3) 児童クラブの利用者数

児童クラブの利用者数(延人数)を次表に示す。令和元年度は、2月以降の新型コロナウイルスの影響により前年度よりも減少している。

表 54 児童クラブの利用者数(延人数) (単位:人)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童クラブの利用者数(延人数)	484,768	497,813	445,679

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

児童クラブ育成料の収入未済について【意見-12】

児童クラブ育成料は、児童の保護者からの口座引落が原則となっている(口座引落率89.2%(令和元年度))。収入未済が生じる主な原因は口座残高不足である。

児童クラブ育成料の収入未済額と不納欠損額の推移を次表に示す。

表 55 児童クラブ育成料の推移 (単位:千円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
調定額 (A)	300,214	315,513	323,099
収入済額 (B)	293,267	307,606	314,222
収納率 (B/A)	97.7%	97.5%	97.3%
収入未済額	6,552	7,544	8,205
不納欠損額	425	428	801
還付未済額	32	65	130

児童クラブ育成料の収納率が、平成29年度97.7%、平成30年度97.5%、令和元年度97.3%と徐々に低下している。滞納整理事務について、月次で滞納状況を把握し、催告・督促を行い、定期的に一斉訪問徴収の実施を行っていることを確認した。しかしながら、収納率が低下傾向にあることは留意しておく必要がある。

第4 外部監査の結果及び意見

収納率の低下傾向を改善することについては、令和元年度で 89.2%となっている口座引落率の向上を図ることも一つの方法と考える。

市においては、収納率の低下傾向を改善するための対応を図っていくことが望ましい。

4. こどもセンター運営費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	660,447	739,781	737,808	800,225
執行決算額	604,126	636,108	663,498	-
不用額	56,321	103,673	74,310	-

令和 2 年度は、会計年度任用職員給与費を含む。

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
報酬	42,422	42,422	53,625	こどもセンター館長報酬
共済費	33,186	35,287	39,066	社会保険料(賃金職分)他
賃金	451,171	447,223	457,340	こどもセンター指導員賃金他
旅費	2,332	2,420	2,458	職員通勤旅費他
需用費	512	612	502	-
役務費	248	248	251	-
委託料	72,154	105,898	108,657	児童クラブに係る労働者派遣他
備品購入費	2,097	1,994	1,596	更新用備品
合計	604,126	636,108	663,498	-

事業概要

1) こどもセンターとは

こどもセンターは、児童福祉法第 40 条に規定される児童厚生施設の児童館等にあたる施設であり、相模原市立こどもセンター条例第 2 条により設置されている。

児童館の機能に、地域における健全育成活動を高める機能(幼児室、団らん室、創作活動室等を設置することで、子育て広場等の事業や交流等を行える環境)、放課後児童健全育成対策機能を加えた施設である。児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって青少年の健全育成を図ることを目的としている。

2) 市のこどもセンターの開設状況と利用状況

市立こどもセンターは 24 か所ある。

施設内には、遊戯室、集会室、団らん室、図書室、創作活動室、相談室、児童クラブ室、事務室がある(一部、設置されていない施設もある。)

開館時間は午前 9 時から午後 5 時まで、休館日は年末年始及び偶数月の第 3 日曜日等である。対象は 18 歳未満の者及びその保護者等である。利用料は無料である。

事業費は、会計年度任用職員に支払う人件費が主たるものである。

第4 外部監査の結果及び意見

こどもセンターの利用者数(延人数)を次表に示す。令和元年度は、2月以降の新型コロナウイルスの影響により前年度よりも減少している。

表 56 こどもセンターの利用者数(延人数) (単位:人)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
こどもセンターの利用者数(延人数)	776,952	764,616	698,473

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

こどもセンター運営委託契約に係る支出命令書について【意見- 13】

こどもセンターの運営は、一部を外部委託している。委託先は、こどもセンター所在地の周辺住民等により、それぞれに組織されたこどもセンター運営委員会である。

こどもセンターにおける実際の出納、物品管理の事務は、児童育成支援員(会計年度任用職員)が行う。このため、運営委員会への運営委託の範囲は運営の一部のみである。

こどもセンター運営委員会の委員の職務は、運営委員会への出席、行事等の企画事業に関する意見、可能な範囲での事業への参加、各施設の自治会等への周知、委託料の請求書の作成と委託料の受領、年間事業報告書の作成と提出、委託料決算書の作成と提出、精算報告書の作成と提出である。受領した委託料の多くは、消耗品費(事業用消耗品・児童工作材料)として支出される。他には、講師謝礼、図書費等として支出される。

こどもセンター運営委託に関しては、年度当初に規定額を支出し、年度末の委託期間終了後に、精算報告書の提出と精算手続が行われることになるが、上溝南こどもセンターの精算状況を確認したところ、精算報告書及び決算書が市の管理簿冊にファイリングされていなかった(他 23 か所のこどもセンター分はファイリングされていた。)

このことについて所管課に確認したところ、本件のような、最後に精算が行われる支出の際は、支出命令書作成時に、支出区分は「概算」を選択すべきところ、上溝南こどもセンターのみ「通常」を選択して作成したことにより、その後の事務フローが異なることもあり、精算報告書及び決算書については、別の簿冊にファイリングしていたとのことであった。

最後に精算が行われる支出の際は、支出命令書作成時に支出区分は「概算」を選択するよう課の内規で定められており、内規に従い事務を行う必要がある。

5. 子どもの広場助成事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	8,456	8,385	350,333	5,226
執行決算額	7,336	7,330	348,655	-
不用額	1,119	1,054	1,677	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
需用費	1,737	1,011	940	-
役務費	95	88	87	-
委託料	202	294	399	-
使用料及び賃借料	2,385	2,885	2,885	西大沼2丁目子どもの広場土地賃借料他
公有財産購入費	-	-	341,719	青葉小学校区(仮称)小型こどもセンター用地
負担金 補助及び交付金	2,915	3,051	2,624	子どもの広場整備事業等補助金
合計	7,336	7,330	348,655	-

事業概要

子どもの広場助成事業は、地域の子どもたちの安全な遊び場として、自治会又は青少年を育成する団体等が土地所有者と土地の無償使用貸借契約を締結して設置・管理する「子どもの広場」に対して、各種助成を実施するものである。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

購入土地について【意見-14】

市は、令和2年3月24日に341,719千円で土地開発公社から土地を買戻している。当該土地については、平成13年度包括外部監査及び平成29年度包括外部監査で検討の対象となっており、市は、平成31年度には指摘事項に対する措置を講じている。

これらの内容を示すと次のとおりである。

第4 外部監査の結果及び意見

1) 取得土地の概要

項目	内容								
事業用地名	平成 13 年度青葉小学校区(仮称)小型こどもセンター用地(平成 10 年度青葉小学校区こどもセンター用地)								
明細	<table border="1"> <tr> <td>所在・地番</td> <td>並木 4 丁目 5670-2</td> </tr> <tr> <td>地目</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>892.00 m²</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度価格</td> <td>83,740,960 円(評価額)</td> </tr> </table>	所在・地番	並木 4 丁目 5670-2	地目	畑	面積	892.00 m ²	平成 31 年度価格	83,740,960 円(評価額)
所在・地番	並木 4 丁目 5670-2								
地目	畑								
面積	892.00 m ²								
平成 31 年度価格	83,740,960 円(評価額)								
利用状況の説明	子どもの広場として、暫定的に利用している								
用地購入費	用地購入費 341,719,394 円の内訳 <table border="1"> <tr> <td>取得費</td> <td>218,540,000 円 (245,000 円 / m²、平成 6 年先行取得)</td> </tr> <tr> <td>資金利息</td> <td>122,744,219 円</td> </tr> <tr> <td>諸経費等</td> <td>435,175 円</td> </tr> </table>	取得費	218,540,000 円 (245,000 円 / m ² 、平成 6 年先行取得)	資金利息	122,744,219 円	諸経費等	435,175 円		
取得費	218,540,000 円 (245,000 円 / m ² 、平成 6 年先行取得)								
資金利息	122,744,219 円								
諸経費等	435,175 円								
事業化の見込み及び課題	事業化の見込みは未定である。 課題としては、第一に、近隣にすでに並木こどもセンター、光が丘児童館、青葉児童館があり、整備の優先順位が低い。 第二に、平成 28 年度策定の「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」により、単独施設での建設が困難となっている。								
買戻し後の見込み	現在は、地域の自治会が子どもの広場として管理運営をしており、買戻し後は、引き続き子どもの広場として使用しつつ、地域からの要望や施設の更新時期、小中学校の学習環境のあり方の検討状況等も勘案しながら、活用策を検討していく。								

2) 平成 13 年度包括外部監査の指摘事項

平成 13 年度包括外部監査報告書より抜粋

(土地開発公社-45 ページより)

保有目的変更の土地とは、当初、明確な利用目的があったものの、その後の社会経済情勢の変化、計画の変更などによって保有目的が変更された土地をいう。

名称	変更内容(変更年度)	帳簿価額(百万円)
青葉小学校こどもセンター	代替地から事業用地(10)	284

代替地から事業用地へ変更した土地に関しては、早期事業化、早期買取りを実行すべきである。

3)平成 29 年度包括外部監査の指摘事項(平成 29 年度包括外部監査報告書より抜粋)

(57～59 ページより)

(問題点)

青葉小学校区(仮称)小型こどもセンター用地(平成 10 年度青葉小学校区こどもセンター用地)については、近隣に類似施設があること、市の計画では単独施設の建設は困難であることなどを勘察し、整備時期は未定とされているものと思われるが、仮にそうであるならば、計画そのものの見直しが行われるべきである。

(所管課の見解)

青葉小学校区(仮称)小型こどもセンター用地(平成 10 年度青葉小学校区こどもセンター用地)につきましては、「さがみはら児童厚生施設計画」の計画期間は平成 31 年度末までのため、次期計画を策定する際に見直しを検討してまいります。(こども・若者支援課)

(結論:意見)

都市計画事業等が完了するまでには相当長期間要する。計画策定時点では計画の完了時点(事業化)を具体化するには困難な面がある。また、計画策定段階では想定できなかった状況が将来発生することも考えられる。

さらに、未整備の箇所を暫定利用している場合は、ある程度の機能や効能が満たされているのであれば、事業化されていない箇所については計画・事業の見直し検討がなされても良いと思われる。

したがって、計画策定において目標とする機能・効能を定め、目標との比較を毎年行い、それを踏まえて計画の改訂(見直し)を行う方が望ましい。

4)令和 2 年度の措置状況(相模原市監査委員公表第 20 号より抜粋)

1 特定の事件(平成 13 年度)

相模原市土地開発公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況

2 監査対象部局及び団体

相模原市土地開発公社及び関係各部課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和 2 年 6 月 22 日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果[指摘事項]	措置の状況
2. [公有財産] 保有目的変更 代替地から事業用地へ変更した土地のうち、「青葉小学校こどもセンター用地」は、早期事業化、早期買取りを実行すべきである。	2. [公有財産] 保有目的変更 代替地から事業用地へ変更した土地のうち、「青葉小学校区(仮称)小型こどもセンター用地」については、令和 2 年 3 月 24 日に市が買戻しを行い、全ての処分が完了した。

「4)令和 2 年度の措置状況」に記載のとおり、市は今回の買戻しをもって、全ての処分が完了し、平成 13 年度包括外部監査の指摘事項についても措置が完了したとしている。しかしながら、「2)平成 13 年度包括外部監査の指摘事項」にも記載のとおり、当時の包括外部監査人が指摘した内容は「早期事業化、早期買取りを実行すべき」であるため、指摘から 19 年後に買戻したとしても当然に「早期」とはいえないため、指摘事項への対応とは認め難い。

第4 外部監査の結果及び意見

さらに、「3)平成 29 年度包括外部監査の指摘事項」にも記載のとおり、所管課は、「『さがみはら児童厚生施設計画』の計画期間は平成 31 年度末までのため、次期計画を策定する際に見直しを検討してまいります。(こども・若者支援課)」との見解を示していたが、結果として、見解のような検討は充分には行われず、買戻し後の現在も明確な利用計画がないまま、とりあえずの利用を続けている状態である。

あくまでも結果論ではあるが、令和 2 年 3 月に 341,719 千円で買戻した土地は、土地開発公社から示された平成 31 年度評価額は 83,740 千円であった。土地の価格は変動するため、土地を保有していれば当然に価格変動のリスクが伴う。もちろん市は土地を事業用地として利用するために所有しており、売買により差益を得る目的では所有していないので、価格の低下がそのまま市の損失になるわけではないが、当該土地は評価額の約 4 倍の金額を支払って買戻していることは再認識しなければならない。しかも、当該土地は使用しているものの、必ずしも必要な財産ではない。

現状では、取れる対策は多くはないが、周辺公共施設等の再編に合わせて、有効な利用計画を再検討し、早期に保有するか売却するかの結論を得る必要がある。

・保育課

1. 子育て広場事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	114,400	82,234	94,533	110,400
執行決算額	110,933	81,033	91,299	-
不用額	3,466	1,200	3,233	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
負担金 補助及び交付金	110,933	81,033	91,299	子育て広場事業補助金

事業概要

児童福祉法第34条の11の規定に基づき、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、市では地域子育て支援事業の一環として保育所子育て広場事業を行っている。

保育所子育て広場事業は、児童福祉法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により認可を受けた幼保連携型認定こども園(以下併せて「保育所等」という)において、これら保育所等が有する専門的知識や技術等を活用し、地域の子育て家庭の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、地域での子育て支援を行う事業であり、相模原市子育て広場事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

補助金については、平成22年3月までは、子育て広場事業を運営する事業所には一律年額2,100千円(うち700千円は国庫補助金を充当)を支給していたが、平成22年4月に制度を変更し、国が定める実施要項に基づき事業運営を行っている公立の保育所には国庫補助金を給付することとし、市独自の基準に見合う事業運営を行っている保育所等には、市からの補助金として年額1,300千円を給付することにした。

さらに平成30年に見直しを行い4月より、補助の対象となる事業ごとに補助金額を次のとおり定めている。

表 57 制度の概要

事業	内容	補助金 (単位:千円)
園庭開放	地域の子育て家庭に対して園庭(屋上園庭や園舎内の遊戯スペース等を除く。)を利用する機会を原則週1回以上設けること。	200

第4 外部監査の結果及び意見

事業	内容	補助金 (単位:千円)
情報提供	ホームページの開設、情報コーナーの設置、情報誌の発行等を実施することにより、子育て家庭に対し育児情報や地域の保育資源の活動に関する情報等を提供すること。	400
交流事業	子育て期間中にある親子や園児が気軽にふれあえる場となるよう、子育て家庭の交流事業を月1回以上実施すること。ただし、各月の実施が困難な場合は、補助金の交付を受ける年度における事業の実施月数以上の回数を開催すること。	
講座 研修会等	地域の子育て家庭を対象とした子育てに関する講座、研修会等を年2回以上開催すること。ただし、事業の開始又は廃止が年度の途中となった場合においては、事業の実施月数が6月以下の場合は1回以上開催すること。	200

(相模原市子育て広場事業補助金交付要綱より)

上記の補助金については、年度途中の事業開始又は廃止の場合は月割り額を支給することとしている。

なお、上記の実施事業別の補助金に加えて、事業を担当する専任職員を年度当初から通年配置する場合は別途、専任職員加算として年額500千円を支給している。したがって、専任職員を配置し全ての事業を実施する事業所に対しては、年額1,300千円の補助金が支給されることになる。

令和元年度における補助金の支給状況は次のとおりである。

表 58 補助金の支給状況 (単位 金額:千円 園数:園)

情報提供 交流事業	講座・ 研修会等	園庭開放	専任職員 加算	補助金額	園数	金額
○	○	○	○	1,300	31	40,300
○	○	-	○	1,100	4	4,400
○	○	○	-	800	48	38,400
○	○	-	-	600	11	6,600
通年実施 小計					94	89,700
○	○	○	-	666	2	1,333
○	-	-	-	266	1	266
年度途中開始 小計					3	1,599
総計					97	91,299

補助金額1,300千円の園についての保育所子育て広場事業の実施回数及び利用者数は次表のとおりである。

なお、これらの数値は、保育所子育て広場事業を実施する事業者(以下「運営事業者」という。)から提出された子育て広場事業実施状況報告書(以下「実施状況報告書」という。)の数値をそのまま記載したものである。

表 59 保育所子育て広場事業

(単位 回数:回 人数:人)

保育所	情報提供・交流事業		講座・研修会等		園庭開放
	回数	人数	回数	人数	人数
上溝保育園	15	110	6	66	46
ひよこ保育園	83	619	6	207	222
二本松保育園	19	877	2	356	561
夜間保育所ドリーム	37	76	5	186	63
ひよこ第2保育園	92	400	9	230	116
ののほな文京保育園	63	74	2	0	154
ひよこ第3保育園	60	616	4	35	454
さいわい保育園	39	164	8	60	208
大野村いつきの保育園	11	30	3	12	18
若松保育園	14	86	3	147	95
ナーサリースクール T&Y こもれびの森	38	126	4	36	20
アスク橋本保育園	21	71	3	9	12
レイモンド西橋本保育園	12	0	2	62	0
ほっかほっかナーサリーインターナショナル園	15	142	4	36	21
すずらん保育園	60	56	3	53	35
認定こども園相模林間幼稚園	102	3322	9	235	398
愛の園ふちのべこども園	59	1291	8	389	0
幼保連携型認定こども園 星ヶ丘二葉園	79	739	18	145	820
認定こども園すこやか	34	583	3	20	58
幼保連携型認定こども園 むくどりこども園	15	47	4	68	24
幼保連携型認定こども園 まつがえこども園	30	155	7	77	0
認定こども園きらきら	11	62	4	45	22
幼保連携型認定こども園 第二ふたば園	73	474	11	248	687
ふちのべ美邦こども園	13	332	3	54	36
相武台新日本こども園	28	303	1	8	35
たけのうちこども園	71	811	5	121	207
幼保連携型認定こども園 ひかりキッズ	11	228	2	42	264
幼保連携型認定こども園 橋本りんごこども園	76	1197	6	67	971
幼保連携型認定こども園 みんなのとっぽこども園	38	471	5	24	4
相生こども園	21	238	8	104	169
古淵あおばこども園	26	969	4	131	457
平均	40.8	473.2	5.2	105.6	199.3

次表は、補助の対象となる全事業を実施するものの専任職員を配置しないことから、補助金額が800千円の事業者の実施状況を抜粋したものである。

情報提供・交流事業を月1回(年12回)以上、あるいは講座・研修会の開催を年2回以上実施している、参加者人数が0人あるいは極めて少ない人数であったという報告がなされている。

表 60 保育所子育て広場事業(抜粋)

(単位 回数:回 人数:人)

保育所	情報提供・交流事業		講座・研修会等		園庭開放
	回数	人数	回数	人数	人数
ふじ乳児保育園	27	144	1	3	18
小さき花保育園	11	88	2	10	2
あさみどり保育園	17	215	2	0	26
小町通みたけ保育園	11	24	1	0	31
げんきっず城山保育園	10	74	2	0	3
こひつじ保育園	38	0	2	0	3
橋本中央保育園	69	14	2	4	4

園庭開放については、補助金の受給条件として週 1 回以上の開催が求められるが、市が運営事業者から受領している実施状況報告書には開催日数が示されていない。

なお、令和元年度においてはコロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月は多数の人数による集まりの開催を見合わせたことから、結果として交流事業や講座・研修会の開催を見送った事業者が見受けられた。

(2) 監査の結果

収支決算書の検証について【結果- 3】

事業者から補助金交付申請時には収支予算書の提出を、年度終了後には収支決算書の提出を受けている。しかしながら、これらに関しては、収入の合計値と支出の合計値の計算チェックと収入支出の金額の一致を確かめているに過ぎず、支出内容の適正性や妥当性などの検証は実施していない。収支決算書の支出経費の多くは収支予算書とほぼ同額であり、金額は万円単位に揃った数字である。

年度終了後の実施状況報告書、収支決算書などの提出を受けて、すでに交付している概算払いの補助金の額を確定する「補助金等の額確定通知書」を作成しているが、前述のとおり、収支決算書の支出経費は万円単位の収支予算書とほぼ同額の内容となっていることから、概算払いの補助金額がそのまま確定額となり、過不足額は 0 円と算出される精算手続がどの事業所に対しても行われている。

補助金は事業運営のために費やした経費の合計額であり、その限度額は前述の事業ごとに定められた金額である。

相模原市子育て広場事業補助金交付要綱には次のとおり定められている。

第 11 条(補助金の精算)

補助事業者は、補助事業を完了し、又は補助金の交付を受けた年度が終了したときは、速やかに補助事業に係る経費の執行の内訳を明らかにした精算書により市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により報告した執行額が交付決定した補助金の額に満たない場合には、その差額を市長の指示に従い返還しなければならない。

実際に費やした経費の合計額が概算払いの補助金額に満たない場合には、その差額を市に返還しなければならないことから、収支決算書が支出経費額どおりに適正に作成されているかどうかを検証する必要がある。しかしながら、収支決算書の受領と現在の計算チェックだけでは、この検証ができていないと思われる。

また、収支決算書の支出経費金額が万円単位のいわゆる「丸まった数字」であるというのは、現実的な支出経費金額とは考えがたい。

相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則には次のとおり定められている。

第24条(帳簿の備え付け)

補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存しておかなければならない。

したがって、事業運営出納帳の作成を義務付け、この事業運営出納帳に記載された数値をもとに収支決算書を作成させる必要がある。その上で、必要に応じて事業運営出納帳を査閲し、支出内容についての質問や領収書との突合を行い、収支決算書との整合性をチェックする必要がある。さらに、翌年度の収支予算書は、前年度収支決算をベースに予算建てが行われているかどうかを確認することも必要である。

補助金に関しては、公益性及び健全な活用を確保するためにも、こうした検証を実施する必要がある。

実施状況報告に対するモニタリング及び是正措置について【結果- 4】

市は、運営事業者からの実施状況報告書の提出を受けて、開催回数や参加者人数を事業所ごと「子育て広場事業報告」に集計しているが、それ以上のモニタリングは行っていない。

各事業の開催回数は補助金の基準を満たしていても参加者人数が極めて少ないのであれば、子育て広場事業としての成果が充分でないと考え、事業の実施状況において何らかの問題があるのではないかと、という視点での改善を促す必要がある。

相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則には次のとおり定められている。

第15条(補助金等の額の確定等)

市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、補助金等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等の額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。

第16条(是正のための措置)

市長は、第14条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を採るべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

子育て広場事業の実施にあたっては、子育て家庭のニーズや利用しやすい時間帯における開催といった配慮が必要である。補助金交付申請時に事業者が提出する補助事業所等計画書には講座・研修会のテーマを記載する項目を設定するよう様式を変更し、計画段階から参加者に魅力ある事業運営を促すような工夫も必要であると考えられる。

このように実施状況報告書の提出を受けて、開催回数が基準に満たない場合や参加者人数が極めて少ない報告であった場合には、事業者への意見聴取や関連書類の閲覧などによりその原因を究明し、改善措置を講ずることを指示する必要がある。

実施状況報告書の記載項目について【結果- 5】

市は、運営事業者から提出された実施状況報告書に記載されている開催回数や参加者数を事業所ごとにそのまま転記し、「子育て広場事業報告」として集計している。

運営事業者が実施する事業のうち園庭開放については、実施状況報告書に開催日数を記載する欄がなく、参加者人数のみを記載させる様式になっている。そのため、市が作成している「子育て広場事業報告」にも開催日数の記載がない。

保育所子育て広場事業に係る業績評価指標は開催回数及び参加者人数であり、園庭開放は保育所子育て広場事業の一項目である。しかしながら、現在の「子育て広場事業報告」では、園庭開放が補助金の支給基準である最低週1回の開催を満たしているかどうかの検証を行うことができない。事業者が提出する実施状況報告書の様式を見直し、園庭開放の開催日数の記載を加える必要がある。

専任職員の就労状況について【結果- 6】

保育所子育て広場事業を専任する職員を通年配置する事業者に対しては、一律に専任職員加算として500千円支給している。

専任職員を配置する事業者からは補助金交付申請時に専任職員配置調書や雇用契約書などの提出を受け、年度終了後には専任職員活動報告書、給与明細及び業務日報の提出を受けている。

業務日報は保育所子育て広場事業に従事した内容を記載するものであるが、任意に抽出した3件を査閲したところ、9日間従事しているうち4日間は「打ち合わせ」とのみ記載されている業務日報が見受けられた。具体的な事業の従事内容を記載したものの提出を受ける必要がある。

また、業務日報は勤怠管理の機能を備えていないことから、専任職員の就労実態を把握することができていない。査閲した3件のうち1件においては業務日報と当該月の給与明細の出勤日数が一致していなかった。

専任職員は保育所子育て広場事業の運営により一般職員の負担が増大することがないように、また事業の内容を充実させ実りある運営を行えるように、専任職員に係る人件費充当目的で補助金を交付するものと考えられる。しかしながら、専任職員加算がなされている事業者の中に、子育て広場事業の開催回数が少ない事業者や、園庭開放の年間参加者人数が0人である事業者、並びに1回あたりの参加者が数人しか集まらない講座・研修会を開催している事業者が複数見受けられることから、この専任職員加算の実効性が確保されているとはいえない。

したがって専任職員の業務日報には、勤怠状況も記入するものとし、子育て広場事業の従事内容の記載が不十分である場合には、事業者に質問するようなモニタリングが必要である。

なお、雇用契約書には就業時間が1日あたり3時間55分と規定されているにもかかわらず、給与明細は1日あたり4時間で計算し、さらに就労日数が19日であることから19日×4時間=76時間であるところ77時間として計算し、誤って給与を支給している事業所があった。補助金の公益性の観点から、提出を受けた給与明細等に関してはチェックを行い支出内容の検証を実施する必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 認定保育室補助金

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	545,779	495,528	312,986	262,225
執行決算額	519,906	406,536	268,922	-
不用額	25,872	88,991	44,063	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
負担金、補助及び交付金	519,906	406,536	268,922	認定保育室補助金他

事業概要

昨今の共働き家庭の増加により、保育を必要としている乳幼児の数が著しく増加したため、いわゆる認可外保育施設であるが、相模原市が定める条件を満たした保育所を「相模原市認定保育室」と認定している。

本事業は、保育を必要としている入所児童に対し、適切な保育が図られるとともに、職員の資質向上を図るために助成するものである。

(2) 監査の結果

消費税仕入控除税額報告書の提出について【結果- 7】

相模原市認定保育室助成金交付要綱には次のとおり、補助金により認定保育室運営経費を支出し、消費税仕入控除税額が確定した場合には、市長に対して速やかに報告し、当該消費税仕入控除税額の全額又は一部を返還するものと定められている。

<p>第9条(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)</p> <p>消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合にあっては、補助事業者等は、実績報告後に消費税の申告により当該実績報告をした助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該年度の消費税仕入控除税額報告書(第2号様式)により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社若しくは一支所(以下「本部等」という。)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>

第2号様式の消費税仕入控除税額報告書は、消費税の申告の有無にかかわらず記載するものとされており、また「助成金返還相当額がないものであっても、報告すること」と注意書きがなされていることから、補助金の給付を受ける事業者から必ず提出を受ける必要

がある。しかしながら、補助事業者からは近年、この消費税仕入控除税額報告書の提出を受けていない。消費税仕入控除税額報告書の提出を補助事業者に通知し、提出の徹底を図る必要がある。

(3) 監査の意見

支援保育対象児童保育費に係る支援保育児童調書について【意見- 15】

支援保育対象児童とは、次のいずれかに該当する児童をいう。

- ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている児童
- イ 児童相談所、医療機関又は専門機関の意見書又は診断書を所持している児童
- ウ 継続的に発達支援センター等に通園、又は医療機関の受診を受けている児童
- エ 相模原市支援保育事業実施要項(平成24年4月1日施行)第3条に規定するアセスメントを実施した結果、一定基準以上となった児童

(相模原市認定保育室助成金交付要綱より)

支援対象保育児童費は、特別な支援が必要な児童の処遇向上を図ることを目的として助成する経費とされ、当該支援保育対象児童であると認められた日の属する月から助成対象事由の消滅した日の属する月までの期間について助成するものである。

補助事業者より提出を受ける「補助金等交付申請書」に、支援対象児童が在籍する場合は別紙7「支援保育児童調書」を添付することになっているが、この様式には、当該支援保育対象児童であると認められた日の記入項目がないことから、助成対象期間が不明確である。また、支援保育対象児童が、どの要件によって支援保育対象児童であると認められるのかを選択形式で記載するようになっていないことから、調書として一瞥したところ、未記入の点が多く、不完全な調書であると誤認される可能性がある。

選択形式に記載するような様式に変更する必要がある。

収支決算報告について【意見- 16】

補助事業者からは年度終了後に運営収支決算書の提出を受けているが、収入における市助成金の金額が交付決定金額と一致しているかどうかのチェックと、収入の合計値と支出の合計値の計算チェック及び収入支出の金額の一致の検証を行うにとどまっている。

しかしながら、年1回実施している「助成金調査」の際には、保育の状況や保育士の労働状況の視察などに加え、収支決算報告と出納帳との整合性をチェックし、必要に応じて領収証の査閲や内容についての質問を実施することにより、収支決算報告の妥当性を検証し、事業の健全性や適正性を確保する必要がある。

3. 児童福祉事務運営費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	84,779	85,070	88,429	126,038
執行決算額	80,551	80,142	83,018	-
不用額	4,227	4,927	5,410	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
賃金	1,984	1,595	1,666	非常勤職員賃金
報償費	749	2,711	3,036	謝礼
旅費	166	529	549	-
需用費	6,604	6,364	9,477	消耗品費他
役務費	7,580	6,932	6,371	手数料他
委託料	54,184	51,313	52,226	事務作業等委託料他
使用料及び賃借料	7,253	8,848	7,645	公共施設使用料他
備品購入費	183	-	-	-
負担金、補助及び交付金	1,846	1,848	2,046	運営費等補助金
合計	80,551	80,142	83,018	-

事業概要

児童福祉事務運営費は、保育課全体の旅費や消耗品費のような庶務的な運営費及び事業として独立しないような細かい事務事業に係る経費の集まりである。

児童福祉事務運営費の主な内訳は、次のとおりである。

表 61 児童福祉事務運営費の主な内訳

項目	決算額 (千円)	主な内容
子ども・子育て支援制度事務作業委託	36,461	子ども・子育て支援制度事務センターでの保育所・こども園等の支給認定申請の受付や、施設への助成金、補助金の手続きなどの保育事務全般 なお、令和元年度包括外部監査で監査対象としたため、今回は監査対象としていない。
保育士人材確保等推進事業委託	8,284	相模原市就職支援センター内に保育士等就職支援コーディネーターを配置。
保育士・保育所支援センター事業委託費	983	かながわ保育士・保育所支援センターを神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市で共同実施 運営は社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会に委託

項目	決算額 (千円)	主な内容
		就職相談 保育の就職説明会、就職支援セミナー、潜在保育士及び新卒保育士等の就職定住研修を実施
子ども・子育て支援制度事務室賃借料	3,833	けやき会館4階を子ども・子育て支援制度事務センターとして、公益財団法人相模原市まち・みどり公社より賃借
システム機器リース料等その他	2,543	子ども・子育て支援新制度管理システム
保育センター運営費補助金	2,032	学校法人白峰学園保育センター運営費補助金 神奈川県 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市が共同で補助 学校法人白峰学園(所在地:横浜市)が、保育関係者に対する 研修・研究事業を実施

(2) 監査の結果

業務完了報告書の添付書類の漏れについて【結果- 8】

保育士人材確保等推進事業委託においては、次のとおり、受注者は毎月、業務完了報告書に各事業実施に係る資料を添付して、市に提出しなければならない。

仕様書より抜粋

7 業務の報告

受注者は、次のとおり業務報告を行うものとする。

(2) 業務完了報告書

受注者は、前月の業務終了後、10日以内に各事業の取組み実績等(実施日時・人数・実施内容その他)をまとめた業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。

業務完了報告書は、各事業実施に係る資料を添付すること。なお、研修等実施の場合は、記録写真を撮影し、あわせて添付すること。

しかしながら、8月の業務完了報告書に事業実施に係る資料が添付されていなかった。具体的には、8月5日及び24日に実施した就職支援セミナーに係る講演資料が添付されていなかった。なお、セミナー実施時の記録写真は、セミナーアンケート集計結果に掲載されていた。

業務完了報告書の添付書類を漏れなく提出させる必要がある。

事業状況報告書の未提出について【結果- 9】

保育士・保育所支援センター事業委託費においては、次のとおり、受注者は実施状況報告書及び実績報告書を市に提出しなければならない。

しかしながら、仕様書8(2)に示されている実施状況報告書(別記2、3)が提出されていなかった。

契約書より抜粋

(業務の報告及び検査)

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは実施状況報告書を発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は実施状況報告書を受領後10日以内に検査しなければならない。

2 受注者は、事業完了後、事業内容(実施状況、開催日時・会場、参加人数等)を記載した実績報告書を提出しなければならない。

仕様書より抜粋

6 業務内容

(1)基本機能

- ア 保育に関する無料職業紹介
- イ 潜在保育士データベースの管理・運営
- ウ センター事業の広報・周知

(2)付加機能

- ア 就職支援セミナー・就職相談会
- イ ハローワークとの連携
- ウ 出張相談機能

8 業務状況報告

- (1) 受注者は、6(1)アからウに記載の業務内容に係る各月の実施状況を、翌月7日までに発注者に別記1により報告するものとする。
- (2) 受注者は、6(2)ア及びウに記載の業務に係る実施状況について、業務完了後速やかに発注者に別記2、3により報告するものとする。

9 実績報告

事業完了後、受注者は6の事業ごとに事業内容(実施状況、開催日時・会場、参加人数等)を記載した実績報告書を発注者に提出するものとする。

別記2は「就職支援セミナー・相談会実施状況報告」であり、「就職支援セミナー」の開催日、会場名、参加者数、実施内容と「就職相談会」の開催日、会場名、出展数、来場者数、保・保ブース相談件数、採用者数を記載する様式となっている。別記3は「出張相談実施状況報告」であり、「ミニセミナー」の開催日、会場名、参加者数、実施内容と「ミニ就職相談会」の開催日、会場名、出展数、来場者数を記載する様式となっている。いずれの様式も、業務完了後速やかに提出しなければならないが、提出されていなかった。

仕様書9に示されている実績報告書をみると、就職支援セミナー・就職相談会は5回開催されており、保育士・保育所支援センター主催の出張相談・ミニセミナーは12回開催されている。したがって、本来であれば仕様書に従い、開催の都度速やかに、実施状況報告書を提出する必要がある。

市は受注者に対して、仕様書8(2)に従い、業務完了後速やかに実施状況報告書を提出させる必要がある。

補助事業等実績調書の記載について【結果-10】

保育センター運営費補助金について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(以下「規則」という。)第14条第1項の規定に基づき、平成31年度補助事業等実績調書(以下「補助事業等実績調書」という。)が提出されている。

規則より抜粋

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等を完了したときは、市長の定める期日までに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業等実績調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

補助事業等実績調書は、補助金等の交付を受けた者が記入する欄と所管課が記入する欄が設けられているが、所管課が記入する欄の記載状況は次のとおりであった。

補助事業等実績調書より抜粋

所管課	こども・若者未来局 保育課
電話番号	042 769 8313
補助金等に対する評価	事業実績に対する評価 <input checked="" type="checkbox"/> 十分な実績が確認される <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他()
	事業成果(団体の公益性、社会貢献度)に対する評価 <input checked="" type="checkbox"/> 十分な成果(公益性、社会貢献度)が確認される <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他()
上のように評価した理由 (課題がある場合の対応方針)	

このとおり、市は、補助金等に対する評価として、十分な事業実績と事業成果(公益性、社会貢献度)が確認されるとしているが、このように評価した理由の記載がない。

補助金を交付することの妥当性の根拠を明らかにしておくためにも、評価した理由を適切に記載する必要がある。

(3) 監査の意見

就職促進研修の実施状況の記載明確化について【意見- 17】

保育士人材確保等推進事業委託においては、次のとおり、研修等の企画・開催をしなければならない。

仕様書より抜粋

5 業務内容		
(2) 等の企画・開催		
受注者は開催場所(市内施設)を確保し、次の表に示す企画を開催すること。講師は、市内の保育施設や養成校に所属し、かつ市内の保育事情に精通している者(大学教授や保育施設の施設長、保育士等)を起用すること。なお、会場使用料及び講師への謝礼金は受注者が支払うこと。		
名称	内容	開催回数
合同就職説明会・面接会	(略)	2 回以上
就職支援セミナー	(略)	2 回以上
潜在保育士及び新卒保育士等の就職促進研修	【対象】 市内保育施設への就職を希望する者 【内容】 潜在保育士(保育施設等で就労していない保育士有資格者)等を対象に、保育に関する講習及び実習を実施し、保育士等の専門的知識・技術力の回復、修得と人材確保をめざすもの。	3 回以上 (講習 2 回、実習 1 回は実施すること)

上記研修等の開催状況を確認したところ、合同就職説明会・面接会は、8月5日と8月24日の2回、就職支援セミナーは、8月5日と8月24日の2回、潜在保育士及び新卒

保育士等の就職促進研修は、2月15日と2月22日の2回開催されていた。

潜在保育士及び新卒保育士等の就職促進研修については、講習2回、実習1回を実施することとなっているが、そのうち実習の実施状況が不明確であった。市によると、講習参加者のうち希望者に対して、後日実習を行っているとのことであったが、月報には「見学2名実施」と記載されているのみであり、実習を実施した日、実習場所、実習内容等についての記載はなされていなかった。

仕様書に示した業務内容を確実に履行したことを明らかにするために、その実施状況について、適切な報告を求める必要がある。

補助金負担割合の明確化について【意見-18】

保育センター運営費補助金は、相模原市学校法人白峰学園保育センター運営費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、学校法人白峰学園横浜女子短期大学保育センターに補助金を交付するものである。

補助金の交付の対象及び補助金の額は、次のとおりである。

交付要綱より抜粋

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、保育センターの事業の実施に要する費用とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保育センターが当初の目的を達成するため必要となる費用のうち、相模原市が負担すべき金額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合については、その端数を切り捨てるものとする。

2 相模原市が負担すべき金額とは、保育センターが事業を実施するに当たり、相模原市が享受する効果に鑑み、補助するに相当と市長が認めた額とする。

保育センター運営費補助金は、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市が共同で実施しており、5県市がそれぞれ負担している。しかしながら、共同実施に係る協定書等は締結されておらず、各自治体が補助要綱を定め補助金を交付している状況であり、5県市の補助金負担割合が明確になっていない。

相模原市においては、交付要綱第3条第2項にあるとおり、「相模原市が享受する効果に鑑み、補助するに相当と市長が認めた額」を補助金の額としているが、「相模原市が享受する効果」をどのように判断しているのかが不明である。

市によれば、補助金負担割合は、神奈川県35%、横浜市30%、川崎市20%、相模原市10%、横須賀市5%となっており、この負担割合は5県市による調整により、平成15年当時の保育士数の割合で決定したとのことである。

確かに、令和元年度の保育センター運営費補助金交付申請書に記載されている交付申請額の内訳をみると、神奈川県35%、横浜市30%、川崎市20%、相模原市10%、横須賀市5%の負担割合で算出されていた。

「相模原市が享受する効果」を保育士数の割合により判断していることになり、一定の合理性はあると考える。しかしながら、平成15年当時の保育士数の割合と現在の保育士数の割合が整合しているとも限らないため、改めて、保育士数の割合を確認するなどして、補助金負担割合の妥当性を確認することが望ましい。

支出命令書添付の作業報告書について【意見-19】

保育士人材確保等推進事業委託に係る契約金額は、四半期ごとに支払うこととなっている。そこで、各四半期の支出命令書を確認したところ、支出命令書には、請求書、作業報告書、契約書が添付されていた。

このうち、作業報告書は、そもそも仕様書で提出は求めておらず、その位置づけが不明である。実際、作業報告書の記載内容を見ると、「第〇四半期 業務委託料 円」と記載されているのみであり、設けられている「納品物件」や「特記事項」欄は空欄となっている。つまり、作業報告書には実施した作業内容については何ら記載されておらず、請求書と同じ内容が記載されている状況であり、作業報告書の体をなしていない。

請求内容が正しいこと及び業務が適切に履行されたことを確かめたうえで支出命令を行うために請求書等を添付するのであるから、その内容を確認することができる書類を添付すべきである。この点、作業報告書では、業務が適切に履行されたことを確かめることはできないため、添付書類として適切ではない。

受注者は、業務完了報告書を市に提出して、業務報告を行っているのであるから、支出命令書に添付すべきは対象期間に係る業務完了報告書であり、作業報告書ではない。また、受注者に対し不要な書類の作成及び提出を求めている状況となっていることも効率性の観点から解消すべきと考える。

市においては、支出命令書には作業報告書ではなく、業務完了報告書を添付するよう事務を改善する必要がある。

収支精算書の提出について【意見-20】

保育士・保育所支援センター事業委託費において、契約書第 10 条の規定に基づく実績報告書として、事業実施報告書と収支精算書が提出されている。

しかしながら、次のとおり、契約書第 10 条に収支精算書の提出は規定されていない。

契約書より抜粋(再掲)

(業務の報告及び検査)

第 10 条 受注者は、委託業務を完了したときは実施状況報告書を発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は実施状況報告書を受領後 10 日以内に検査しなければならない。

2 受注者は、事業完了後、事業内容(実施状況、開催日時・会場、参加人数等)を記載した実績報告書を提出しなければならない。

確かに、契約書第 11 条において、受注者は剰余金を返還しなければならないことから、剰余金の有無を確認する必要があり、そのためには収支精算書が必要である。

収支精算書の確実な提出を担保するためにも、収支精算書の提出が必要なことを契約書に明確に規定する必要がある。

使用貸借に係る書面の作成について【意見-21】

子ども・子育て支援制度事務室賃借料についての検証である。

事業概要に記載したとおり、けやき会館 4 階事務室を「子ども・子育て支援制度事務センター」として、市が公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「みどり公社」という。)よ

第4 外部監査の結果及び意見

り賃借している。

子ども・子育て支援制度事務センターでは、保育所・こども園等の支給認定申請の受付や、施設への助成金、補助金の手続などの保育事務全般を株式会社パソナへ委託している。すなわち、けやき会館 4 階事務室を株式会社パソナに使用貸借させている状況である。

市が賃借している物件を株式会社パソナに使用させることについては、賃貸人であるみどり公社も承諾しているとのことであるが、そのことを示す書面が作成されていない。

市がみどり公社と締結している契約書には、書面による意思表示として次の定めがある。

契約書より抜粋

第 14 条 本契約に基づき、賃貸人又は賃借人がなすべき通知又は承諾については、すべて書面によるものとする。ただし、賃貸人・賃借人双方が認めたものについては、この限りでない。

上記の定めにより、賃貸人・賃借人双方が認めた場合には、承諾についての書面は作成しなくともよいこととなっている。しかしながら、市が賃借している物件を市以外の者に使用貸借させていることについては、その妥当性を書面により明確化しておく必要性は高いと考える。

市は、賃借物件を株式会社パソナに使用させることについて、みどり公社より書面による承諾を得ておくことが望ましい。

4. 幼児教育・保育無償化事業

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	-	-	826,334	-
執行決算額	-	-	719,895	-
不用額	-	-	106,438	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
需用費	-	-	1,130	消耗品費
役務費	-	-	669	-
委託料	-	-	31,945	入力データ作業委託他
備品購入費	-	-	459	-
扶助費	-	-	685,690	私立幼稚園保育料 減免負担分他
合計	-	-	719,895	-

事業概要

幼児教育・保育無償化事業は、子育て世代の負担を軽減するために、幼稚園、保育所等の利用料を減免するものである。

幼稚園、保育所及び認定こども園を利用する児童は、原則、満3歳になった後の4月1日(幼稚園は入園できる時期に合わせて満3歳)から、小学校入学前までの3年間の利用料が無償化の対象となる。認可外保育施設を利用する児童は、「保育の必要性の認定」を受けている場合に無償化の対象となる。また、4月1日時点の年齢が0歳から2歳で住民税非課税世帯の児童も無償化の対象となる。

令和元年度の実績(扶助費)は、次表のとおりである。

表 62 令和元年度の実績(扶助費)

内訳	延対象者数 (人)	給付単価 (上限額)	実績額 (千円)
私立幼稚園保育料減免負担分	23,328	25,700	593,582
預かり保育利用者負担軽減事業	5,141	11,300	26,353
認可外保育施設保育料負担	1,809	37,000	64,955
一時保育利用料減免負担分	48	37,000	675
年度限定保育利用料減免分	6	42,000	120
病児・病後児保育事業	0	37,000	0
ファミリー・サポート・センター事業	2	37,000	6
合計	30,334		685,690

(市提出資料より監査人作成)

令和元年 5 月末に幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令が公布され、令和元年 10 月より幼児教育・保育無償化が実施となった。

幼児教育・保育の無償化に係る手続は、市から無償化対象施設の確認を受けた施設を、給付認定を受けた子ども(認定子ども)が利用した場合、保護者(認定保護者)からの請求を受けて市が給付する流れとなっている。ただし、私学助成園等・特別支援学校幼稚部の教育部分などの施設・事業を利用した場合は、施設・事業が保護者に代わり施設等利用費の請求を行うため、保護者からの請求は不要である。

施設等利用費のうち、預かり保育料や認可外保育施設等(ファミリー・サポート・センターを含む)の保育料は一旦施設等に利用料を支払い、後日市へ請求し、市から個人へ給付する「償還払い」となる。請求は四半期ごとに行い、請求月の翌月以降に支払われる。

具体的には、まず、保護者が園・事業者・援助会員に利用料を支払うと、園・事業者から「領収書」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」(ファミリー・サポート・センターの場合は「利用証明書」)(以下「領収書等」という。)が保護者に交付される。次に、保護者は、「子育てのための施設等利用費請求書」(以下「施設等利用費請求書」という。)に必要事項を記載し、交付された領収書等を添付し、預かり保育利用の場合は通園先に、認可外保育施設等(ファミリー・サポート・センターを含む)利用の場合は市に提出する。そして、市による施設等利用費請求書及び添付書類の審査を経て、2 カ月以内に保護者の口座に振り込まれる。

(2) 監査の結果

代理受領の明確化について【結果- 11】

施設等利用費請求書には、請求者名(保護者)のほか、振込先口座を記入することとなっている。

令和元年度(10 月～12 月分)の施設等利用費請求書を閲覧したところ、請求者名と振込先口座の口座名義人が異なるものが相当数あった。

本来、請求者名義の口座を振込先に指定すべきであり、請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状の提出を受けるなどして、代理受領について明確にしておく必要がある。

この点について、市は、異なる口座名義は配偶者や子どもであり、住所が同じであるから委任状の提出等は不要であるとの見解である。しかしながら、配偶者や子どもであるとしても、施設等利用費の受領を請求者以外の者に委任している以上は、委任状を徴取するなどして、その効力を明らかにしておく必要がある(民法 643 条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。)。

なお、近隣自治体の状況は次のとおりである。横浜市では、施設等利用費の振込先について、施設等利用費交付申請書兼請求書の口座名義人は認定保護者にするよう促しており、口座名義人を認定保護者以外の名義にする場合は、必ず委任状を記載の上、施設等利用費交付申請書兼請求書に添付して提出するよう求め、委任状の様式も指定している。町田市では、施設等利用費請求書の振込先は、請求者(認定保護者)名義の口座を

記入するよう指定している。

また、市の生活支援課ほかでは、請求書の振込先口座を記載する欄に、「請求者と振込先の口座名義人が異なる場合は、口座名義人を代理人とし、下記口座への振り込みをもって請求金の受領と認めます。」との記載があり、代理受領について明確にしている。

市は、施設等利用費請求書の振込先口座の口座名義人が請求者名(保護者)と異なる場合は、委任状を徴取するなどして、代理受領について明確にする必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. 教育・保育施設等助成費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	2,527,435	2,481,821	2,543,468	2,725,390
執行決算額	2,461,173	2,363,829	2,506,798	-
不用額	66,261	117,991	36,669	-

教育・保育施設等助成費のうち教育・保育施設運営助成について記載している。以下、同様。

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
委託料	2,208,939	1,744,333	1,491,567	扶助事業委託料
負担金 補助及び交付金	5,863	7,921	10,424	保育士宿舍借上げ 支援事業補助金他
扶助費	246,364	611,574	1,004,807	認定こども園・幼稚園運営助成
合計	2,461,173	2,363,829	2,506,798	-

事業概要

教育・保育施設運営助成は、特定教育・保育施設における児童及び職員の処遇向上を図るため、運営費の一部を助成するものである。本事業には、市単独加算の 1) 運営助成のほか、2) 保育士宿舍借上げ支援事業費補助金、3) 保育教諭資格取得支援事業が含まれている。

1) 運営助成

表 63 運営助成の加算項目

項目	
ア 児童処遇・管理費等加算	ク 保育認定子ども受け入れ加算
イ 保育士等加配加算	ケ 連携園加算
ウ パート保育士等雇用加算	コ 定員加算
エ 職員雇用費加算	サ アレルギー児対応加算
オ 嘱託医手当加算	シ 保育士等キャリアアップ研修代替職員雇用費加算
カ 定員外入所奨励費	ス 乳児保育対応加算
キ 事務費加算	

運営助成は、民間保育所に対する助成は「委託料」、認定こども園・幼稚園に対する助成は「扶助費」として支出している。

運営助成の対象(令和2年3月31日現在)は、130施設、合計定員16,012人である。運営助成の内容は、上表のとおり、児童処遇・管理費等加算のほか12種類の加算項目がある。運営助成に際し必要な事項は、民間保育所運営委託料交付要綱、幼保連携型認定

こども園加算給付費交付要綱、認定こども園・幼稚園加算給付費交付要綱と対象施設の種類ごとに規定している。以下では、民間保育所運営委託料交付要綱(以下「交付要綱」という。)の規定に基づいて記載する。

2) 保育士宿舍借上げ支援事業費補助金

保育士の人材確保及び離職防止を図るため、保育士のための宿舍を借り上げる保育施設の設置者に対し、家賃の一部を補助するものである。補助金の交付に際し必要な事項は、相模原市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱に規定している。

当該補助金の概要は、次表のとおりである。

表 64 保育士宿舍借上げ支援事業費補助金の概要

項目	内容
対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業 A 型
対象保育士	養成校の新卒者かつ自宅からの通勤時間が公共交通機関で概ね 1 時間以上
補助対象経費	家賃及び共益費(管理費)
補助上限額	72,000 円の 3/4 (54,000 円) が補助上限(1/4 は設置者負担)
令和元年度補助実績	23 戸(16 施設)

3) 保育教諭資格取得支援事業

幼保連携型認定こども園において保育教諭を確保し、もって子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進するため、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方のみ有する者が、特例措置により幼保連携型認定こども園において保育教諭として勤務している場合に、もう一方の資格取得に係る経費の一部を補助するものである。補助金の交付に際し必要な事項は、相模原市保育教諭確保のための資格取得支援事業補助金交付要綱に規定している。

当該補助金の概要は、次表のとおりである。

表 65 保育教諭確保のための資格取得支援事業費補助金の概要

項目	内容
受講料等	受講料等の額に 2 分の 1 を乗じて得た額で、100,000 円を上限
代替人件費	代替した日数(10 日間を上限とする。)に 6,790 円を乗じて得た額
令和元年度補助実績	2 施設(各施設 1 人ずつ)

(2) 監査の結果

児童処遇・管理費等加算(教材費加算)について【結果- 12】

運営助成の児童処遇・管理費等加算は、児童の処遇向上、幼児教育の充実並びに施設管理の改善等に要する経費で、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済への加入、施設賠償責任保険(上乘せ)への加入、尿検査の実施が加算要件となっている。

また、教材の購入等に要する経費についても、教材費加算分として、3 歳クラス以上に子ども一人あたり月額 1,000 円を加算している。しかしながら、次のとおり、交付要綱第 3 条別表第 2 は教材費加算について規定していない。

第4 外部監査の結果及び意見

交付要綱より抜粋

第3条

(6) 児童処遇・管理費等加算は、児童の処遇向上、幼児教育の充実並びに施設管理の改善等に要する経費とし、各月初日の入所児童数に応じ交付する。なお、交付を受ける保育所は、当該経費をもって、少なくとも別表第2に掲げる事務事業を実施しなければならない。

別表第2(第3条関係)

事務事業	事業内容
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済	在籍児童の加入・給付等の実施
施設賠償責任保険(上乘せ)	在籍児童1人当たり1事故1億5千万円以上又は総額15億円以上(民間社会福祉施設賠償責任保険に加入する事業者にとっては免責5,000万円以下、その他の事業者にとっては、免責3万円以下)の保険(担保条件:施設整備・生産物賠償)への加入
尿検査	在籍児童に対する年1回以上の実施

教材費加算は、平成29年度までは教材費加算という項目で、年額12,000円(5月一括払い)としていたが、平成30年度からは児童処遇・管理費等加算に統合し、月額1,000円(各月払い)に改正されている。市によると、次のとおり、交付要綱第4条別表第5(7)児童処遇・管理費等加算基準単価の基本額の差額1,000円(=3歳児から5歳児2,000円-0歳児から2歳児1,000円)が、教材費加算に該当するとのことである。

交付要綱より抜粋

第4条 前条に規定する委託料の交付額は、原則各月初日を基準として別表第5に定める算式により算定した額とし、月を単位として支払うものとする。(略)

別表第5(第4条関係)

(7)児童処遇・管理費等加算基準単価

定員区分	基本額(円)	加算額	合計
略	0歳児から2歳児・・・1,000円 3歳児から5歳児・・・2,000円	略	略

確かに、園長会での説明資料において、児童処遇・管理費等加算の対象経費に、3～5歳児1人あたり月額1,000円の教材購入費が明示されており、児童処遇・管理費執行報告書の報告事項として、教材費に係る購入品目及び購入額を示していることから、教材費加算(月額1,000円)が児童処遇・管理費等加算に含まれていることは事実といえる。

しかしながら、交付要綱上は教材費加算が明示されておらず、結果として教材費加算の根拠が不明な状況にある。

市においては、交付要綱別表第2に教材の購入を追加するなどして、教材費加算の根拠を明確にする必要がある。

消費税仕入控除税額報告書に係る規定の見直しについて【結果- 13】

保育士宿舍借上げ支援事業費補助金において、相模原市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱(以下「借上げ支援事業補助金交付要綱」という。)第 11 条で、消費税仕入控除税額報告書(第 1 号様式)を提出しなければならないと規定している。

相模原市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱より抜粋

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)
 第 11 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税仕入控除税額報告書(第 1 号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。(略)
 2 市長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

しかしながら、補助の対象となる経費は、宿舍の借上げに要する賃借料及び共益費又は管理費(当該交付要綱第 4 条)であるため、消費税法上、非課税取引である。つまり、消費税仕入控除税額が該当することはないため、借上げ支援事業補助金交付要綱の第 11 条は不要な規定であるといえる。

市は、借上げ支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定を見直す必要がある。

消費税仕入控除税額報告書の未提出について【結果- 14】

保育教諭資格取得支援事業において、次のとおり、相模原市保育教諭確保のための資格取得支援事業補助金交付要綱で、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 4 号様式)を提出しなければならないこととなっている。

相模原市保育教諭確保のための資格取得支援事業補助金交付要綱より抜粋

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)
 第 12 条 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 4 号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。
 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

しかしながら、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 4 号様式)が提出されていなかった。

なお、監査での指摘を受けて当該書類の提出を受けており、補助金返還相当額がないことを確認している。

市は、当該交付要綱に従い、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 4 号様式)を遅滞なく提出させる必要がある。

(3) 監査の意見

乳児保育対応加算について【意見- 22】

運営助成の乳児保育対応加算は、年度途中の保育需要に円滑に対応するための保育士の雇用の維持に要する経費であり、年 1 回 7 月に請求・支払いを行っている。

第4 外部監査の結果及び意見

13種類の加算項目のうち、毎月請求・支払いを行わない加算項目は、乳児保育対応加算のほか、連携園加算、アレルギー児対応加算、保育士等キャリアアップ研修代替職員雇用費加算である。これらの請求・支払時期については、次のとおり、交付要綱別表第5(1)の算式欄に規定されている。

交付要綱より抜粋

別表第5(第4条関係)

(1)委託料交付額

区分	基準単価	算式
連携園加算	(略)	基準単価×受入れ児童数 (請求・支払時期は9月及び3月)
アレルギー児対応加算	(略)	基準単価×9月初日の対象児童数 (請求・支払時期は11月)
保育士等キャリアアップ研修 代替職員雇用費加算	(略)	基準単価×受講延べ日数 (請求・支払時期は3月)
乳児保育対応加算	(略)	基準単価

しかしながら、乳児保育対応加算については、請求・支払時期が規定されていない。

市においては、乳児保育対応加算についても、連携園加算、アレルギー児対応加算、保育士等キャリアアップ研修代替職員雇用費加算と同様に、請求・支払時期を交付要綱上、明確にしておく必要がある。

6. 施設維持管理費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	188,073	194,663	200,219	209,599
執行決算額	173,722	184,104	187,775	-
不用額	14,350	10,558	12,443	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
需用費	81,411	85,100	80,379	光熱水費他
役務費	3,162	3,157	4,005	電話料他
委託料	40,380	46,125	52,817	施設等管理運営委託料他
使用料及び賃借料	46,953	47,950	48,801	土地賃借料他
負担金 補助及び交付金	1,815	1,770	1,770	その他負担金
合計	173,722	184,104	187,775	-

事業概要

施設維持管理費は、警備委託、一般廃棄物処理委託、浄化槽保守点検、環境衛生検査、産業廃棄物処理委託、園舎清掃業務委託、防犯カメラ設置委託、害虫等駆除、樹木剪定、ボイラー保守点検、建物定期点検、草刈りなど、公立保育園等の施設維持管理に係る経費である。

委託料、使用料及び賃借料の内訳は次表のとおりである。

表 66 委託料、使用料及び賃借料の内訳

(単位:千円)

節・細節	決算額	主な内容	
委託料	52,817		
施設等管理運営委託料	51,938	園舎清掃業務委託料 防犯カメラ設置委託料	4,379 10,006
事務作業等委託料	745	建物定期点検	
維持補修委託料	134	草刈り	
使用料及び賃借料	48,801		
土地賃借料	2,806	園駐車場土地賃借料	
テレビ受信料	175		
その他使用料及び賃借料	45,819	津久井保育園賃貸借料 相模湖こども園賃貸借料	17,666 21,613

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

業者選定過程の記録について【意見- 23】

園舎清掃業務委託及び防犯カメラ設置委託は、指名競争入札によっている。

指名競争入札の指名業者数については、相模原市契約規則及び相模原市競争入札参加者選定基準に、次のとおり規定されている。

相模原市契約規則より抜粋

(指名競争入札の参加者の指名等)

第24条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条第2項の名簿に登載された者のうちから、契約の種類及び金額に応じ市長が別に定める基準に基づき参加者を指名しなければならない。
2 前項の規定により指名する場合は、原則として3人以上の者を指名しなければならない。

相模原市競争入札参加者選定基準より抜粋

設計金額	選定業者数(者)
250万円超 1,000万円未満	7～10
1,000万円以上 3,000万円未満	8～11
3,000万円以上 6,000万円未満	9～12
6,000万円以上 1億円未満	11～19

園舎清掃業務委託では6者指名しており、防犯カメラ設置委託では4者指名している。両委託とも、3者以上を指名しているため、相模原市契約規則第24条第2項の規定を満たしている。一方、両委託とも設計金額が250万円超 1,000万円未満であるため、相模原市競争入札参加者選定基準によれば選定業者数は7～10者となるが、当該要件は満たしていない。

相模原市競争入札参加者選定基準の選定業者数は「業務の種類や特性によりこの限りではないため、適正な業者数を選定する」とこととされているため、当該要件を満たさずとも問題はない。しかしながら、当該要件を満たさない以上は、選定過程を明確にしておくことが求められる。

業者選定にあたっては、契約システムに登録している業種でコード分けを行い、市内業者を優先に実績等を勘案するとともに、毎年度同じ業者に偏らないように考慮するなどして、業者を絞り込んでいるとのことであった。

このような選定過程を経て業者を決定していることに問題はないと考えるが、入札経過表等の文書からは選定過程が不明である。

市は、業者選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程を記録、保管しておくことが望ましい。

7. 施設維持補修費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	23,620	92,161	83,916	63,031
執行決算額	23,616	92,026	83,898	-
不用額	3	134	17	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
需用費	23,616	92,026	83,898	施設修繕料

事業概要

施設維持補修費は、建替や大規模改修を実施するまでの間、「相模原市保育所等に係る修繕方針(平成 29 年 9 月)」に基づく修繕や緊急修繕に係る経費である。

令和元年度の施設維持補修費執行決算額は、大沢保育園の外壁等改修と屋上舗装等修繕が 17,748 千円で、全体の 2 割強を占めているが、相模原市保育所等に係る修繕方針に掲載されていない。これは、相模原市は令和元年度末に長寿命化計画を策定しているが、長寿命化計画を検討する段階で緊急性が高いと判断されたため、予算計上したものである。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

業者選定過程の記録について【意見- 24】

大沢保育園屋上塗装等修繕 15,290 千円は、指名競争入札によっている。

指名競争入札の指名業者数については、次のとおり規定されている。

相模原市契約規則より抜粋(再掲)

(指名競争入札の参加者の指名等)

第 24 条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条第 2 項の名簿に登録された者のうちから、契約の種類及び金額に応じ市長が別に定める基準に基づき参加者を指名しなければならない。

2 前項の規定により指名する場合は、原則として 3 人以上の者を指名しなければならない。

第4 外部監査の結果及び意見

相模原市競争入札参加者選定基準より抜粋(再掲)

設計金額	選定業者数(者)
250万円超 1,000万円未満	7～10
1,000万円以上 3,000万円未満	8～11
3,000万円以上 6,000万円未満	9～12
6,000万円以上 1億円未満	11～19

大沢保育園屋上塗装等修繕では5者指名している。3者以上を指名しているため、相模原市契約規則第24条第2項の規定を満たしている。一方、設計金額が1,000万円超3,000万円未満であるため、相模原市競争入札参加者選定基準によれば選定業者数は8～11者となるが、当該要件は満たしていない。

相模原市競争入札参加者選定基準の選定業者数は「業務の種類や特性によりこの限りではないため、適正な業者数を選定することとされているため、当該要件を満たさずとも問題はない。しかしながら、当該要件を満たさない以上は、選定過程を明確にしておくことが求められる。

業者選定にあたっては、契約システムに登録している業種でコード分けを行い、市内業者を優先に実績等を勘案するとともに、毎年度同じ業者に偏らないように考慮するなどして、業者を絞り込んでいるとのことであった。

このような選定過程を経て業者を決定していることに問題はないと考えるが、入札経過表等の文書からは選定過程が不明である。

市は、業者選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程を記録、保管しておくことが望ましい。

・児童相談所

1. 児童相談所運営費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	160,726	167,915	173,006	156,080
執行決算額	153,425	160,630	166,694	-
不用額	7,300	7,284	6,311	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
報酬	47,237	50,615	49,425	児童指導員報酬他
共済費	7,071	7,682	7,622	児童指導員社会保険料他
賃金	10,715	10,263	10,781	臨時主事賃金他
報償費	0	0	54	-
旅費	3,072	3,336	3,557	児童指導員通勤費他
需用費	19,130	23,051	23,459	光熱水費他
役務費	3,567	3,177	2,765	電話料他
委託料	47,783	46,739	48,311	給食調理業務委託他
使用料及び賃借料	13,913	14,179	15,025	別館リース料他
備品購入費	726	1,511	3,287	書類整理用備品購入他
負担金、補助及び 交付金	36	36	2,346	児童グループケア施設設置費補助金
扶助費	170	24	58	-
公課費	0	13	0	-
合計	153,425	160,630	166,694	-

事業概要

児童に関する専門的な相談や一時保護、施設入所措置等を実施する児童相談所の運営及び施設管理等に要した経費及び児童虐待等により家庭での養育が困難な児童を一時的に保護する(児童相談所)一時保護所の運営に要した経費である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

タクシー利用に係る契約書について【意見- 25】

要保護児童の施設への移送や受診のためにタクシーを利用することがある。令和元年度の年間の使用回数は 673 回、使用料総額は 2,346 千円で、これは使用料及び賃借料 15,025 千円に含まれている。

タクシーの利用にあたって相模原市は、平成 22 年 4 月 1 日付で、18 のタクシー事業者とそれぞれ別個に相模原市児童相談所におけるタクシーの利用に係る契約(以下「タクシー利用契約」という。)を締結している。

タクシー利用契約書は 18 事業者とも同一内容となっている。その第 8 条では、契約期間を平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとしており、契約期間満了の日までに相模原市またはタクシー事業者が契約解除の通知をしなかったときは、契約は自動更新されるとしている。これまで、相模原市及びタクシー事業者のいずれからも契約解除の通知は発出されておらず、そのため、18 者とも平成 22 年 4 月 1 日付の契約書が現在まで引き継がれている。

平成 22 年 4 月 1 日付の契約書がそのまま引き継がれていることから、タクシー利用契約書には、「暴力団等排除に係る発注者の解除権」や「暴力団等からの不当介入の排除」など、近年契約書に盛り込むべきとされている項目が盛り込まれていない。

タクシー利用契約書については一度、内容の見直しを行うことが望ましい。

青少年学習センター

1. 青少年学習センター維持管理費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算現額	18,282	19,448	27,888	24,397
執行決算額	18,150	19,005	27,357	-
不用額	132	442	531	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
需用費	4,623	5,306	5,008	光熱水費他
役務費	331	333	316	-
委託料	7,695	7,866	16,314	施設等清掃委託他
使用料及び賃借料	5,499	5,499	5,499	青少年学習センター用地賃借料
備品購入費	-	-	218	-
合計	18,150	19,005	27,357	-

青少年学習センターの概要

青少年学習センターは、青少年に交流と活動の場を提供し、青少年の健全な育成を図るための施設である。

青少年学習センターでは、青少年団体の研修、交流、青少年団体指導者の養成、青少年の出会いとコミュニケーションを目的とした各種の主催事業を実施している。また、青少年活動に支障がない場合は、一般団体の利用もできる。

表 67 青少年学習センターの基本情報

項目	内容
所在地	〒252-0207 中央区矢部新町 3-15
開館(所・園)時間	午前 9 時から午後 10 時まで
敷地面積	4,505.86 平方メートル
建築面積	982.03 平方メートル
延床面積	1,690.01 平方メートル
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
利用できる団体	<p>【市内の青少年団体】 青少年を主たる構成員として、自主的に活動を行っている概ね 10 人以上の団体 市内在住、在勤、在学の青少年が構成員の 3 分の 2 以上を占める団体</p> <p>【一般団体】 上記以外の団体で市長が適当と認めた団体</p>

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容		
主な施設	1階	ロビー	広さ 428 平方メートル 設備 さがみはらネットワークシステム端末 ほか各種チラシ・ポスター等展示スペース
		ホール	広さ 428 平方メートル 利用人数 250 人 設備 照明・音響設備、ロールバックチェア、ピアノ、ホワイトボード
	中2階	青少年団体室	広さ 46 平方メートル
	2階	和室	広さ 46 平方メートル 利用人数 30 人 座布団、囲碁、将棋セット
		音楽室	広さ 75 平方メートル 利用人数 30 人 設備 机、椅子、ピアノ、黒板
		大会議室	広さ 75 平方メートル 利用人数 54 人 設備 机、椅子、ピアノ、黒板
	3階	中会議室	広さ 61 平方メートル 利用人数 36 人 設備 机、椅子、イーゼル、電気炉、黒板、ホワイトボード
		講習室	広さ 61 平方メートル 利用人数 30 人 設備 机、椅子、イーゼル、ホワイトボード
		小会議室1	広さ 37 平方メートル 利用人数 18 人 設備 机、椅子、黒板
		小会議室2	広さ 37 平方メートル 利用人数 14 人 設備 机、椅子、黒板

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

指名業者の選定について【意見- 26】

市は、相模原市立青少年学習センター樹木剪定伐採業務を委託している。

委託事業者は指名競争入札により決定しており、指名競争入札の実施結果は次のとおりである。

表 68 指名競争入札の実施結果

No.	入札業者名	所在地	入札額(千円)	結果
1	(株)大萩造園	中央区富士見	3,000	落札
2	(株)座間緑園土木	南区下溝	3,170	
3	(株)植光造園	中央区上溝	3,180	
4	(株)田口園芸	中央区横山台	3,200	
5	(株)植藤	南区新戸	3,190	

当業務委託は、設計時の参考見積を(株)大萩造園に依頼しており、その金額は3,000千円(税抜)であった。入札結果は上表のとおりであり、参考見積を提出した事業者が同額で落札している。

各指名業者の入札額を比較すると、落札者以外は3,170千円、3,180千円、3,190千円、3,200千円と1万円ずつ増加しており、この結果だけを見ると、競争性が十分に働いているのか疑問の残るところである。

本委託業務については、指名者数を増やすことや、見積書を複数者から徴取する、指名業者の所在地条件を広げるなど、競争性をより働かせるための対応を図っていく必要がある。

総合管理委託等の検討について【意見-27】

青少年学習センターでは、施設等管理運営委託として18件の委託契約を締結しており、うち12件は施設設備関連の契約で、その内訳は次表のとおりである。

表 69 施設設備関連の契約

(単位:千円)

No.	名称	受託者	選考方法	決算額
1	自家用電気工作物保守管理委託	(有)久間電気管理事務所	見積合せ	266
2	受水槽・高架水槽清掃委託	(株)タカチホ産業	一者随意契約	66
3	空調機点検委託	(株)タカチホ産業	見積合せ	282
4	消防用設備点検委託	(株)カワゾエ	見積合せ	209
5	施設等清掃委託	(株)タカチホ産業	入札	4,804
6	エレベーター保守点検委託	ダイコー(株)横浜支店	一者随意契約	301
7	自動ドア保守点検委託	フルテック(株)横浜支店	一者随意契約	119
8	舞台照明・吊物設備点検委託	丸茂電気(株)	一者随意契約	361
9	警備委託	相模警備保障(株)	一者随意契約	531
10	電気移動式観覧席点検委託	KSS(株)	一者随意契約	211
11	施設内害虫等駆除業務委託	相模トライアム(株)	一者随意契約	74
12	建築設備定期点検	さがみビルメンテナンス協同組合	一者随意契約	99

この12件はすべて個別に受託者と契約を結んでおり、入札等の事業者選考も個別に行われている。

施設設備の維持管理には総合管理委託という契約形態が存在する。総合管理委託では、現在個別に行われている委託契約の全部または一部が1つの契約に集約化されるため、業務発注に係る事務手続の削減が見込まれる。また、契約ごとの予算規模が大きくなるため、随意契約から競争入札に変更することにより活発な価格競争が期待される。

一方では、複数業務を実施できない小規模の地元企業は排除される可能性や、今まで

第4 外部監査の結果及び意見

市職員が行っていた管理業務も含めて委託されることにより契約額が増加することも想定される。

いずれにしても、青少年学習センターを最小のコストで最大の効果を得て維持管理するために、12件の委託契約のうち同一の契約にまとめられるものはないか、あるいは総合管理委託を導入する余地はないかなどを検討することが望ましい。また、検討にあたっては、単年度契約から長期契約への変更のように、どのような対応を図ればスケールメリットが発揮できるか、さらに、変更の時期はいつにすべきか等を慎重に検討することが望ましい。

・陽光園

1. 陽光園運営費

(1) 概要

事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算	90,128	89,027	85,139	52,792
決算	80,711	79,453	75,573	-
不用額	9,417	9,574	9,565	-

(単位:千円)

節科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	主な内容
報酬	6,544	4,730	4,730	嘱託医報酬他
共済費	94	397	382	-
賃金	30,864	26,893	24,663	保育士医療型児童 発達支援センター 業務補助賃金他
報償費	831	754	833	-
旅費	223	225	219	-
需用費	6,464	4,153	4,180	消耗品他
役務費	708	566	545	-
委託費	33,759	38,220	34,311	通園バス運行管 理業務委託他
使用料及び賃借料	381	462	683	-
備品購入費	678	2,926	4,867	視線計測装置他
負担金 補助及び交付金	81	80	112	-
公課費	78	40	44	-
合計	80,711	79,453	75,573	-

陽光園の概要

陽光園は、発達や障害に関する相談や自立と社会参加のための援助を行うとともに、家庭と関係機関等と連携を図りながら、総合的な支援を行うことを目的に設置された。

陽光園には、発達や障害に関わる相談を行う「療育相談室」、児童発達支援及び治療を行う「医療型児童発達支援センター」、発達障害支援に関する専門機関である「発達障害支援センター」がある。

職員は、社会福祉職、保育士、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士など多くの専門職種が配置されている。

第4 外部監査の結果及び意見

表 70 陽光園(相模原市立療育センター)の基本情報

項目	内容
所在地	〒252-0226 中央区陽光台 3-19-2
開館(所・園)時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
休館(所・園)日	土曜日、日曜日、祝日 年未年始(12月29日から1月3日まで)
敷地面積	6,060.60 平方メートル
延床面積	3,289.78 平方メートル
主な施設	療育相談室 医療型児童発達支援センターひだまり(旧 第二陽光園) 発達障害支援センター

表 71 陽光園運営費の事業概要

項目	内容
療育相談室	発達及び障害に対する相談・判定や機能訓練、児童発達支援事業等を通し、発達に必要な支援を行うとともに、障害児者の相談支援の充実を図るため、障害児等療育支援事業、障害者相談支援事業を実施している。 療育相談室には次の分室がある。 ・南療育相談室(南子育て支援センター療育相談班) ・緑療育相談室(緑子育て支援センター療育相談班) ・津久井療育相談室(緑子育て支援センター療育相談班津久井担当) ・相模湖療育相談室(緑子育て支援センター療育相談班 相模湖担当) ・藤野療育相談室(緑子育て支援センター療育相談班 藤野担当)
医療型児童発達支援センター	就学前の肢体不自由児等が通園する医療型児童発達支援センターとして、機能訓練を行うとともに、生活の自立や社会性の発達を目指した療育を行っている。
発達障害支援センター	発達障害者及びその家族に対する専門的な相談支援及び発達・就労支援並びに関係機関に対する情報提供、研究及び連絡調整を行うとともに、市民に対する普及・啓発を実施している。
おもちゃライブラリー	障害児者の身体的能力・感覚・言語・刺激等を促すためのおもちゃや障害に対する知識・理解を深めるための専門書等の貸出を行っている。
共通運営費	陽光園全体の運営に係る共通経費である。

医療型児童発達支援センター

陽光園には、医療型児童発達支援センター「ひだまり」が設置されている。

医療型児童発達支援センターの概要は次表のとおりである。

表 72 医療型児童発達支援センターの概要

項目	内容
根拠法令等	児童福祉法第 43 条第 2 号、市療育センター条例第 3 条
沿革	昭和 50 年度 心身障害者訓練センター陽光園に肢体不自由児通園施設として設置 平成 24 年度 児童福祉法の改正に伴い、医療型児童発達支援センターに移行
設置目的	児童福祉法第 43 条第 2 号に規定する日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療をすること。
対象者	就学前の肢体不自由のある児童や発達遅滞によって運動機能に遅れのある児童

項目	内容	
利用定員	40名	
療育内容	整形外科医診察 理学療法 作業療法 言語療法	療育活動 ムーブメント療法 保護者支援

(市提供資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

通園バスの委託契約の見直しについて【意見- 28】

陽光園は肢体不自由のある児童が通所しているため通園バスを運行している。

通園バスは2台あり、それぞれ南と北の2コースを運行している。2台は黄バス、赤バスとよばれており、それぞれ別の事業者と運行管理業務委託契約(以下「通園バス契約」という。)を締結している。

通園バス契約の概要は次表のとおりである。

表 73 通園バス契約の概要

項目	黄バス	赤バス
受託者	神奈川中央交通東(株)	山口自動車(株)
受託者所在地	神奈川県平塚市八重咲町	相模原市中央区下九沢
バスの定員	28人	42人
バスの初度登録	平成20年1月	平成21年1月
令和元年度見積額	5,180千円(税抜き) 1	7,634千円(税込み) 1
令和2年度見積額	7,668千円(税込み) 2	7,664千円(税込み) 2
令和元年度支払額	4,913千円(税込み) 3	6,709千円(税込み) 3

- 1 運行日数に単価を乗じた額で計算
- 2 各運行日の運行台数及び業務委託を実施した日数を乗じた額で計算
- 3 令和2年3月はコロナ禍の影響で閉園している

(市提供資料より監査人が作成)

通園バスの利用状況は次表のとおりである。

表 74 令和元年度の通園バス乗車の概要

	黄バス (契約者3人・座席数28)		赤バス (契約者3人～6人・座席数42)	
	片道の乗車回数(回)	乗車率(%)	片道の乗車回数(回)	乗車率(%)
4月	42	50	43	51
5月	81	71	63	55
6月	75	62	81	61
7月	70	53	68	39
8月	34	47	52	54
9月	45	39	65	43
10月	94	78	83	52

第4 外部監査の結果及び意見

	黄バス (契約者3人・座席数28)		赤バス (契約者3人～6人・座席数42)	
	片道の乗車回数(回)	乗車率(%)	片道の乗車回数(回)	乗車率(%)
11月	72	60	78	49
12月	95	83	66	51
1月	88	82	78	51
2月	70	65	66	38
3月	0	0	0	0
合計	766	63	743	50

乗車回数:片道を1回と数え、延べ乗車回数

乗車率:契約者の療育日数×往復を分母とし、延べ乗車回数を分子として出した数字

(市提供資料より監査人が作成)

通園バスの乗車率をみると、黄バスは9月の39%が最も低く、12月の83%が最も高い。赤バスは2月の38%が最も低く、6月の61%が最も高い。

通園バスの契約者数は、黄バスが座席数(運転手席・補助席含む)28席に対して3人で、赤バスが座席数42席に対して3人～6人である。座席数に比べ契約者数が非常に少なく、乗車率も決して高いとはいえない。

肢体不自由のある児童が通所することを踏まえても、現在の乗車率をみる限り、現在のサービス水準を維持したうえでコストを削減する余地がないかを検討する必要性はあると考える。

コストの削減を図るためには、2台で運行している状況を1台で運行することの可否や、現状の運行ルートや運行時間帯を見直す余地があるかを検討する必要がある。

市においては、通園バスについて、より少ないコストで最大の成果を得られるよう、検討する必要がある。

委託料の精算について【意見-29】

市は、発達障害支援センター就労支援事業を外部に委託している。

委託契約の概要は次表のとおりである。

表75 発達障害支援センター就労支援事業業務委託の概要

項目	内容
件名	発達障害支援センター就労支援事業業務委託
契約金額	15,125千円
履行期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
事業者名	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

契約書では、委託業務の範囲や業務実施後の報告などを次のように規定している。

業務委託契約書より抜粋

(委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)相談事業

ア 発達障害者及びその家族に対する就労に関する相談、指導及び情報提供

イ 事業主に対する雇用に関する相談及び助言

(2)就労援助事業
ア 発達障害者の就労の職域拡大のための企業開拓
イ 発達障害者及び事業主に対する採用面接における助言及び実習期間における指導助言
(3)発達障害者の就労に関する啓発活動
(4)前3号に掲げるもののほか、発達障害者の就労及び雇用に ilişkinに必要な支援 (委託料の他用途使用等の禁止)
第4条 受注者は、委託料を委託業務の目的に沿った事業経費以外に使用することができないものとする。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。
(委託業務の従事者等)
第5条 受注者は、委託業務に従事する者の氏名を、履歴書を添えてあらかじめ発注者に報告しなければならない。
2 受注者は、前項に掲げる者に変更がある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。
(委託料の精算)
第6条 受注者は、発注者より支払いを受けた委託料について、委託業務の実施後速やかに精算を行い、残金が生じたときは、発注者に返還しなければならない。
(委託業務の報告)
第7条 受注者は、委託業務の実施後速やかに、別に定める事業実施報告書を提出し、発注者の検収を受けなければならない。
(調査等)
第8条 発注者は、委託業務の適正かつ確実な実施を期するために必要があると認めるときは、委託業務に関する書類その他の記録を検査し、又は委託業務等について実地調査することができる。

契約書をみると、第2条で業務範囲を明確に規定し、第4条で委託料の他用途使用を禁止している。さらに第5条では実施する従事者を明確にしたうえで、第6条において精算の規定を置いている。また、第8条では、業務を確実に実施するために調査に関する規定も置かれている。

令和元年度の業務委託料は精算が行われている。収支予算と精算明細を比較すると次表のとおりである。

表 76 発達障害支援センター就労支援事業業務委託の収支予算と精算明細の比較 (単位:千円)

項目	収支予算	精算明細	差引	備考
収入	15,125	15,125	0	
人件費	13,413	14,445	1,032	職員2名
福利厚生費	23	20	2	
旅費交通費	45	57	12	出張経費
研修研究費	40	-	40	
通信運搬費	140	141	1	
手数料	13	8	4	
保険料	18	16	1	
賃借料	44	38	5	PCリース
租税公課	1,375	240	1,135	消費税
保守料	14	10	3	PCウイルスソフト
支出合計	15,125	14,977	147	
差引	0	147	147	

(市提供資料より監査人が作成)

第4 外部監査の結果及び意見

差引欄をみると、大きく増減しているのが人件費と租税公課ということが読み取れる。人件費は予算と比較し実際には1,000千円以上も多く支出しており、租税公課は予算と比較して1,135千円減少している。

陽光園では、これらの原因について、人件費については、専任担当職員がベテラン職員に変更されたこと、租税公課については、計算方式が昨年と比べ、全事業の按分から算出するように変わる旨の説明を受けていたが、契約書第8条にあるとおり、委託業務の適正かつ確実な実施を期するために必要があると認められるため、市は、委託業務に関する書類その他の記録を検査する必要がある。

さらに、第4条では、「受注者は、委託料を委託業務の目的に沿った事業経費以外に使用することができないものとする。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。」と規定されているため、当規定が遵守されていることを確認する必要がある。すなわち、担当職員が当業務の専任であるならば、人件費に当該職員への給与支給額の全額が計上されていなければならないし、他の業務を兼任しているのであれば、当該職員への給与支給額が合理的な基準で他の業務と按分され、当業務に掛かった分だけが計上されていなければならない。

租税公課やその他の支出についても同様であるが、精算を行うにあたっては、収入と支出を精算対象と対象外で明確に分類できなければ正確な計算はできず、さらに明確に区分できていることが受注者の決算書や補助資料で確認できる状況となっている必要がある。

また、第6条では、「残金が生じたときは、発注者に返還しなければならない。」と規定されている。これは、当業務における相談事業や就労援助事業は相談対象者数により業務量が増減するが、相談対象者数は発注者及び受注者の裁量で増減することができないため、仮に相談対象者が予定した数を大きく下回り、予算を消化できなかった場合には残金を返還する旨の規定である。

しかしながら、この規定に従えば、受注者の努力により業務の効率化が図られ、その結果として残金が生じた場合にも発注者である市への返還が生じることとなる。一方、相談対象者数が予定より多く、予算内では業務が終了しなかった場合は、予算を上回った額を受注者が受領する仕組みはないため、その場合、受注者の負担は増加することになる。

精算についてはこのような問題を含んでいるため、委託費精算の可否や精算方法、チェック方法等を再検討する必要がある。

参考情報

表 77 総人口と年少人口の増減比較(令和2年1月1日現在と平成23年1月1日現在)

-	団体名	総人口(人)			0～14歳人口(人)		
		H23.01.01	R02.01.01	増減	H23.01.01	R02.01.01	増減
1	横浜市鶴見区	272,444	292,975	20,531	35,555	37,093	1,538
2	横浜市神奈川区	233,337	245,036	11,699	26,812	27,250	438
3	横浜市西区	94,860	103,985	9,125	9,905	11,448	1,543
4	横浜市中区	145,964	149,910	3,946	15,199	15,211	12
5	横浜市南区	196,226	195,482	▲ 744	21,578	19,472	▲ 2,106
6	横浜市保土ヶ谷区	206,407	205,939	▲ 468	25,108	22,159	▲ 2,949
7	横浜市磯子区	162,803	166,347	3,544	19,506	19,599	93
8	横浜市金沢区	208,969	198,054	▲ 10,915	26,529	21,928	▲ 4,601
9	横浜市港北区	329,868	353,620	23,752	41,111	43,003	1,892
10	横浜市戸塚区	274,186	280,733	6,547	39,342	36,600	▲ 2,742
11	横浜市港南区	221,187	213,751	▲ 7,436	28,324	23,789	▲ 4,535
12	横浜市旭区	251,013	245,127	▲ 5,886	31,877	28,249	▲ 3,628
13	横浜市緑区	177,639	182,495	4,856	25,904	23,267	▲ 2,637
14	横浜市瀬谷区	126,859	122,004	▲ 4,855	18,267	14,516	▲ 3,751
15	横浜市栄区	124,919	119,612	▲ 5,307	16,549	13,582	▲ 2,967
16	横浜市泉区	155,725	151,830	▲ 3,895	21,647	17,967	▲ 3,680
17	横浜市青葉区	304,606	310,387	5,781	46,410	39,400	▲ 7,010
18	横浜市都筑区	202,010	212,642	10,632	36,639	32,340	▲ 4,299
19	川崎市川崎区	217,372	233,004	15,632	25,437	25,714	277
20	川崎市幸区	154,718	170,775	16,057	19,549	22,265	2,716
21	川崎市中原区	233,992	261,950	27,958	29,872	33,784	3,912
22	川崎市高津区	217,641	233,262	15,621	29,543	29,520	▲ 23
23	川崎市多摩区	213,588	220,015	6,427	25,512	23,258	▲ 2,254
24	川崎市宮前区	219,054	232,533	13,479	32,689	29,136	▲ 3,553
25	川崎市麻生区	170,007	180,107	10,100	23,345	23,164	▲ 181
26	相模原市緑区	176,716	170,464	▲ 6,252	23,144	19,357	▲ 3,787
27	相模原市中央区	266,995	272,228	5,233	36,758	32,948	▲ 3,810
28	相模原市南区	274,610	280,104	5,494	33,819	31,651	▲ 2,168
29	横須賀市	417,788	393,025	▲ 24,763	51,575	41,882	▲ 9,693
30	平塚市	260,642	257,713	▲ 2,929	34,455	29,674	▲ 4,781
31	鎌倉市	174,360	172,293	▲ 2,067	21,013	19,690	▲ 1,323
32	藤沢市	410,427	434,769	24,342	56,737	57,126	389
33	小田原市	198,256	190,022	▲ 8,234	25,312	21,024	▲ 4,288
34	茅ヶ崎市	235,477	242,012	6,535	32,870	31,445	▲ 1,425
35	逗子市	58,321	56,969	▲ 1,352	7,147	6,613	▲ 534
36	三浦市	48,296	42,308	▲ 5,988	5,100	3,580	▲ 1,520
37	秦野市	170,069	164,961	▲ 5,108	21,244	18,145	▲ 3,099
38	厚木市	224,327	224,536	209	30,630	26,617	▲ 4,013
39	大和市	228,588	237,894	9,306	30,397	29,273	▲ 1,124
40	伊勢原市	101,095	102,054	959	13,781	11,815	▲ 1,966
41	海老名市	127,805	134,073	6,268	18,215	17,543	▲ 672
42	座間市	129,591	130,655	1,064	16,913	14,954	▲ 1,959
43	南足柄市	44,017	41,685	▲ 2,332	6,012	4,724	▲ 1,288
44	綾瀬市	83,335	84,484	1,149	11,994	11,097	▲ 897

(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

第4 外部監査の結果及び意見

表 78 総人口と年少人口の増減率比較等(令和2年1月1日現在と平成23年1月1日現在)

	団体名	増減率		年少人口割合		年齢不詳人口	
		総人口	年少人口	H23.01.01	R02.01.01	H23.01.01	R02.01.01
1	横浜市鶴見区	7.5%	4.3%	13.2%	12.8%	2,144	2,192
2	横浜市神奈川区	5.0%	1.6%	11.6%	11.2%	1,821	2,350
3	横浜市西区	9.6%	15.6%	10.6%	11.1%	1,223	1,013
4	横浜市中区	2.7%	0.1%	11.0%	10.3%	7,610	2,893
5	横浜市南区	▲0.4%	▲9.8%	11.1%	10.0%	1,423	1,485
6	横浜市保土ヶ谷区	▲0.2%	▲11.7%	12.2%	10.8%	1,108	1,528
7	横浜市磯子区	2.2%	0.5%	12.0%	11.9%	638	977
8	横浜市金沢区	▲5.2%	▲17.3%	12.8%	11.1%	1,120	984
9	横浜市港北区	7.2%	4.6%	12.5%	12.2%	2,230	2,420
10	横浜市戸塚区	2.4%	▲7.0%	14.4%	13.1%	591	1,127
11	横浜市港南区	▲3.4%	▲16.0%	12.8%	11.2%	34	625
12	横浜市旭区	▲2.3%	▲11.4%	12.7%	11.6%	595	632
13	横浜市緑区	2.7%	▲10.2%	14.6%	12.8%	238	848
14	横浜市瀬谷区	▲3.8%	▲20.5%	14.4%	11.9%	258	411
15	横浜市栄区	▲4.2%	▲17.9%	13.3%	11.4%	274	449
16	横浜市泉区	▲2.5%	▲17.0%	13.9%	11.9%	542	386
17	横浜市青葉区	1.9%	▲15.1%	15.3%	12.8%	302	1,405
18	横浜市都筑区	5.3%	▲11.7%	18.5%	15.3%	3,759	803
19	川崎市川崎区	7.2%	1.1%	11.9%	11.1%	2,735	2,384
20	川崎市幸区	10.4%	13.9%	12.8%	13.4%	1,454	4,054
21	川崎市中原区	11.9%	13.1%	12.9%	13.1%	2,644	3,364
22	川崎市高津区	7.2%	▲0.1%	13.7%	12.8%	2,037	3,157
23	川崎市多摩区	3.0%	▲8.8%	12.1%	10.7%	2,628	3,138
24	川崎市宮前区	6.2%	▲10.9%	15.0%	13.8%	1,410	21,176
25	川崎市麻生区	5.9%	▲0.8%	13.8%	13.0%	1,195	1,347
26	相模原市緑区	▲3.5%	▲16.4%	13.2%	11.4%	879	1,207
27	相模原市中央区	2.0%	▲10.4%	13.9%	12.2%	1,706	2,307
28	相模原市南区	2.0%	▲6.4%	12.4%	11.4%	1,834	2,555
29	横須賀市	▲5.9%	▲18.8%	12.3%	10.7%	1	1,443
30	平塚市	▲1.1%	▲13.9%	13.2%	11.6%	90	1,822
31	鎌倉市	▲1.2%	▲6.3%	12.1%	11.5%	78	357
32	藤沢市	5.9%	0.7%	13.8%	13.1%	5	191
33	小田原市	▲4.2%	▲16.9%	12.8%	11.1%	703	1,223
34	茅ヶ崎市	2.8%	▲4.3%	14.0%	13.0%	602	770
35	逗子市	▲2.3%	▲7.5%	12.3%	11.6%	3	181
36	三浦市	▲12.4%	▲29.8%	10.6%	8.5%	29	22
37	秦野市	▲3.0%	▲14.6%	12.6%	11.1%	1,012	1,421
38	厚木市	0.1%	▲13.1%	13.7%	11.9%	681	1,127
39	大和市	4.1%	▲3.7%	13.5%	12.4%	2,844	1,422
40	伊勢原市	0.9%	▲14.3%	13.7%	11.7%	185	683
41	海老名市	4.9%	▲3.7%	14.3%	13.1%	361	492
42	座間市	0.8%	▲11.6%	13.1%	11.6%	678	1,293
43	南足柄市	▲5.3%	▲21.4%	13.7%	11.4%	27	66
44	綾瀬市	1.4%	▲7.5%	14.4%	13.2%	103	402

(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

表 79 就学前児童人口

(単位:人)

項目	H27	H28	H29	H30	R01	
相模原市 全域	0歳	5,661	5,261	5,289	5,191	5,069
	1歳	5,772	5,535	5,268	5,395	5,220
	2歳	5,914	5,610	5,549	5,267	5,351
	3歳	5,957	5,734	5,577	5,547	5,281
	4歳	5,949	5,768	5,718	5,550	5,510
	5歳	5,946	5,854	5,746	5,681	5,559
	合計()	35,199	33,762	33,147	32,631	31,990
緑区	0歳	1,327	1,202	1,223	1,144	1,132
	1歳	1,397	1,280	1,183	1,223	1,167
	2歳	1,454	1,332	1,263	1,171	1,217
	3歳	1,409	1,404	1,308	1,266	1,180
	4歳	1,393	1,374	1,389	1,272	1,252
	5歳	1,459	1,367	1,360	1,377	1,268
	合計()	8,439	7,959	7,726	7,453	7,216
中央区	0歳	2,121	1,992	2,013	1,977	1,942
	1歳	2,262	2,143	2,026	2,065	1,996
	2歳	2,241	2,233	2,175	2,058	2,061
	3歳	2,310	2,200	2,239	2,185	2,075
	4歳	2,251	2,266	2,218	2,252	2,173
	5歳	2,274	2,230	2,274	2,205	2,263
	合計()	13,459	13,064	12,945	12,742	12,510
南区 ¹	0歳	2,213	2,067	2,053	2,070	1,995
	1歳	2,113	2,112	2,059	2,107	2,057
	2歳	2,219	2,045	2,111	2,038	2,073
	3歳	2,238	2,130	2,030	2,096	2,026
	4歳	2,305	2,128	2,111	2,026	2,085
	5歳	2,213	2,257	2,112	2,099	2,028
	合計()	13,301	12,739	12,476	12,436	12,264

(実際人口は、「神奈川県年齢別人口統計調査」を使用している。将来推計人口は、平成27年度計画に記載されている人数を記載している。差異と差異率は監査人が試算している。)

第4 外部監査の結果及び意見

表 80 総面積と可住面積

		総面積 (km ²)	可住地面積 (km ²)	可住地面積 比率	可住地面積 人口密度 (人/km ²)
1	横浜市鶴見区	33.2	32.8	98.6%	8,940.3
2	横浜市神奈川区	23.7	22.8	96.0%	10,766.1
3	横浜市西区	7.0	7.0	99.3%	14,897.6
4	横浜市中区	21.3	20.8	97.6%	7,221.1
5	横浜市南区	12.7	12.0	94.9%	16,290.2
6	横浜市保土ヶ谷区	21.9	19.9	90.5%	10,374.8
7	横浜市磯子区	19.1	16.9	88.7%	9,848.8
8	横浜市金沢区	31.0	26.0	84.1%	7,608.7
9	横浜市港北区	31.4	29.5	93.9%	11,991.2
10	横浜市戸塚区	35.8	31.7	88.5%	8,858.7
11	横浜市港南区	19.9	18.7	93.8%	11,448.9
12	横浜市旭区	32.7	28.7	87.7%	8,535.1
13	横浜市緑区	25.5	21.3	83.6%	8,559.8
14	横浜市瀬谷区	17.2	16.0	93.2%	7,625.3
15	横浜市栄区	18.5	15.1	81.5%	7,926.6
16	横浜市泉区	23.6	21.9	92.8%	6,939.2
17	横浜市青葉区	35.2	32.8	93.2%	9,460.1
18	横浜市都筑区	27.9	26.4	94.6%	8,063.8
19	川崎市川崎区	39.5	39.5	100.0%	5,894.4
20	川崎市幸区	10.0	10.0	100.0%	17,060.4
21	川崎市中原区	14.7	14.7	99.6%	17,844.0
22	川崎市高津区	16.4	15.4	94.1%	15,156.7
23	川崎市多摩区	20.5	19.0	92.9%	11,555.4
24	川崎市宮前区	18.6	17.6	94.6%	13,204.6
25	川崎市麻生区	23.3	20.1	86.3%	8,978.4
26	相模原市緑区	253.9	68.4	27.0%	2,490.7
27	相模原市中央区	36.9	36.2	98.1%	7,524.3
28	相模原市南区	38.1	35.4	93.0%	7,903.6
29	横須賀市	100.8	70.9	70.3%	5,547.3
30	平塚市	67.8	62.9	92.7%	4,099.1
31	鎌倉市	39.7	26.8	67.6%	6,424.0
32	藤沢市	69.6	63.8	91.7%	6,814.6
33	小田原市	113.8	71.6	62.9%	2,655.8
34	茅ヶ崎市	35.7	32.7	91.7%	7,396.5
35	逗子市	17.3	8.5	49.3%	6,686.5
36	三浦市	32.1	26.0	81.2%	1,626.0
37	秦野市	103.8	49.6	47.8%	3,325.8
38	厚木市	93.8	67.4	71.8%	3,333.9
39	大和市	27.1	25.9	95.5%	9,192.2
40	伊勢原市	55.6	34.7	62.5%	2,939.3
41	海老名市	26.6	26.1	98.1%	5,140.8
42	座間市	17.6	16.6	94.6%	7,861.3
43	南足柄市	77.1	25.1	32.5%	1,663.4
44	綾瀬市	22.1	20.6	92.9%	4,109.1

(「統計でみる市区町村のすがた 2020」より監査人作成)

表 81 合計特殊出生率の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	平均
1	横浜市鶴見区	1.17	1.17	1.19	1.24	1.26	1.23	1.21	1.20	1.21
2	横浜市神奈川区	1.08	1.15	1.13	1.16	1.11	1.15	1.09	1.05	1.12
3	横浜市西区	1.06	1.13	1.16	1.12	1.17	1.07	1.00	1.05	1.09
4	横浜市中区	1.03	1.09	1.05	1.06	1.09	1.05	1.04	0.96	1.05
5	横浜市南区	1.09	1.12	1.15	1.14	1.19	1.25	1.21	1.15	1.16
6	横浜市保土ヶ谷区	1.21	1.26	1.23	1.27	1.43	1.33	1.37	1.34	1.31
7	横浜市磯子区	1.18	1.17	1.13	1.19	1.26	1.15	1.20	1.17	1.18
8	横浜市金沢区	1.20	1.27	1.31	1.37	1.39	1.38	1.34	1.39	1.33
9	横浜市港北区	1.34	1.35	1.35	1.37	1.36	1.38	1.33	1.45	1.37
10	横浜市戸塚区	1.20	1.22	1.19	1.24	1.23	1.19	1.25	1.25	1.22
11	横浜市港南区	1.24	1.28	1.27	1.26	1.28	1.24	1.28	1.25	1.26
12	横浜市旭区	1.28	1.35	1.34	1.31	1.41	1.36	1.36	1.35	1.34
13	横浜市緑区	1.28	1.38	1.37	1.42	1.46	1.38	1.22	1.36	1.36
14	横浜市瀬谷区	1.29	1.34	1.33	1.27	1.34	1.32	1.33	1.38	1.33
15	横浜市栄区	1.32	1.41	1.34	1.35	1.41	1.38	1.40	1.38	1.37
16	横浜市泉区	1.24	1.29	1.30	1.37	1.35	1.33	1.28	1.26	1.30
17	横浜市青葉区	1.50	1.48	1.50	1.54	1.55	1.43	1.40	1.37	1.47
18	横浜市都筑区	1.26	1.28	1.30	1.30	1.37	1.36	1.34	1.31	1.32
19	川崎市川崎区	1.40	1.45	1.46	1.38	1.54	1.53	1.58	1.53	1.49
20	川崎市幸区	1.19	1.24	1.28	1.32	1.35	1.35	1.35	1.30	1.30
21	川崎市中原区	1.26	1.27	1.28	1.31	1.34	1.35	1.35	1.29	1.31
22	川崎市高津区	1.20	1.19	1.18	1.21	1.31	1.26	1.20	1.20	1.22
23	川崎市多摩区	1.42	1.37	1.37	1.40	1.41	1.54	1.50	1.53	1.44
24	川崎市宮前区	1.25	1.25	1.30	1.30	1.28	1.32	1.23	1.29	1.28
25	川崎市麻生区	1.21	1.23	1.24	1.24	1.25	1.24	1.24	1.25	1.24
26	相模原市緑区	1.25	1.26	1.32	1.28	1.31	1.28	1.26	1.29	1.28
27	相模原市中央区	1.17	1.16	1.15	1.20	1.21	1.21	1.25	1.24	1.20
28	相模原市南区	1.31	1.30	1.28	1.28	1.33	1.34	1.30	1.28	1.30
29	横須賀市	1.24	1.25	1.25	1.25	1.24	1.24	1.27	1.23	1.25
30	平塚市	1.10	1.20	1.19	1.18	1.20	1.25	1.18	1.20	1.19
31	鎌倉市	1.33	1.31	1.37	1.34	1.39	1.42	1.38	1.40	1.37
32	藤沢市	1.23	1.33	1.24	1.26	1.30	1.22	1.28	1.20	1.26
33	小田原市	1.30	1.29	1.41	1.27	1.35	1.39	1.32	1.40	1.34
34	茅ヶ崎市	1.23	1.19	1.34	1.28	1.32	1.40	1.28	1.35	1.30
35	逗子市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
36	三浦市	1.07	0.88	1.09	1.14	1.09	1.11	1.12	1.03	1.07
37	秦野市	1.26	1.22	1.25	1.23	1.28	1.19	1.21	1.12	1.22
38	厚木市	1.25	1.20	1.28	1.29	1.32	1.33	1.31	1.25	1.28
39	大和市	1.36	1.36	1.41	1.39	1.46	1.38	1.35	1.37	1.39
40	伊勢原市	1.29	1.32	1.33	1.34	1.31	1.31	1.31	1.26	1.31
41	海老名市	1.30	1.27	1.32	1.33	1.38	1.41	1.35	1.45	1.36
42	座間市	1.26	1.26	1.28	1.22	1.33	1.22	1.30	1.28	1.27
43	南足柄市	1.42	1.46	1.29	1.35	1.34	1.22	1.29	1.23	1.33
44	綾瀬市	1.39	1.39	1.41	1.50	1.32	1.29	1.27	1.36	1.37

(神奈川県衛生統計年報より監査人作成)

第4 外部監査の結果及び意見

表 82 出生率(人口千対)の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	平均
1	横浜市鶴見区	9.64	9.68	9.45	9.72	9.50	8.88	8.54	8.11	9.19
2	横浜市神奈川区	8.86	8.66	8.63	8.83	8.72	8.51	8.15	7.98	8.54
3	横浜市西区	8.79	9.24	8.97	9.17	8.39	8.94	8.04	7.58	8.64
4	横浜市中区	6.71	6.97	7.01	6.69	6.74	6.49	5.88	5.99	6.56
5	横浜市南区	6.78	7.00	6.62	6.56	6.57	6.30	6.20	5.62	6.46
6	横浜市保土ヶ谷区	6.76	6.81	6.76	6.60	6.73	6.93	6.81	6.38	6.72
7	横浜市磯子区	7.67	7.85	7.37	7.39	8.18	7.67	7.64	7.35	7.64
8	横浜市金沢区	7.29	7.01	6.54	6.63	6.85	6.01	6.07	5.78	6.52
9	横浜市港北区	9.78	10.15	10.24	10.56	10.56	10.29	9.78	9.92	10.16
10	横浜市戸塚区	8.92	8.70	8.46	8.31	7.91	7.99	7.49	7.88	8.21
11	横浜市港南区	7.46	7.35	7.03	7.01	6.72	6.35	6.42	6.27	6.83
12	横浜市旭区	7.42	7.46	7.24	6.89	6.79	6.51	6.56	6.26	6.89
13	横浜市緑区	8.67	8.75	8.53	8.12	8.48	8.12	7.86	7.67	8.28
14	横浜市瀬谷区	7.82	8.14	7.75	7.65	7.78	7.18	6.28	6.77	7.42
15	横浜市栄区	8.08	8.06	7.76	7.15	7.07	6.76	6.53	6.66	7.26
16	横浜市泉区	8.07	8.34	7.71	7.40	7.54	7.16	7.05	6.80	7.51
17	横浜市青葉区	8.63	8.77	8.47	8.64	8.25	7.94	7.43	7.09	8.15
18	横浜市都筑区	10.30	9.86	9.75	9.74	9.33	8.54	8.06	7.55	9.14
19	川崎市川崎区	8.01	8.30	8.37	7.72	8.55	7.81	7.41	6.74	7.86
20	川崎市幸区	10.52	10.71	10.71	9.83	10.62	10.08	10.19	10.00	10.33
21	川崎市中原区	11.23	11.46	11.55	11.83	12.09	11.69	11.54	10.91	11.54
22	川崎市高津区	10.90	10.59	10.63	10.57	10.59	10.33	10.12	9.44	10.40
23	川崎市多摩区	9.63	9.33	9.06	9.08	9.77	9.21	8.69	8.58	9.17
24	川崎市宮前区	10.60	10.11	9.88	9.71	9.60	8.99	8.48	8.58	9.49
25	川崎市麻生区	8.90	8.65	8.64	8.47	8.09	7.99	7.29	7.43	8.18
26	相模原市緑区	7.93	8.37	7.81	7.40	7.29	6.91	6.49	6.42	7.33
27	相模原市中央区	8.12	7.87	8.11	7.63	7.70	7.29	7.01	7.07	7.60
28	相模原市南区	8.17	7.93	7.62	7.81	7.69	7.29	7.27	7.09	7.61
29	横須賀市	7.18	6.90	6.63	6.40	6.48	6.40	6.03	5.85	6.48
30	平塚市	7.48	7.39	7.21	6.97	6.65	6.56	6.55	6.23	6.88
31	鎌倉市	6.73	7.16	6.80	6.49	6.37	6.38	5.81	5.73	6.43
32	藤沢市	8.91	8.65	8.77	8.39	8.41	8.26	7.88	7.75	8.38
33	小田原市	7.29	7.65	6.96	6.95	7.03	6.47	6.56	6.07	6.87
34	茅ヶ崎市	8.61	8.24	8.59	7.68	7.79	7.82	7.26	7.36	7.92
35	逗子市	7.00	6.62	6.97	6.43	6.63	6.55	5.95	6.21	6.55
36	三浦市	5.26	4.16	5.02	5.01	4.64	4.64	4.56	4.08	4.67
37	秦野市	7.37	7.04	6.98	6.66	6.85	5.99	5.95	5.24	6.51
38	厚木市	7.81	7.42	7.52	7.47	7.37	7.16	6.86	6.43	7.26
39	大和市	9.21	9.04	9.11	8.86	9.02	8.50	8.05	8.05	8.73
40	伊勢原市	8.58	8.53	8.25	8.06	7.68	7.51	7.27	7.01	7.86
41	海老名市	8.84	8.30	8.37	8.08	8.09	8.18	7.54	7.93	8.17
42	座間市	8.25	7.95	7.91	7.21	7.65	6.87	7.25	6.96	7.51
43	南足柄市	7.64	7.58	6.69	6.73	6.28	5.90	5.91	5.63	6.55
44	綾瀬市	8.37	8.14	8.11	8.32	7.14	6.68	6.33	6.52	7.45

(神奈川県衛生統計年報より監査人作成)

表 83 相模原市3行政区と5行政区の年齢別人口

(単位:人)

	相模原市緑区					相模原市中央区			
	年齢区分	H23.01.01	R02.01.01	増減		年齢区分	H23.01.01	R02.01.01	増減
	0~4	3,653	2,778	▲ 875		0~4	5,690	4,777	▲ 913
	5~9	3,772	3,256	▲ 516		5~9	5,788	5,431	▲ 357
	10~14	3,843	3,599	▲ 244		10~14	6,405	5,790	▲ 615
	15~19	4,275	3,802	▲ 473		15~19	7,090	6,158	▲ 932
	20~24	5,271	4,419	▲ 852		20~24	8,021	7,997	▲ 24
	25~29	5,206	4,066	▲ 1,140		25~29	7,525	7,061	▲ 464
	30~34	5,827	3,980	▲ 1,847		30~34	8,806	6,821	▲ 1,985
	35~39	6,905	4,601	▲ 2,304		35~39	10,958	7,928	▲ 3,030
	40~44	6,037	5,668	▲ 369		40~44	10,185	9,400	▲ 785
	45~49	5,351	6,721	1,370		45~49	8,569	11,237	2,668
	50~54	4,903	5,791	888		50~54	7,081	9,881	2,800
	55~59	6,225	5,005	▲ 1,220		55~59	7,852	8,066	214
	60~64	7,735	4,884	▲ 2,851		60~64	10,270	6,929	▲ 3,341
	65~69	5,849	6,286	437		65~69	8,912	8,379	▲ 533
	70~74	4,146	6,811	2,665		70~74	6,528	9,470	2,942
	75~79	3,128	5,290	2,162		75~79	4,719	8,325	3,606
	80~84	2,310	3,339	1,029		80~84	3,105	5,225	2,120
	85~89	1,534	2,254	720		85~89	1,921	3,247	1,326
	90~94	754	1,176	422		90~94	902	1,575	673
	95~99	207	423	216		95~99	255	486	231
	100以上	35	94	59		100以上	41	78	37
	年齢不詳	384	492	108		年齢不詳	753	1,221	468
	合計	87,350	84,735	▲ 2,615		合計	131,376	135,482	4,106
	うち15~49	38,872	33,257	▲ 5,615		うち15~49	61,154	56,602	▲ 4,552
	相模原市南区					横浜市鶴見区			
	年齢区分	H23.01.01	R02.01.01	増減		年齢区分	H23.01.01	R02.01.01	増減
	0~4	5,488	4,872	▲ 616		0~4	6,164	6,058	▲ 106
	5~9	5,308	5,164	▲ 144		5~9	5,707	6,151	444
	10~14	5,625	5,358	▲ 267		10~14	5,569	5,807	238
	15~19	6,565	5,789	▲ 776		15~19	5,426	6,001	575
	20~24	8,547	8,347	▲ 200		20~24	6,781	7,834	1,053
	25~29	8,984	8,256	▲ 728		25~29	8,787	8,731	▲ 56
	30~34	9,442	7,349	▲ 2,093		30~34	9,749	9,040	▲ 709
	35~39	11,064	8,206	▲ 2,858		35~39	11,720	9,862	▲ 1,858
	40~44	10,554	9,436	▲ 1,118		40~44	10,153	10,486	333
	45~49	8,875	11,391	2,516		45~49	8,499	12,077	3,578
	50~54	7,469	10,184	2,715		50~54	7,452	9,966	2,514
	55~59	8,281	8,329	48		55~59	7,842	8,271	429
	60~64	10,445	6,988	▲ 3,457		60~64	9,254	7,119	▲ 2,135
	65~69	9,497	8,417	▲ 1,080		65~69	7,628	7,740	112
	70~74	7,667	9,693	2,026		70~74	6,432	8,163	1,731
	75~79	5,635	9,261	3,626		75~79	5,475	6,962	1,487
	80~84	3,787	6,295	2,508		80~84	3,930	5,118	1,188
	85~89	2,332	3,970	1,638		85~89	2,381	3,532	1,151
	90~94	1,161	2,007	846		90~94	1,009	1,652	643
	95~99	390	689	299		95~99	252	419	167
	100以上	81	165	84		100以上	46	0	▲ 46
	年齢不詳	863	1,001	138		年齢不詳	662	682	20
	合計	138,060	141,167	3,107		合計	130,918	141,671	10,753
	うち15~49	64,031	58,774	▲ 5,257		うち15~49	61,115	64,031	2,916

第4 外部監査の結果及び意見

	横浜市西区					横浜市港北区			
	年齢区分	H23.01.01	R02.01.01	増減		年齢区分	H23.01.01	R02.01.01	増減
	0～4	1,830	2,041	211		0～4	7,096	7,413	317
	5～9	1,561	1,914	353		5～9	6,509	6,940	431
	10～14	1,443	1,652	209		10～14	6,714	6,559	▲155
	15～19	1,566	1,744	178		15～19	6,471	6,991	520
	20～24	2,365	2,709	344		20～24	9,130	10,216	1,086
	25～29	3,511	3,579	68		25～29	12,448	11,898	▲550
	30～34	3,952	3,738	▲214		30～34	13,859	12,270	▲1,589
	35～39	4,735	4,000	▲735		35～39	15,086	12,802	▲2,284
	40～44	3,988	4,292	304		40～44	13,620	13,571	▲49
	45～49	3,111	4,845	1,734		45～49	11,291	15,021	3,730
	50～54	2,602	3,908	1,306		50～54	8,982	13,273	4,291
	55～59	2,523	3,014	491		55～59	8,820	10,444	1,624
	60～64	3,039	2,480	▲559		60～64	10,463	8,287	▲2,176
	65～69	2,422	2,394	▲28		65～69	8,519	8,508	▲11
	70～74	2,193	2,607	414		70～74	7,123	9,117	1,994
	75～79	2,215	2,198	▲17		75～79	6,142	7,883	1,741
	80～84	1,690	1,741	51		80～84	4,517	5,991	1,474
	85～89	1,013	1,399	386		85～89	2,776	4,261	1,485
	90～94	462	685	223		90～94	1,237	2,299	1,062
	95～99	130	152	22		95～99	358	658	300
	100以上	17	17	0		100以上	51	84	33
	年齢不詳	268	288	20		年齢不詳	490	621	131
	合計	46,636	51,397	4,761		合計	161,702	175,107	13,405
	うち15～49	23,228	24,907	1,679		うち15～49	81,905	82,769	864
	川崎市幸区					川崎市中原区			
	年齢区分	H23.01.01	R02.01.01	増減		年齢区分	H23.01.01	R02.01.01	増減
	0～4	3,745	4,125	380		0～4	5,592	6,374	782
	5～9	3,066	3,510	444		5～9	4,599	5,316	717
	10～14	2,821	3,290	469		10～14	4,295	4,737	442
	15～19	2,774	3,092	318		15～19	4,257	4,762	505
	20～24	3,550	3,884	334		20～24	6,401	7,494	1,093
	25～29	5,137	4,849	▲288		25～29	10,394	11,059	665
	30～34	6,335	5,586	▲749		30～34	11,719	11,176	▲543
	35～39	6,862	6,144	▲718		35～39	11,994	10,862	▲1,132
	40～44	5,682	6,689	1,007		40～44	9,843	10,945	1,102
	45～49	4,474	6,907	2,433		45～49	7,710	11,256	3,546
	50～54	4,022	5,567	1,545		50～54	5,646	9,308	3,662
	55～59	4,508	4,334	▲174		55～59	5,275	6,988	1,713
	60～64	5,412	3,987	▲1,425		60～64	5,928	5,134	▲794
	65～69	4,425	4,623	198		65～69	4,791	5,006	215
	70～74	3,954	4,916	962		70～74	4,160	4,979	819
	75～79	3,461	4,307	846		75～79	3,673	4,288	615
	80～84	2,429	3,161	732		80～84	2,817	3,428	611
	85～89	1,447	2,362	915		85～89	1,708	2,517	809
	90～94	671	1,137	466		90～94	808	1,339	531
	95～99	179	325	146		95～99	235	362	127
	100以上	18	85	67		100以上	39	56	17
	年齢不詳	608	1,609	1,001		年齢不詳	1,112	1,260	148
	合計	75,580	84,489	8,909		合計	112,996	128,646	15,650
	うち15～49	34,814	37,151	2,337		うち15～49	62,318	67,554	5,236

(「神奈川県年齢別人口統計調査」より監査人作成)

表 84 5 行政区と相模原市3行政区の自然増減と社会増減の比較 (単位:人)

項目	団体名	横浜市 鶴見区	横浜市 西区	横浜市 港北区	川崎市 幸区	川崎市 中原区	相模原市 緑区	相模原市 中央区	相模原市 南区
H23	H23.1.1	272,444	94,860	329,868	154,718	233,992	176,716	266,995	274,610
	自然増減	488	42	1,309	349	1,274	95	354	384
	社会増減	1,483	1,084	1,188	▲ 65	▲ 154	332	45	260
H24	H24.1.1	274,415	95,986	332,365	155,002	235,112	177,143	267,394	275,254
	自然増減	421	91	1,285	340	1,378	177	261	194
	社会増減	2,052	749	1,207	1,180	19	▲ 268	▲ 374	330
H25	H25.1.1	276,888	96,826	334,857	156,522	236,509	177,052	267,281	275,778
	自然増減	476	55	1,385	382	1,375	25	344	88
	社会増減	2,870	370	2,727	514	2,812	▲ 645	510	722
H26	H26.1.1	280,234	97,251	338,969	157,418	240,696	176,432	268,135	276,588
	自然増減	564	100	1,384	223	1,452	▲ 135	158	102
	社会増減	1,286	360	1,380	1,126	2,440	▲ 569	1,663	575
H27	H27.1.1	282,084	97,711	341,733	158,767	244,588	175,728	269,956	277,265
	自然増減	546	30	1,336	390	1,501	▲ 159	40	▲ 66
	社会増減	2,626	832	1,249	2,122	1,832	▲ 1,953	196	132
H28	H28.1.1	285,256	98,573	344,318	161,279	247,921	173,616	270,192	277,331
	自然増減	313	30	1,299	319	1,611	▲ 174	▲ 113	▲ 39
	社会増減	1,882	43	1,305	1,969	1,976	▲ 369	733	300
H29	H29.1.1	287,451	98,646	346,922	163,567	251,508	173,073	270,812	277,592
	自然増減	154	▲ 9	969	305	1,389	▲ 389	▲ 341	▲ 239
	社会増減	1,361	1,411	846	2,310	1,517	▲ 337	1,173	1,344
H30	H30.1.1	288,966	100,048	348,737	166,182	254,414	172,347	271,644	278,697
	自然増減	▲ 72	▲ 104	1,133	305	1,248	▲ 475	▲ 395	▲ 386
	社会増減	2,297	2,456	1,578	704	2,880	▲ 270	716	985
H31 R1	H31.1.1	291,191	102,400	351,448	167,191	258,542	171,602	271,965	279,296
	自然増減	▲ 72	▲ 25	704	239	1,282	▲ 680	▲ 612	▲ 526
	社会増減	1,856	1,610	1,468	3,345	2,126	▲ 458	875	1,334
R2	R2.1.1	292,975	103,985	353,620	170,775	261,950	170,464	272,228	280,104

(「神奈川県人口統計調査」より監査人作成)

第4 外部監査の結果及び意見

表 85 5 行政区と相模原市 3 行政区の自然増減の比較

(単位:人)

年次	項目	横浜市 鶴見区	横浜市 西区	横浜市 港北区	川崎市 幸区	川崎市 中原区	相模原市 緑区	相模原市 中央区	相模原市 南区
H23	出生	2,689	860	3,281	1,655	2,668	1,432	2,219	2,276
	死亡	▲ 2,201	▲ 818	▲ 1,972	▲ 1,306	▲ 1,394	▲ 1,337	▲ 1,865	▲ 1,892
H24	出生	2,752	929	3,432	1,684	2,757	1,487	2,149	2,207
	死亡	▲ 2,331	▲ 838	▲ 2,147	▲ 1,344	▲ 1,379	▲ 1,310	▲ 1,888	▲ 2,013
H25	出生	2,704	904	3,490	1,727	2,815	1,397	2,208	2,130
	死亡	▲ 2,228	▲ 849	▲ 2,105	▲ 1,345	▲ 1,440	▲ 1,372	▲ 1,864	▲ 2,042
H26	出生	2,839	918	3,646	1,581	2,920	1,316	2,089	2,209
	死亡	▲ 2,275	▲ 818	▲ 2,262	▲ 1,358	▲ 1,468	▲ 1,451	▲ 1,931	▲ 2,107
H27	出生	2,815	849	3,698	1,748	3,039	1,283	2,125	2,159
	死亡	▲ 2,269	▲ 819	▲ 2,362	▲ 1,358	▲ 1,538	▲ 1,442	▲ 2,085	▲ 2,225
H28	出生	2,680	913	3,597	1,698	3,058	1,232	2,013	2,079
	死亡	▲ 2,367	▲ 883	▲ 2,298	▲ 1,379	▲ 1,447	▲ 1,406	▲ 2,126	▲ 2,118
H29	出生	2,561	847	3,446	1,733	2,958	1,119	1,949	2,062
	死亡	▲ 2,407	▲ 856	▲ 2,477	▲ 1,428	▲ 1,569	▲ 1,508	▲ 2,290	▲ 2,301
H30	出生	2,473	795	3,536	1,742	2,863	1,135	1,936	2,021
	死亡	▲ 2,545	▲ 899	▲ 2,403	▲ 1,437	▲ 1,615	▲ 1,610	▲ 2,331	▲ 2,407
R1	出生	2,384	878	3,175	1,686	2,848	989	1,808	1,918
	死亡	▲ 2,456	▲ 903	▲ 2,471	▲ 1,447	▲ 1,566	▲ 1,669	▲ 2,420	▲ 2,444
合計	出生	23,897	7,893	31,301	15,254	25,926	11,390	18,496	19,061
	死亡	▲ 21,079	▲ 7,683	▲ 20,497	▲ 12,402	▲ 13,416	▲ 13,105	▲ 18,800	▲ 19,549
	差引	2,818	210	10,804	2,852	12,510	▲ 1,715	▲ 304	▲ 488

(「神奈川県人口統計調査」第6表」より監査人作成)

表 86 5 行政区と相模原市 3 行政区の社会増減の比較

(単位:人)

項目	団体 名	横浜市 鶴見区	横浜市 西区	横浜市 港北区	川崎市 幸区	川崎市 中原区	相模原市 緑区	相模原市 中央区	相模原市 南区
H23	転入	17,326	9,111	24,508	9,506	19,253	8,355	13,096	14,555
	転出	▲ 15,843	▲ 8,027	▲ 23,320	▲ 9,571	▲ 19,407	▲ 8,023	▲ 13,051	▲ 14,295
H24	転入	18,457	9,230	24,197	10,751	19,704	7,501	12,278	14,216
	転出	▲ 16,405	▲ 8,481	▲ 22,990	▲ 9,571	▲ 19,685	▲ 7,769	▲ 12,652	▲ 13,886
H25	転入	18,825	8,829	25,334	10,272	21,641	7,285	13,164	14,524
	転出	▲ 15,955	▲ 8,459	▲ 22,607	▲ 9,758	▲ 18,829	▲ 7,930	▲ 12,654	▲ 13,802
H26	転入	17,085	8,732	24,067	10,239	20,646	7,272	13,564	14,084
	転出	▲ 15,799	▲ 8,372	▲ 22,687	▲ 9,113	▲ 18,206	▲ 7,841	▲ 11,901	▲ 13,509
H27	転入	19,491	9,740	25,545	12,451	22,103	7,403	13,605	14,850
	転出	▲ 16,865	▲ 8,908	▲ 24,296	▲ 10,329	▲ 20,271	▲ 9,356	▲ 13,409	▲ 14,718
H28	転入	18,339	8,718	24,398	11,293	21,372	7,145	12,597	13,840
	転出	▲ 16,457	▲ 8,675	▲ 23,093	▲ 9,324	▲ 19,396	▲ 7,514	▲ 11,864	▲ 13,540
H29	転入	18,782	9,844	24,059	12,023	21,420	7,097	13,181	14,929
	転出	▲ 17,421	▲ 8,433	▲ 23,213	▲ 9,713	▲ 19,903	▲ 7,434	▲ 12,008	▲ 13,585
H30	転入	19,922	10,861	24,961	11,146	22,887	7,200	12,797	14,750
	転出	▲ 17,625	▲ 8,405	▲ 23,383	▲ 10,442	▲ 20,007	▲ 7,470	▲ 12,081	▲ 13,765
R1	転入	20,064	10,220	25,052	13,389	22,693	7,109	12,812	15,127
	転出	▲ 18,208	▲ 8,610	▲ 23,584	▲ 10,044	▲ 20,567	▲ 7,567	▲ 11,937	▲ 13,793
合計	転入	168,291	85,285	222,121	101,070	191,719	66,367	117,094	130,875
	転出	▲ 150,578	▲ 76,370	▲ 209,173	▲ 87,865	▲ 176,271	▲ 70,904	▲ 111,557	▲ 124,893
	差引	17,713	8,915	12,948	13,205	15,448	▲ 4,537	5,537	5,982

(「神奈川県人口統計調査」より監査人作成)

表 87 児童相談所相談件数の推移

(単位:件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養護	829	782	933	1,006	1,122	1,214	1,250	1,569
知的障害	735	783	786	810	800	845	905	891
その他	492	430	454	467	524	474	436	496
保健	0	1	0	0	7	2	1	0
肢体不自由	12	17	9	2	11	4	4	6
視聴覚障害	5	4	0	0	0	0	0	0
言語発達障害	5	1	0	0	0	1	0	0
重症心身障害	67	39	48	43	37	26	41	46
自閉症	9	9	7	24	66	93	93	105
く犯	24	29	28	25	29	21	20	13
触法行為等	73	60	65	52	35	37	12	16
性格行動	116	113	103	122	103	100	80	95
不登校	24	29	23	39	36	20	24	31
適性	64	60	60	61	69	67	72	80
しつけ	53	28	56	29	20	17	25	46
その他	40	40	55	70	111	86	64	58
合計	2,056	1,995	2,173	2,283	2,446	2,533	2,591	2,956

(「相模原市統計書」より監査人作成)

表 88 政令指定都市、中核市、神奈川県の子供相談所の相談件数比較

(単位:件)

	団体名	H23	R02	増減	増減比
1	札幌市	5,158	7,477	2,319	45.0%
2	仙台市	7,061	11,924	4,863	68.9%
3	さいたま市	3,440	5,956	2,516	73.1%
4	千葉市	3,762	6,041	2,279	60.6%
5	横浜市	15,877	19,189	3,312	20.9%
6	川崎市	3,357	5,166	1,809	53.9%
7	相模原市	2,056	2,956	900	43.8%
8	新潟市	2,470	3,652	1,182	47.9%
9	静岡市	1,612	2,439	827	51.3%
10	浜松市	1,786	2,482	696	39.0%
11	名古屋市	4,617	7,319	2,702	58.5%
12	京都市	8,973	11,547	2,574	28.7%
13	大阪市	11,002	16,814	5,812	52.8%
14	堺市	4,324	5,503	1,179	27.3%
15	神戸市	5,436	8,547	3,111	57.2%
16	岡山市	2,860	3,422	562	19.7%
17	広島市	3,511	6,400	2,889	82.3%
18	北九州市	4,628	7,121	2,493	53.9%
19	福岡市	3,816	6,491	2,675	70.1%
20	熊本市	1,335	2,046	711	53.3%
21	横須賀市	1,118	1,420	302	27.0%
22	金沢市	987	1,200	213	21.6%
23	神奈川県	9,162	12,878	3,716	40.6%

(「福祉行政報告例」より監査人作成)